

史跡難波宮跡附法円坂遺跡  
保存活用計画

2020.6  
大阪市教育局



## 例 言

- 1 本書は、大阪府中央区法円坂町、馬場町一帯に所在する国指定史跡難波宮跡附法円坂遺跡(以下、史跡難波宮跡と記す)の保存と活用について記した計画書である。
- 2 史跡難波宮跡は、昭和29年以降の発掘調査により、それまで所在の不明であった宮殿の大規模な姿が明らかとなり、また同位置に2時期の宮殿遺構が重複するという他に例を見ない特殊な存在形態を示すことが判明した。

その後の継続した発掘調査により、上層が聖武朝の難波宮であり、下層が孝徳朝の難波長柄豊碕宮であることが証明され、わが国の古代史を考えるうえで学術的に極めて重要な遺跡であることが明らかとなった。

また当時の高度経済成長による経済優先の時代風潮にあつて、大阪市という大都市の中心部で、大規模に遺跡の保存が成し遂げられたという点においても、難波宮跡はわが国の遺跡保存の歴史のなかで、画期となるだけの重要性をもっているといえる。

昭和39年に大極殿院を中心とした範囲が史跡に指定され、その後6次にわたる史跡の追加指定がおこなわれてきた。一方、同46年以降、主に中央大通以南の敷地の環境整備事業がすすめられてきた。この時期の整備事業はそれぞれの敷地ごとに計画が定められていたのであるが、統一した全体計画の必要性から、平成10年度に「難波宮跡公園整備基本計画」を策定した。その後20年近くが経過し、周辺状況も変化をみたことから、これらの計画の見直しをおこない、その成果をもとに保存活用計画を策定することとした。
- 3 策定作業は、平成21～24年度に前出の「難波宮跡公園整備基本計画」の見直しをおこない、その後同26、27年度に、主に中央大通以北の敷地の整備、活用計画について検討をすすめた。同28年度には史跡部分を中心としてその周辺部を含めた範囲について自然的、社会的環境の現状調査をおこない、あわせて各種の整備活用事業案を検討した。同29～31年度・令和元年度には、これらを基礎資料として保存活用計画の策定をおこなった。
- 4 本保存活用計画の策定にあたっては、難波宮跡整備計画検討委員会議の指導を得た。
- 5 本保存活用計画策定事業は、大阪府教育委員会が中心となり、大阪府経済戦略局、同建設局の3局が共同でおこない、検討にあたっては、大阪府都市整備部、府民文化部、大阪府教育庁文化財保護課の意見を聞きながらすすめた。また本計画の策定にあたっては、文化庁記念物課(平成30年10月からは文化財第二課)の指導、助言を得た。



# 目 次

例言

目次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画策定の目的	2
3 計画策定の流れと検討体制、および検討経過	3
1) 計画策定の流れ	3
2) 難波宮跡整備計画検討委員会議の開催	4
3) 検討経過	5
4 関連計画との関係	7
1) 難波宮跡・大阪城連続一体化構想	7
2) グランドデザイン・大阪	7
3) 大阪の成長戦略	8
4) 新・大阪市緑の基本計画	9
5) 大阪都市魅力創造戦略 2020	9
6) 生涯学習大阪計画	10
7) 大阪府市規制改革会議提言	10
8) 大阪スマートシティ戦略会議 Ver.1.0 ～e-OSAKAをめざして～	11
9) 大阪市景観計画	11
第2章 史跡難波宮跡をとりまく環境	13
1 自然環境	13
1) 位置と地形	13
2) 景観	14
2 社会環境	15
1) 難波宮跡公園の概要	15
2) 歴史、文化財関連施設	15
3) 周辺大規模施設	18
4) 緑の環境	20
5) 交通・アクセス	27
6) 難波宮跡公園周辺の駐車場配置状況	30
7) 土地利用	31
8) 災害時の緊急避難地について	31
9) 人口動向、その他	31

3	難波地域周辺の歴史	33
1)	難波宮以前の上町台地	33
2)	難波宮下層遺跡群	34
3)	難波宮	36
4)	中世～豊臣期	42
5)	近世（徳川期）	43
6)	近代	44
4	難波宮跡・大阪城連続一体化構想と大阪歴史博物館の建設	45
第3章 史跡の概要		47
1	史跡指定に至る経緯	47
2	追加指定の状況	48
3	「指定理由および説明」の内容	50
4	公有化の現状	54
第4章 史跡の本質的価値		55
1	史跡の本質的価値の明示	55
2	構成要素の特定	55
3	構成要素の説明	56
1)	史跡の本質的価値を構成する要素	56
2)	史跡の本質的価値を構成する要素に準じる要素	57
3)	本質的価値の保存活用に資する要素	57
4)	史跡指定地外にあり、史跡と一体的に捉えることにより価値を有する要素	59
第5章 現状と課題		61
1	保存（保存管理）	61
1)	史跡指定地内	61
2)	史跡指定地外	62
2	活用	63
1)	史跡指定地内	63
2)	史跡指定地外	65
3	環境整備事業の実施	68
4	運営体制	72
1)	現状と課題	72
2)	大阪歴史博物館との連携強化	73
5	まとめ	73
第6章 保存活用の基本方針（理念）		75
1	基本方針（理念）の検討	75

2	保存活用の基本方針（理念）	76
第7章 保存（保存管理）		
1	保存（保存管理）の方法	77
1	1）基本方針	77
2	2）保存（保存管理）の方法	77
2	現状変更の取り扱い	77
1	1）現状変更の許可申請が必要な行為の事例	77
2	2）そのうち大阪市教育委員会が判断する行為の事例	78
3	3）現状変更の許可申請が不要な行為	78
4	4）日常的な維持管理	79
3	現状変更の取り扱い規準	79
1	1）建築物の新築、建替、増築、除去	79
2	2）工作物の新設、改修、除去	79
3	3）地形の改変、および土木工事等	79
4	4）木竹の植栽、植替え、伐採、抜根等	80
4	追加指定・公有化の方針	80
第8章 活用		
1	1 方向性	81
2	2 方針	81
3	3 方法	81
1	1）学校教育との連携	82
2	2）生涯学習との連携	83
3	3）地域との連携	83
4	4）大阪歴史博物館、大学、研究機関、大阪城天守閣との連携	83
5	5）集客、観光に対する対応	84
第9章 整備		
1	1 整備の基本方針	85
1	1）北部ブロック	85
2	2）南部ブロック	86
3	3）西部ブロック	87
2	敷地別整備方針	88
1	1）北部ブロック	89
2	2）南部ブロック	90
3	3）西部ブロック	91
3	環境整備事業の推進	92
4	解説、インフォメーション機能の充実	93

第10章 運営体制の整備	95
1 一元的な管理運営体制の必要性	95
2 市民意識の高揚、民間との連携	95
3 保存管理の有効な手段の検討	96
第11章 経過観察および事業計画の見直し	97
1 整備基本計画の策定	97
2 経過観察	97
引用・参考文献	99



# 第1章 計画策定の経緯と目的

## 1 計画策定の経緯

難波宮跡は、大阪府中央区法円坂を中心に所在する古代の宮殿遺跡である。飛鳥・奈良時代の歴史における重要な舞台となっただけでなく、宮殿遺跡として規模・内容ともに、わが国を代表する存在である。昭和29年(1954)から今日に至るまで継続した発掘調査がおこなわれ、多くの貴重な成果を上げてきた。昭和39年(1964)には、宮殿中枢部の大極殿を中心とした一角が第1次史跡指定を受けた。昭和50年代以降、宮殿中枢部の周辺地域でも調査がすすみ、広い範囲で難波宮の一部と思われる遺構が検出されるなどの成果を受けて、その後6次にわたる追加指定により、現在14.5万㎡余りが史跡に指定されている。

これまで、環境整備事業の検討がおこなわれてきたのは史跡指定地とその予定地に限られていたが、これらの周辺地区でも継続して発掘調査がおこなわれたことにより、関連する遺構が検出され、難波宮の全体像を推測できるようになった。今後は、これらの地区において保護と活用の手を広げ、広域に及ぶ遺跡の保存を図るとともに、市民に対して難波宮の全体像をより理解しやすくする方策を講じることが必要である。



図1 難波宮跡とその周辺(2001年撮影)

## 2 計画策定の目的

史跡を適切に保存し、その価値を守り伝えるためには、良好な環境整備をおこない、広く市民に周知し、積極的な活用をすすめることが重要である。それにより史跡の価値が再認識され、さらなる保存と活用につながる。

そのために保存活用計画を策定し、保存と活用の方針を示し、それを可能とするための具体的な整備手法等を定めるものである。

主な内容は以下のとおりである。

・史跡の学問的価値を掘り下げ、史跡の「本質的価値」を明確にし、保存と活用の方針を定める。その方針に基づき、史跡の保存、環境整備、活用について、具体的な手法を定める。

難波宮跡については、昭和46年(1971)以降、環境整備事業がすすめられてきたが、活用、管理等を含めてのまとまった形にはできていなかった。近年、難波宮跡をとりまく周辺環境にも動きが見られることから、将来にわたっての整備、活用方針を定めるものである。

また、関連する計画の「大阪の成長戦略」「大阪都市魅力戦略」では、大阪城も含めたこのエリアを「文化・観光拠点」とし、賑わい機能の強化を図る方向性と具体的取り組みが示されている。これらを受けて史跡の保存と活用を図るとともに、2050年の難波宮遷都1400年に向け、難波宮の全体像がより具体的に体感できる史跡地の計画を目指す。

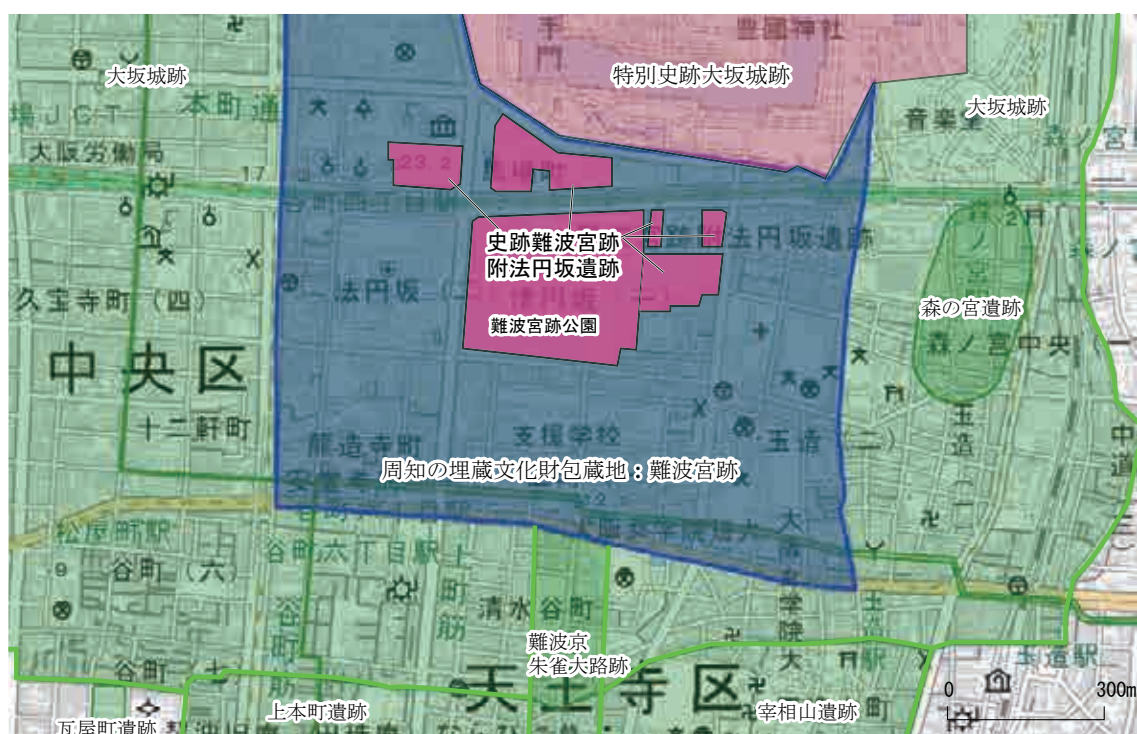
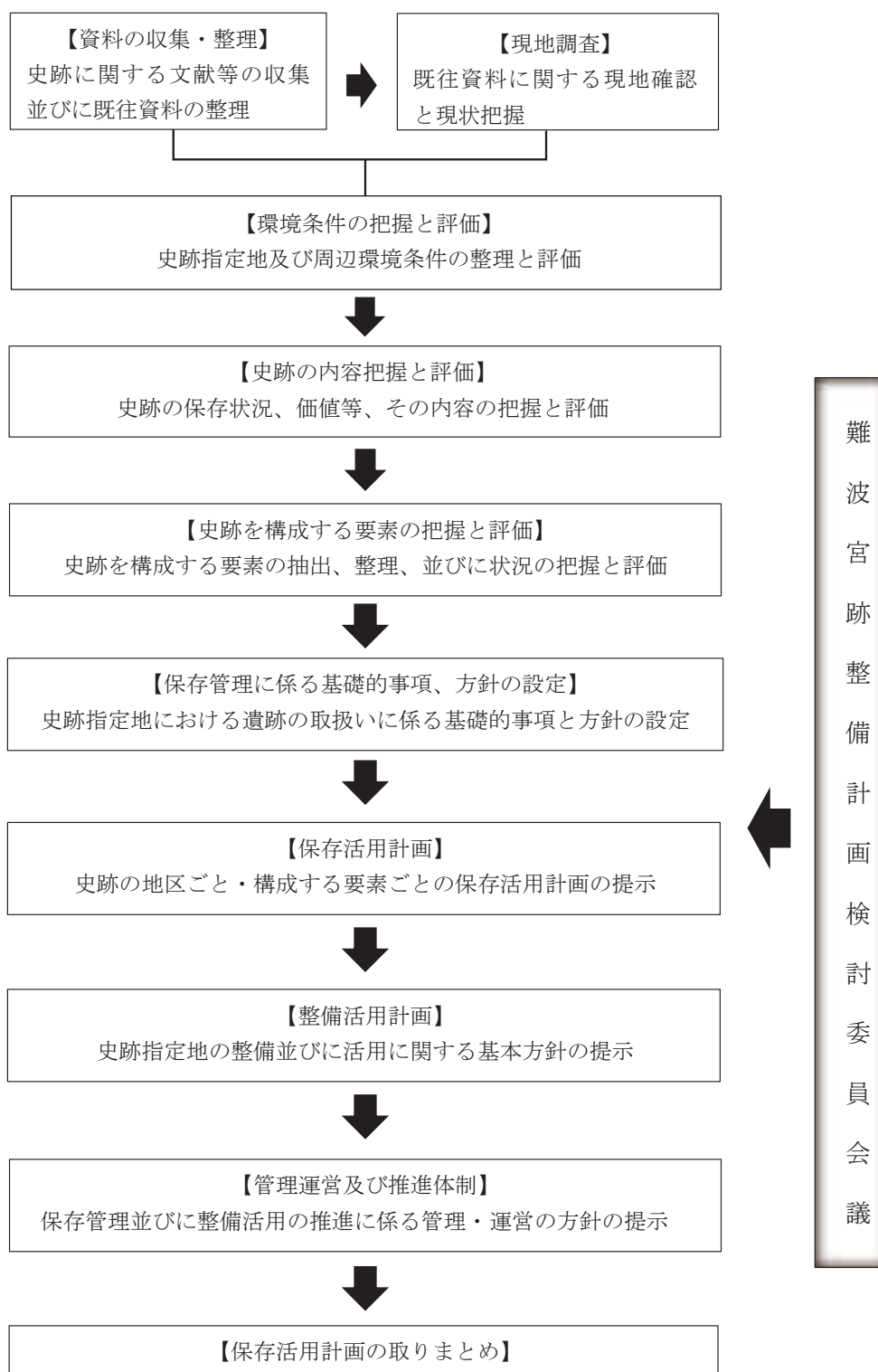


図2 史跡難波宮跡附法円坂遺跡と周知の埋蔵文化財包蔵地の難波宮跡(大阪府地図情報システムより作成)

### 3 計画策定の流れと検討体制、および検討経過

#### 1) 計画策定の流れ

計画策定に必要な資料収集および周辺状況の調査、現状把握、検討項目等を記し、策定の流れを、次のように整理した。



## 2) 難波宮跡整備計画検討委員会議の開催

昭和45年(1970)以降、史跡難波宮跡の保存、活用、および環境整備事業の実施にあたっては、学識経験者で構成された難波宮跡整備計画小委員会、および同整備計画審議幹事会の指導を受けながらすすめられた。その後は同56年(1981)に新たに設置された難波宮跡整備計画委員会、および同専門委員会の指導を得ながらすすめられた(詳細は第5章3参照)。

両委員会は平成21年(2009)に難波宮跡整備計画委員会に一本化され、本保存活用計画の策定にあたって指導を得た。同委員会は平成26年(2014)に難波宮跡整備計画検討委員会議に名称が変更となった。

平成21年度以降の委員構成は以下のとおりである。

### ○平成21年度～24年度 (肩書は平成21年当時)

狩野 久 (元岡山大学教授)	日本史
近藤 公夫 (奈良女子大学名誉教授)	緑地計画
澤村 仁 (九州芸術工科大学名誉教授)	日本建築史
鈴木 嘉吉 (元奈良国立文化財研究所所長)	日本建築史
武田 佐知子(大阪大学副学長)	日本史
坪井 清足 (財元興寺文化財研究所副理事長)	考古学
中尾 芳治 (元帝塚山学院大学教授)	考古学
増淵 徹 (京都橘大学教授)	日本史
八木 久栄 (元財大阪市文化財協会報告書作成室長)	考古学



図3 難波宮跡整備計画委員会委員(平成24年3月)  
(左より、増淵、中尾、鈴木、坪井、狩野、八木、武田、近藤の各氏)

○平成26年度～（肩書は平成27年当時）

足立 基浩	（和歌山大学教授）	経済学(観光集客)
加我 宏之	（大阪府立大学准教授）	都市計画(造園)
國下 多美樹	（龍谷大学教授）	考古学
中尾 芳治	（元帝塚山学院大学教授）	考古学
弘本 由香里	（大阪ガス㈱エネルギー・文化研究所研究員）	まちづくり
平澤 毅	（奈良文化財研究所文化遺産部、平成26年度のみ）	造園、史跡整備
前川 歩	（奈良文化財研究所都城発掘調査部、平成27年度以降）	建築史、史跡整備
増淵 徹	（京都橘大学教授）	日本史、史跡整備
八木 久栄	（元財大阪市文化財協会報告書作成室長）	考古学

○事務局

大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課、同経済戦略局文化部文化課、同建設局公園緑化部調整課。

大阪府教育庁文化財保護課、同都市整備部事業管理室事業企画課、同都市計画室公園課、同府民文化部都市魅力創造局企画・観光課。

事務局は大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課に置く。

なお計画の策定にあたっては、文化庁記念物課(平成30年10月以降は文化財第二課)の指導、助言を得た。

### 3) 検討経過

史跡難波宮跡の環境整備事業は、昭和46年度の後期大極殿の基壇復元を嚆矢とする。その後、同51年度以降は南部ブロックにおいて朝堂院遺構の表示を中心に、敷地の道路際に高木を植樹し、また公園としての便益施設等を設置した。この時に遺構表示手法の検討がなされ、前期難波宮、後期難波宮を異なった表示方法とし、両者の違いを視覚的に認識できるようにするといった基本的な方針が決定した。

その後、平成10年度に西部ブロックの整備をおこなうにあたり、3つのブロックの遺構の性格、立地条件等の違いを踏まえ、それぞれのブロックに求められる機能を明確にした史跡全体の整備基本計画として「難波宮跡公園整備基本計画」を策定した。

平成20年度には、朝堂院東隣の大阪市住宅供給公社の敷地の遺構保存と住宅整備、敷地計画等について検討するために、同公社内に難波宮跡整備計画委員会の委員が中心となり「史跡および住宅整備についての検討委員会」が設置された。平成21年度以降は、北部ブロックにあったNHK大阪放送局が移転した後を受けて、その跡地の整備をすすめる必要性が高まり、整備手法について検討すること

となった。検討にあたっては、上記基本計画の策定後に隣接部の敷地で史跡追加指定、公有化がすすんだこと等の周辺事情の変化を踏まえ、基本計画の見直しをおこなった。見直しの際には、その後の発掘調査により、周辺地区で重要遺構がまとまって発見された敷地も含めて、整備活用案が検討された。

平成26・27年度は、旧NHK大阪放送局敷地を中心に、具体的な整備、活用手法の検討に入った。その際、同26年度以降は、難波宮跡の活用、整備事業は、大阪市だけでなく大阪府も共同でおこなうこととなった。

このような経過の中で、今後の史跡難波宮跡の保存、活用等の事業をすすめるにあたり、基本方針を定めた保存活用計画の策定が必要であるとの指摘、指導を受け、同26年度には、史跡範囲を中心として周辺部も含めた範囲について、自然、社会環境等の現状調査をおこない、それらを基本資料として平成29年度より保存活用計画を策定した。

難波宮跡整備計画委員会(平成26年度以降は難波宮跡整備計画検討委員会)は、以下の日程で開催された。

平成21年度 平成22年3月31日  
平成22年度 同 23年3月16日  
平成23年度 同 24年3月21日  
平成24年度 同 25年3月19日  
平成26年度 同 27年3月24日  
平成27年度 同 28年3月22日  
平成28年度 同 29年3月6日  
平成29年度 同 29年10月4日  
平成30年度 同 30年6月14日、31年3月20日  
平成31年・令和元年度 令和元年11月27日

## 4 関連計画との関係

---

保存活用計画を策定するにあたり、関連する計画を以下に整理した。

### 1) 難波宮跡・大阪城連続一体化構想

【大阪市、大阪市教育委員会 昭和60年公表】

昭和60年(1985)3月大阪市会定例会および文教経済委員会で、難波宮跡と大阪城を連続一体化した歴史公園として整備する方針が公表された。

難波宮跡では昭和46年度以降、大極殿院および朝堂院地区(本計画における「南部ブロック」)の整備事業をおこなってきたが、阪神高速道路・中央大通以北の敷地(同「北部ブロック」)については、内裏という宮殿内における最重要遺構が存在する地区であるにもかかわらず史跡未指定の民有地が残し、NHK大阪放送局や大阪府農林会館の建物も依然として存在する状況で、整備工事も未着手であった。

この構想は、今後北部ブロックの整備をすすめ、北側に隣接する大阪城公園と連続一体化した歴史公園として活用、整備することにより、古代から中世、近世に至る大阪の歴史を市民や来阪者により深く理解してもらうことができるようにする。あわせて発掘調査の成果を展示する考古博物館を建設し、より一層大阪の歴史についての関心を高めてもらうというものである。

この構想に基づき、その後、北部ブロックではNHK大阪放送局の移転と史跡の追加指定および用地の公有化がおこなわれた。また、難波宮跡の遺跡(考古)博物館については、平成13年(2001)、大阪歴史博物館として実現した。平成25年(2013)には最後に残った大阪府農林会館の建物が解体・撤去され、用地は公有化された。

この構想は北部ブロックだけでなく難波宮跡全体の活用、整備計画の基本的な考え方となっているものである。

### 2) グランドデザイン・大阪

【大阪府住宅まちづくり部都市空間創造室、大阪市都市計画局開発調整部開発計画課 平成24年6月策定】

「グランドデザイン・大阪」は大阪の今後の方向性を、広く世界に発信するものであり、府域全域の方向性を示す「将来ビジョン・大阪」にもとづき2050年を目標とする大都市・大阪の都市空間の姿をわかりやすく示すものである。

計画地は、「大阪城・周辺エリア」に位置付けられている。このエリアの今後の短期的な取り組みとして、「大阪城公園の周辺のにぎわい創出」があげられており、具体的には、周辺の回遊性の向上が提示されている。

<p>大阪城・周辺 エリア</p>	 <p><b>ポテンシャル</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪城の歴史文化</li> <li>大阪城公園のみどり豊かな環境</li> <li>中之島・大川・大阪城の濠等の水辺空間</li> <li>大規模ホール、音楽ホール、美術館、博物館、庭園、通り抜け等の文化施設</li> <li>国、府、警察、病院等 中枢機能の官公庁の集積</li> <li>広大な旧砲兵工廠跡地 など</li> </ul> <p>大阪都心部最大のみどり・上町台地の地形を活かす</p>
<p>今後の取組み</p>	<p><b>今後の取組み</b></p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>&lt;短期&gt;</b></p> <p>➢大阪城公園と周辺のにぎわい創出</p> <p>・周辺の回遊性の向上</p> </div> <p><b>&lt;短・中期&gt;</b></p> <p>➢世界的観光拠点としての魅力向上</p> <p>・梅・桜街道と水の回廊のネットワークづくり</p> <p>➢森之宮周辺の活性化</p> <p>・成人病センター跡地活用の構想づくり具体化</p> <p>・大阪城公園との一体化</p>

3)大阪の成長戦略

【大阪府政策企画部企画室計画課計画グループ 平成27年2月策定、平成30年3月改定】

大阪を新たな成長軌道に乗せるため、概ね2020年までの10年間の成長目標を掲げ、それを実現するための短期・中期(3～5年)の具体的な取り組み方向を明らかにすることをねらいとして策定されたものである。

この戦略は、「大阪が成長するためには何が必要か」という観点から、必要と考えられる取組みを幅広くまとめたものである。大阪府として取組むべき施策・事業だけではなく、法制度の改革や創設など国として取り組むべきこと、関西全体で連携して取り組むべきことなど、さまざまな主体の取組みや多岐にわたる内容が盛り込まれており、都市再生に向けた具体的な取り組みの一つとして、先述した「グランドデザイン・大阪」の推進が位置づけられている。


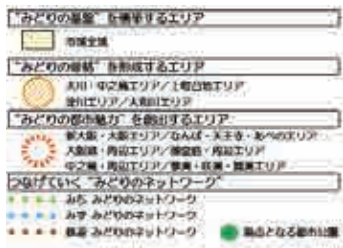


#### 4) 新・大阪市緑の基本計画

【大阪市建設局公園緑化部調整課(計画担当) 平成25年11月策定】

みどりのソフト・ハードのストックを活かしながら、「ランドデザイン・大阪」等との整合も図りつつ、都市公園をはじめとした公的施設整備中心から屋上や壁面も含めた民有地緑化、さらには身近な緑の保全・創出をすすめていく市民・事業者の取り組みの指針として策定されたものである。

計画地は、「みどりの将来像」の中で、“みどりの骨格”を形成する「上町台地エリア」、 “みどりの都市魅力”を創出する「大阪城周辺エリア」に位置づけられている。重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として緑化重点地区にも設定されている。

みどりの将来像	 <p>“みどりの骨格”を形成するエリア</p> <p>■上町台地エリア 基本方針【大阪の歴史・文化を感じられるみどりの保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上町台地に残る貴重なみどりの保全</li> </ul> <p>“みどりの都市魅力”を創出するエリア</p> <p>■大阪城周辺エリア 基本方針【都市魅力・集客力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市魅力・集客力向上につながるみどりの拠点整備</li> <li>・大阪のみどりの都市イメージを構築・発信できる新たなみどりの創出</li> </ul> 
緑化重点地区	<p>大阪の都市魅力の向上、さらには、大阪のみどりの都市イメージの構築・発信に向け、大阪の顔となるようなエリアに重点を置き、設定されている。</p>

#### 5) 大阪都市魅力創造戦略2020

【大阪府府民文化部都市魅力創造局、大阪市ゆとりとみどり振興局 平成24年策定、平成28年11月改定】

当該戦略は、これまで府市が連携して推進してきた取組みを発展・進化させるとともに、さらなる都市魅力のステップアップを図り、大阪府域全体の発展に資するために、「内外から人、モノ、投資等呼び込む『強い大阪』の実現」及び「世界に存在感を示す『大阪』の実現」を戦略目標に掲げ、平成28

年度から令和2年度を計画期間として、世界的な創造都市、国際エンターテインメント都市へ加速するよう取組みを進めることとされている。

計画地は、集客力を強化するための重点エリアである「大阪城・大手前・森ノ宮地区」に位置しており、「世界第1級の文化・観光拠点形成・発信」の取り組みの一つとして、難波宮跡公園のハード・ソフト両面からの魅力向上を図ることとされている。

## 6)生涯学習大阪計画

【大阪市教育委員会事務局生涯学習部 平成29年3月策定(改定)】

「生涯学習大阪計画」は、教育基本法による生涯学習の理念の実現に向け、生涯学習をめぐる現状と課題を踏まえて、大阪市におけるこれからの生涯学習推進に向けての視点、総合的かつ長期的に講ずべき施策の方向性とその内容を明らかにすることを目的とされている。

生涯学習とは、市民が、人生のあらゆる段階や場面において、自分に適した手段、方法を選んで、主体的に学習に取り組めるようにすることであり、この計画の中では、以下のことが記されており、難波宮跡においても、生涯学習の観点を踏まえた史跡の保存・活用の検討が必要である。

大阪市の生涯学習のこれから	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪のもつ歴史、文化、自然環境など、大阪のもつ資源を生かした学びのネットワークづくりをすすめ、学習の機会を提供し、内容に広がりをもたせ、街の魅力を創造、発信し、市民のまちへの関心、愛着を高めていく。</li><li>・古くから市民自らの力で守り育まれてきた歴史的、文化的遺産や、豊かな自然環境など貴重な財産を、学習資源として積極的に活用する。</li><li>・地域図書館、生涯学習施設（特に博物館）等と連携し、広く地域に対して情報発信をする。</li><li>・関係部署間の連携を強化し、本市が所有する歴史、文化、自然環境に関する情報や資料を共有し、活用するための仕組みづくりをすすめる。</li></ul>
---------------	--

## 7)大阪府市規制改革会議提言

【大阪府市規制改革会議(事務局：大阪府政策企画室企画部、大阪府財務部行政経営課) 平成26年3月策定】

平成25年(2013)に、大阪府市の成長戦略の推進および産業の活性化等に資するための規制緩和、制度改善について検討するために、大阪府市規制改革会議が開催された。

検討結果が提案にまとめられたが、その中で、従来の「安全」「効率」「平等」といった視点だけでなく、「楽しさ」を「まちづくり」のための重要な価値観として位置づけ、今ある資源を活用することによって、そこだけにしかない楽しさをつくりあげることが人を引き付ける魅力になるといったことが指摘されている。

その中では大阪に特徴的な近代建築や長屋、水辺空間、御堂筋などとあわせて(特別)史跡の活用を図ることなどがあげられている。

## 8)大阪スマートシティ戦略会議 Ver. 1.0 ～e-OSAKAをめざして～

【大阪スマートシティ戦略会議(事務局：大阪府スマートシティ戦略部、大阪市ICT戦略室)  
令和2年3月策定】

スマートシティとは、先端技術を積極的に活用し、都市課題の解決や都市機能の強化を図り、市民が利便性を実感できるサービスを提供し生活向上につなげていくというものである。そのために、内外の企業、大学、他自治体等と連携し、技術実験に留まらず「社会実装」のための取組み等を蓄積し、スマートシティの実現を目指すとする。

取り組むべきテーマとしてあげられている“楽しいまちづくり(まちの演出)”のためには、都市が有する文化資源などを演出し、まちの楽しさを充実させることが重要である。難波宮跡においても、「テクノロジーを活かした歴史遺産の魅力向上」として、VR(仮想現実)、AR(拡張現実)等の手法や各種データを用いることにより、歴史的な深みをアピールすることが可能である。こうしたテクノロジーをコンテンツ化し、事業展開できるような環境を整えることが望まれるとする。

## 9)大阪市景観計画

【大阪市計画局都市計画課 平成18年策定、令和2年3月改定】

平成18年、国の景観法に基づき大阪市景観計画が策定され、良好な都市景観の形成に向けた各種施策が導入された。同29年3月には、景観に対する市民の意識の高まり、都市機能の更新にともなうまちなみの変容などを背景として、施策の実効性を高め、総合的な景観形成の推進を図っていくため、計画の変更が行われた。

また令和2年3月には、眺望や夜間景観を充実させ、市内各所に大阪らしい新たな名所を創出することにより、市民のシビックプライドの醸成を図り、また大阪の魅力を高めていくことを目的として、景観計画が改定された。この中で、大阪城天守閣を望む視点場として、難波宮跡南部ブロックの大極殿跡があげられている。大阪城と難波宮跡の一体的な関係性が取り上げられ、大阪の象徴的な眺望の形成に寄与するものとされている。



## 第2章 史跡難波宮跡をとりまく環境

### 1 自然環境

#### 1) 位置と地形

難波宮跡は、大阪平野の中央を南北に貫く上町台地の先端に位置する。この付近の地質は、中位段丘の上町累層と呼ばれ、砂・礫を主体として多くの貝化石を含んだ海成粘土などで構成されている。これらの地層が約100万年前に生じた地殻変動によって隆起して形成されたのが上町台地である。台地の東西幅は約2,000mあり、最も標高が高い場所が大阪城で海拔約25m、南に行くにしたがい徐々に低くなり、阿倍野付近で海拔約15m、住吉区我孫子のあたりで海拔約10mとなる。

上町台地は、難波宮跡に隣接する大阪城の北側で急激に低くなり、その場所で淀川水系の大川と旧大和川水系の寝屋川とが合流して西流し、堂島川、土佐堀川、安治川、木津川、尻無川と流れ、大阪湾に注ぐ。近世にはこれらの川と繋がる堀川が縦横に開鑿され、今日に繋がる大阪の町割りの基礎が形成された。堀川は戦後の高度経済成長期に多数埋め立てられ、高速道路などに姿を変え、今では東横堀川と道頓堀川を残すのみとなっている。

台地の西には大阪湾の湾岸流によって形成された標高2～5mの難波砂堆とその北に形成された天

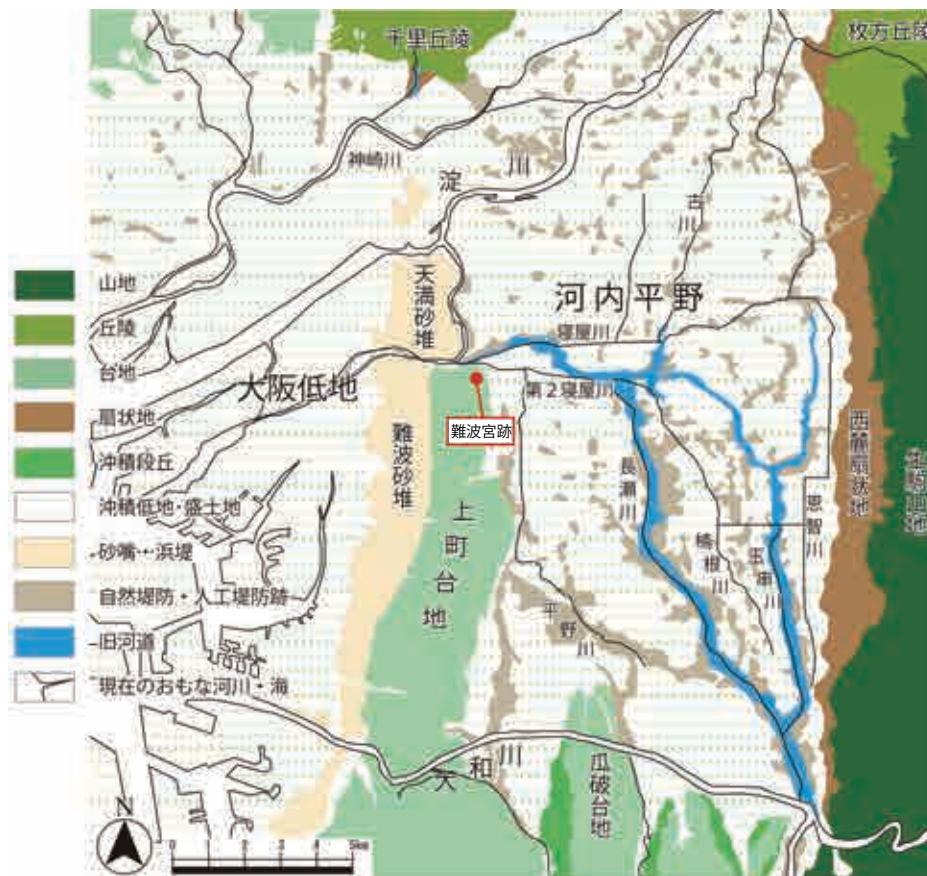


図4 大阪平野中央部の地形分類図(建設省国土地理院1965をもとに一部加筆)

満砂堆が伸び、これらの砂堆の位置は、豊臣期に城下町が形成される範囲とほぼ一致している。一方、台地の東に広がる河内平野は、今から約7,000年前の縄文時代前期には大阪湾と繋がる内海であったが、その後の海水面の低下と旧大和川水系の河川が運ぶ土砂によって陸化がすすみ、約2～3,000年前に潟に、1,700年前頃には淡水の湖に変化したと考えられている。このように大阪の発展は、上町台地と淀川水系や旧大和川水系などの多数の河川が織りなす自然とそれに働きかけた人々の営みによって形成されてきたといえよう。

## 2) 景観

都市大阪の歴史は、上町台地上につくられた5世紀の倉庫群(法円坂遺跡)とそれに続く飛鳥時代・奈良時代の難波宮に始まり、瀬戸内海や淀川の水上交通と共に発展をみた。都市としての景観も難波宮とそれを起点に南へとのびる難波京朱雀大路跡、そのまわりに配された四天王寺や条坊を持つ難波京に遡ることができる。この上町台地を南北に結ぶラインは中世の熊野街道に引き継がれる。それを受けて、豊臣秀吉の大坂城築城と城下町の建設により今日残る町割りの基礎が完成する。この城下町建設において、上町台地上には四天王寺に続く寺町と町屋が、台地の西には船場が、北には天満の町が形成された。江戸時代になると豊臣時代の船場を西と南に拡大するよう多数の堀川がめぐらされ、



図5 古代の上町台地(趙ほか2014)

その水運を利用して中之島の蔵屋敷群や、堂島米市場がおかれ、全国の物資の流通拠点となった。

近代になると、都市計画に基づく道路、鉄道、港湾、公園などの社会基盤の整備がすすみ、都市の緑化、建築物やまちなみの整備など、多くの分野で市民、事業者と行政が一体となったまちづくりがすすめられてきた。町人の町であった船場、徳川期の武家屋敷を踏襲して軍や公共施設が多数を占めた大阪城周辺地域、官営工場が建設された天満など、徳川期の町割りを踏襲しながら独自性のある町が形成された。

難波宮跡周辺域は、今日の大阪都心の中核となっており、高度な土地利用がなされる一方で、大阪の歴史を伝える歴史資産や開放的な水辺などが調和し、豊かな都市景観を形成している。特に、難波宮から大阪城を見通すビスタ(見通し線)は、かつての城下町から大坂城天守を見通す景観を想起させ、城下からの景観演出の機能をうかがうことも可能である。ただ残念なことに、このような歴史的な景観も難波宮跡を分断する阪神高速道路が、計画地の景観阻害要因となっている。

## 2 社会環境

### 1) 難波宮跡公園の概要

難波宮跡公園は、歴史公園として昭和49年(1974)に7.0haが都市計画決定され、その後さらに4.2haが都市計画決定された。現在、南部ブロック・西部ブロックでは、遺構の保存・復元整備を一部おこなっているが、北部ブロックは都市公園としては開設しておらず、未開設区域となっている。西部ブロックは、1.2haのうち1.1haが公園開設区域となっている。

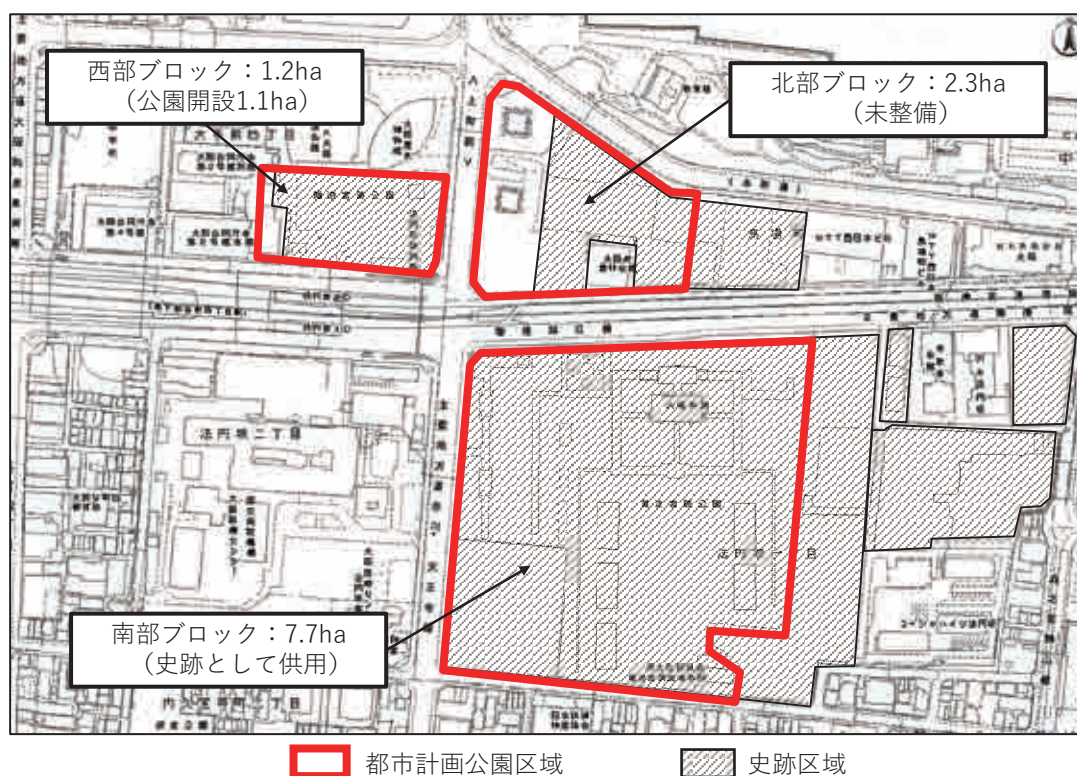


図6 都市計画公園の範囲

### 2) 歴史、文化財関連施設

史跡難波宮跡周辺には、史跡や文化財が多数存在し、これらを結ぶ「歴史の散歩道」が設定されている。

#### ①国指定文化財(史跡)

名称	種別	所有者	指定年月日
大坂城跡	特別史跡	国・大阪市・豊国神社	昭和30年(1955)6月24日
難波宮跡附法円坂遺跡	史跡	国・大阪市・日本郵政(株)・西日本電信電話(株)・大阪市住宅供給公社	昭和39年(1964)5月2日

②国指定文化財(建築物)

名称	種別	所有者	指定年月日
大阪城(大手門等)	重要文化財	国	昭和28年(1953)6月13日
大阪城天守閣	登録有形文化財	大阪市	平成9年(1997)9月3日

③府指定史跡

名称	種別	所有者	指定年月日
越中井	府指定史跡	大阪市	昭和13年(1938)5月11日
舎密局跡	府指定史跡	大阪市	昭和34年(1959)4月30日

④大阪市顕彰史跡

大阪ゆかりの遺跡や文化財の所在地を大阪市顕彰史跡として指定している。市制70周年記念事業の一環として、昭和34年(1959)より顕彰碑や顕彰パネルが設置されている。

計画地周辺の大阪市顕彰史跡について以下に整理する。

名称	指定年	
八軒家船つき場跡	昭和38年(1963)	
がっさんさだかみず 月山貞一旧居跡	昭和46年(1971)	
難波宮跡	昭和56年(1981)	
石山本願寺推定地	平成7年(1995)	
三橋楼跡	平成24年(2012)	
森の宮貝塚	平成25年(2013)	
		顕彰パネル(森の宮貝塚)

⑤歴史の散歩道

「歴史の散歩道」は市内の史跡や古くからの道筋などを結ぶモデルコースとして整備されており、散歩道には、「シンボルマーク」「案内板」「路面標示」の3種類の方法で案内表示がされている。計画地は「上町台地北コース」に紹介されている。





シンボルマーク  
樹木と瓦を表現している  
樹木（緑）、瓦（史跡）



案内板(サイン柱)



路面表示(つたい石)

### ⑥大阪歴史博物館(愛称：なにわ歴博)

大阪歴史博物館は、難波宮のサイトミュージアムであるとともに、大阪の都市の歴史に焦点を当てた歴史系の総合博物館である。NHK大阪放送局の新放送会館との複合施設として、大阪市と日本放送協会との共同で建設され平成13年(2001)に開館した。



図7 難波宮跡公園周辺の歴史関連施設配置図





大阪歴史博物館



大阪城天守閣



大阪国際平和センター  
(ピースおおさか)



森ノ宮ピロティホール  
(森の宮遺跡展示室)



大阪府本庁舎



大阪府警察本部



アネックスパル法円坂  
(大阪市教育会館)



NHK大阪放送会館



国立病院機構大阪医療センター



NTT西日本ビル



府立中央聴覚支援学校



もりのみやキューズモールBASE

#### 4) 緑の環境

##### ① 周辺の都市公園

中央区は面積8.8km<sup>2</sup> (880ha)のうち、公園面積が13.5%を占める緑が多いエリアといえる。人口一人当たりの公園面積は13.76m<sup>2</sup>あり、大阪市内では最も多い値となっている。その要因は、100haを超える大阪城公園と11.2haの難波宮跡公園の存在が大きい。

ただし両公園は「特殊公園」のなかの「歴史公園」に分類されるものであるが、これは史跡などの文化財を広く一般に供することを目的とする公園であり、全市民を対象としたものと解すべきである。大阪市全域としての都市公園の面積は約4m<sup>2</sup>/人であり、この数値は全国的にも低い数値であることは、留意すべきである。

計画地周辺の都市公園を以下に整理する。

##### 中央区の公園状況

面積	人口	大阪市営公園 (平成26年4月11日現在)			
		公園数	面積	公園面積の割合	人口1人当りの公園面積
8.88km <sup>2</sup>	87,077人	30箇所	1,198,608m <sup>2</sup>	13.5%	13.76m <sup>2</sup>

「大阪市都市公園一覧表 (平成26年4月11日現在)」

##### 計画地周辺の都市公園

公園名	公園種別	位置	都市計画決定面積	開園年月日
①難波宮跡公園	歴史公園	大手前4丁目	11.2ha	2001(平成13)年11月1日
②大阪城公園	歴史公園	大阪城	106.9ha	1931(昭和6)年11月16日
③広小路公園	街区公園	上町1丁目	0.43ha	1954(昭和29)年3月31日
④寺山公園	街区公園	上町1丁目	0.19ha	1956(昭和31)年10月15日
⑤越中公園	街区公園	玉造2丁目	0.66ha	1970(昭和45)年3月2日
⑥銅座公園	街区公園	内久宝寺町2丁目	0.52ha	1970(昭和45)年3月2日
⑦玉造公園	街区公園	玉造2丁目	0.52ha	1960(昭和35)年5月5日
⑧城南公園	街区公園	森ノ宮中央1丁目	0.54ha	1966(昭和41)年5月5日
⑨森之宮公園	街区公園	森ノ宮中央1丁目	0.24ha	1956(昭和31)年5月17日

※歴史公園・・・「特殊公園」の「歴史公園」に位置づけられる。

史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。

※街区公園・・・「基幹公園(住区基幹公園)」の「街区公園」に位置づけられる。

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で、1箇所当り面積0.25haを標準として配置する。



①難波宮跡公園 北部ブロック



①難波宮跡公園 南部ブロック



②大阪城公園



③広小路公園



⑤越中公園



⑥銅座公園

図9 難波宮跡公園周辺の都市公園配置図

## ②周辺の樹木

難波宮跡公園周辺に植栽されている樹木について、配置や樹種について整理した。

### 【計画地周辺の樹木】

No	施設名称等	樹種等の特徴
1	馬場町交差点周辺植栽樹	クスノキ・ケヤキの植栽樹
2		クスノキ・ヒラドツツジの植栽樹
3		クスノキ・ヒラドツツジの植栽樹
4	市道本町左専道線(本町通)街路樹	シラカシ並木
5	大阪城公園「老人の森」	常緑樹中心の樹林が形成
6	大阪歴史博物館前植栽帯	様々な樹種が植栽されている 高木：クスノキ、ケヤキ、コブシ等 低木：サツキツツジ、ツゲ等
7	主要地方道赤川天王寺線(上町筋)沿いの街路樹	アメリカフウ並木
8	馬場町交差点周辺植栽樹	シャリンバイ・クスノキの植栽樹
9		シャリンバイの植栽樹
10		シャリンバイの植栽樹
11	北部ブロック南側	植栽帯はない
12		ウバメガシの生垣
13	南部ブロック北側道路沿いの植栽帯	シャリンバイの植栽帯
14	主要地方道赤川天王寺線(上町筋)沿いの街路樹	アメリカフウ並木
15	南部ブロック南側道路沿いの街路樹	トウカエデ並木

大阪城公園（老人の森付近）



主な樹種：クスノキ、ケヤキ、シラカシ、イチョウ、アキニレなど

南部ブロック（中央大通沿い）



主な樹種：クスノキ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、シラカシ、アラカシ、シダレヤナギ、イチョウなど

西部ブロック（上町筋沿い）



主な樹種：クスノキ、ケヤキ、サルスベリ、コブシ、ウメ、ユキヤナギ、ニシキギ、オタフクナンテンなど

【計画地内の樹木】

計画地内の樹木は、来園者を楽しませる色鮮やかな花木や紅葉の樹木は少ない。北部ブロックは、現況で計画的に配置された樹木はなく、南部ブロックにおいてクスノキ、ケヤキ等の大木が生育している。樹木調査の概要は下の図のとおりである。なお、南部ブロックには四季を楽しむ花木として、サザンカがある(中木のため、ナンバリング調査から外している)。

四季を楽しむ植栽



ウメ  
早春



コブシ  
早春



ヤマザクラ  
春



サルスベリ  
夏



イロハモミジ  
秋



オトツバキ  
冬

## 樹木景観



桜並木



緑陰



アイストップ

### 【景観阻害要因の緩和】

景観阻害要因となる大きな人工構造物は、①阪神高速(特に阪神高速の遮音壁)、②バス駐車場、の2つがあげられる。基本的には、常緑樹を主体とする緑の緩衝帯を形成するが、安全性や“つながり”の確保のため、必要に応じて、視線が抜けるよう整備し、景観調和を図る必要がある。

### 高木による景観阻害要因の緩和



クスノキによる阪神高速の遮蔽(南部ブロック)



下枝をなくし、視線を通す樹木(西部ブロック)

### ③景観(難波宮跡公園の視点場)

視点場として選定した箇所は、難波宮跡公園の周辺にあって、同公園を俯瞰的に望見できる箇所のうち市民が利用可能なところとした。

No	視点場	見え方
1	大阪歴史博物館内10階展望室	難波宮跡公園全体を俯瞰景観として見渡すことができる
2	法円坂歩道橋	難波宮跡公園全体を視認することができるが、外周の樹木や街路樹で、計画地内は見えない。
3	宮跡歩道橋	南部ブロック・北部ブロックの一部を視認することができるが、外周に植栽された樹木で、計画地内は見えない。
5	大阪城天守閣	難波宮跡公園を視認することはできるが、遺構表示が見えないため、史跡としての認識が難しい。



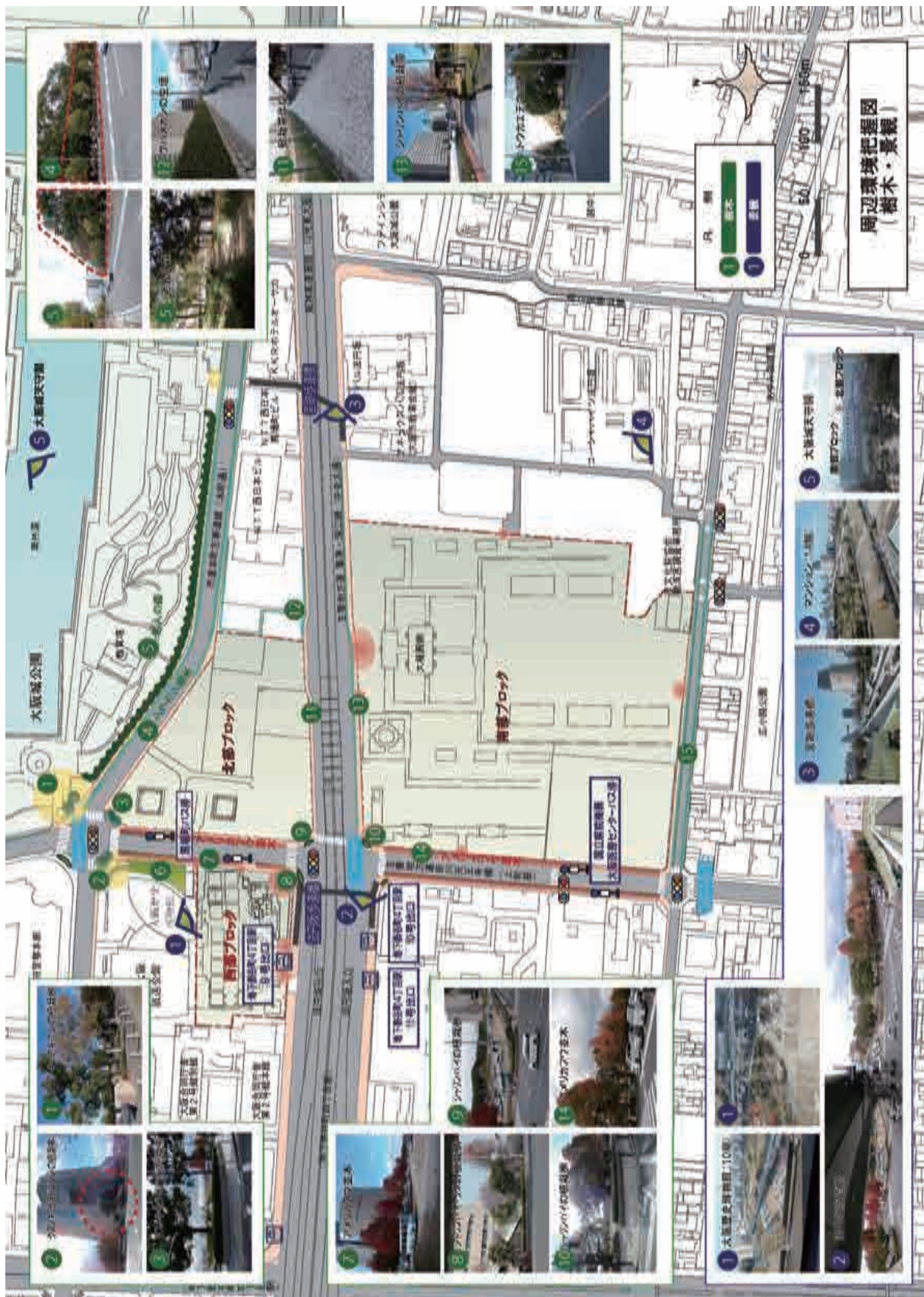


図10 難波宮跡公園周辺環境把握図(樹木、景観)



図11 難波宮跡南部ブロック現況把握図(樹木)

## 5)交通・アクセス

難波宮跡公園は大阪平野のほぼ中心にあり、海拔ゼロメートル地帯が広がる大阪平野の中で唯一の高台である上町台地の北端にある。近世には大坂城を中心として西側一帯に城下町が形成され整然とした碁盤目状の街区が形成されており、これが今日の大阪市の中心市街地を形成している。道路・交通網もこれを引き継ぐ形で、東西南北に道路及び鉄道網が張り巡らされている。公園へは地下鉄谷町四丁目駅、同森ノ宮駅、JR森ノ宮駅などを利用することができる。また、地域高規格道路である阪神高速道路13号線の出入口が隣接するなど、車による広域アクセスも良好である。

地下鉄やJR、大阪シティバス等の公共交通機関や道路交通網が充実しており、アクセス性の良い立地にあると言える。



図12 難波宮跡公園周辺交通網図

## 公共交通機関

地下鉄	地下鉄中央線：谷町四丁目駅 森ノ宮駅 地下鉄谷町線：谷町四丁目駅 天満橋駅 地下鉄長堀鶴見緑地線：森ノ宮駅
J R	大阪環状線：森ノ宮駅、大阪城公園前駅
大阪シティバス	62系統バス停留所：国立病院大阪医療センター、馬場町、大手前、京阪東口、天満橋
大阪水上バス	アクアライナー観光コース船着場：大阪城港、八軒家浜船着場

## 道路

高速道路	阪神高速13号東大阪線：森ノ宮IC 法円坂IC
一般道路	中央大通、本町通 上町筋、谷町筋、玉造筋

## 交通施設

項目	施設名称	特徴
鉄道(駅)	地下鉄谷町四丁目駅	地下鉄谷町線・中央線 計画地周辺出口：⑨⑩⑪号出口
バス(バス停)	馬場町バス停	大阪シティバス62系統バス停留所
	国立病院大阪医療センターバス停	大阪シティバス62系統バス停留所
高速道路	阪神高速13号東大阪線	計画地周辺IC：法円坂IC・森ノ宮IC
道路	主要地方道築港・深江線 (中央大通)	法円坂歩道橋・宮跡 歩道橋が整備。 計画地を南北に分断する道路。一部遺構保存のため、平面道路区間がある。
	主要地方道赤川天王寺線 (上町筋)	中央大通 上町筋交差点：法円坂交差点 南部ブロック南西部交差点：上町交差点
	市道本町左専道線 (本町通)	本町通 上町筋交差点：馬場町交差点

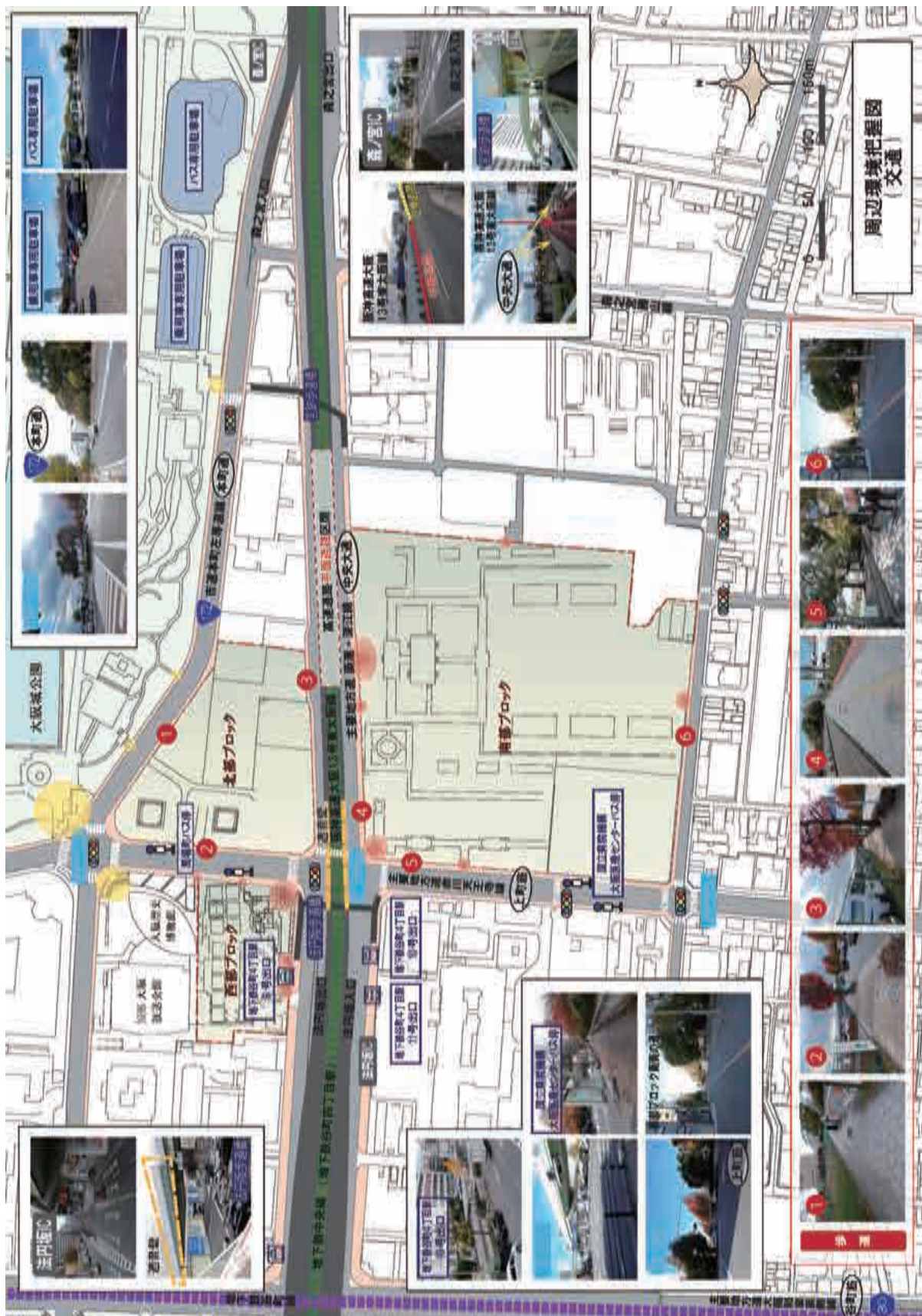


図13 難波宮跡公園周辺環境把握図(交通)

6) 難波宮跡公園周辺の駐車場配置状況

難波宮跡公園周辺の駐車場配置状況について整理した。

(平成31年3月現在)

No	施設名称	収容台数	車両制限	営業時間/料金	備考
1	大阪歴史博物館 地下駐車場	143台	車高2.1m 地下駐車場	08:00~21:00/60分400円 以後30分ごとに200円	
2	大阪城公園 駐車場	200台	車高2.5m 車幅1.9m 車長5.0m	08:00~22:00/60分350円 22:00~08:00/60分150円	
3	大阪城公園 城南バス駐車場	50台		08:00~22:00/60分700円 22:00~08:00/60分350円	バス専用
4	タイムズ 大阪府庁大手前第2	46台	車高2.1m 車幅1.9m 車長5.0m	07:00~00:00/20分300円 00:00~07:00/60分100円	
5	大阪市立法円坂 駐車場第2ブロック (タイムズ)	248台	車高2.1m 車幅1.9m 車長5.0m	07:00~22:00/60分300円 22:00~07:00/60分100円	歩行者の出入口は 谷町筋のみ
6	GSパーク 谷町4丁目	40台	車高2.4m未満	08:00~22:00/40分200円 22:00~08:00/60分100円	
7	アネックスパル 法円坂駐車場	30台	車高2.1m 車幅1.9m 車長4.9m	00:00~24:00/60分300円	
8	リパーク 法円坂1丁目	10台	車高2.0m 車幅1.9m 車長5.0m	08:00~20:00/40分200円 20:00~08:00/60分100円	
9	リパーク 上町1丁目第3	3台	車高2.0m 車幅1.9m 車長5.0m	08:00~20:00/40分200円 20:00~08:00/60分100円	
10	法円坂パーク	6台		08:00~20:00/30分200円 20:00~08:00/90分100円	
11	リパーク 法円坂1丁目第3	6台	車高2.0m 車幅1.9m 車長5.0m	00:00~08:00/60分100円 08:00~20:00/30分200円 20:00~00:00/60分100円	
12	リパーク 上町1丁目第4	4台	車高2.0m 車幅1.9m 車長5.0m	00:00~08:00/60分100円 08:00~20:00/30分200円 20:00~00:00/60分100円	
13	タイムズ 上町第5	3台	車高2.1m 車幅1.9m 車長5.0m	08:00~22:00/60分300円 22:00~08:00/60分100円	

14	リパーク 国立大阪病院南	8台	車高2.0m 車幅1.9m 車長5.0m	00:00～24:00/25分200円	
15	ブレイク上町	3台		00:00～24:00/30分200円	
16	イズミヤ法円坂店 駐車場	83台		07:00～25:00	
17	KKRホテル大阪 立体駐車場	76台	車高1.6m未満	07:30～22:30/30分300円 30分ごと300円	ホテル利用 客のみ利用 可

## 7) 土地利用

現在、難波宮跡は大坂城跡とならび都市公園として広く利用されている。江戸時代には大坂城の周辺は城代屋敷などの武家地が広がっていた。明治時代以降は武家地の跡地は軍隊や軍需工場が建設されるなど、公共の施設用地として使われたが、現在も国や大阪府などの官公庁や公共施設が多くを占めている。また、難波宮跡や大坂城跡などの遺跡は公園となり、オープンスペースとして確保されており、古来港湾・交通路として重要な役割を果たしていた大川(旧淀川)は河岸一帯が緑豊かな水辺空間となるなど、宅地の稠密する市街地中心部にあつて、広がり潤いのある空間となっている。

## 8) 災害時の緊急避難地について

大阪市はわが国でも有数の人口集積地である。今後、近辺の上町断層等の内陸活断層による地震や、南海トラフで発生する海溝型の地震等の大規模な災害が発生する恐れがあるため、避難者の安全が確保できる避難地の設置が求められる。

広域避難地としては、これまでは10ha以上の公共空地が必要とされてきたが、近年は耐火構造、準耐火構造等の普及により大規模な火災が発生しにくくなったこと等の理由により、10ha未満の空地でも、広域避難地として指定することが可能となっている。

上町台地上では大阪城公園がこれに指定されているが、それ以南は天王寺公園までの間には指定地はない。難波宮跡の3ブロックは、この間を埋める避難地として活用が可能である。

## 9) 人口動向、その他

平成30年(2018)10月1日の大阪市の人口は272万5,006人であり、前年度比1万1,849人(0.4%)の増加であった。近年の4年間についても同様に前年度比0.4%の増加となっている。その中では北、中央、西、福島の4区が2.8～1.7%の高い増加率を示している。

近年観光客の増加が顕著であるが、来阪外国人の動向をみると、平成30年度は同26年度と比較して約3倍(376万人→1,111万人)に増えており、この数値は全国平均の約2倍にあたるものである。うち8割が東アジア4地域(中国、韓国、台湾、香港)からの観光客であり、これは全国平均や東京の数値を上回っている(日本政府観光局「訪日外客訪問地調査」など)。

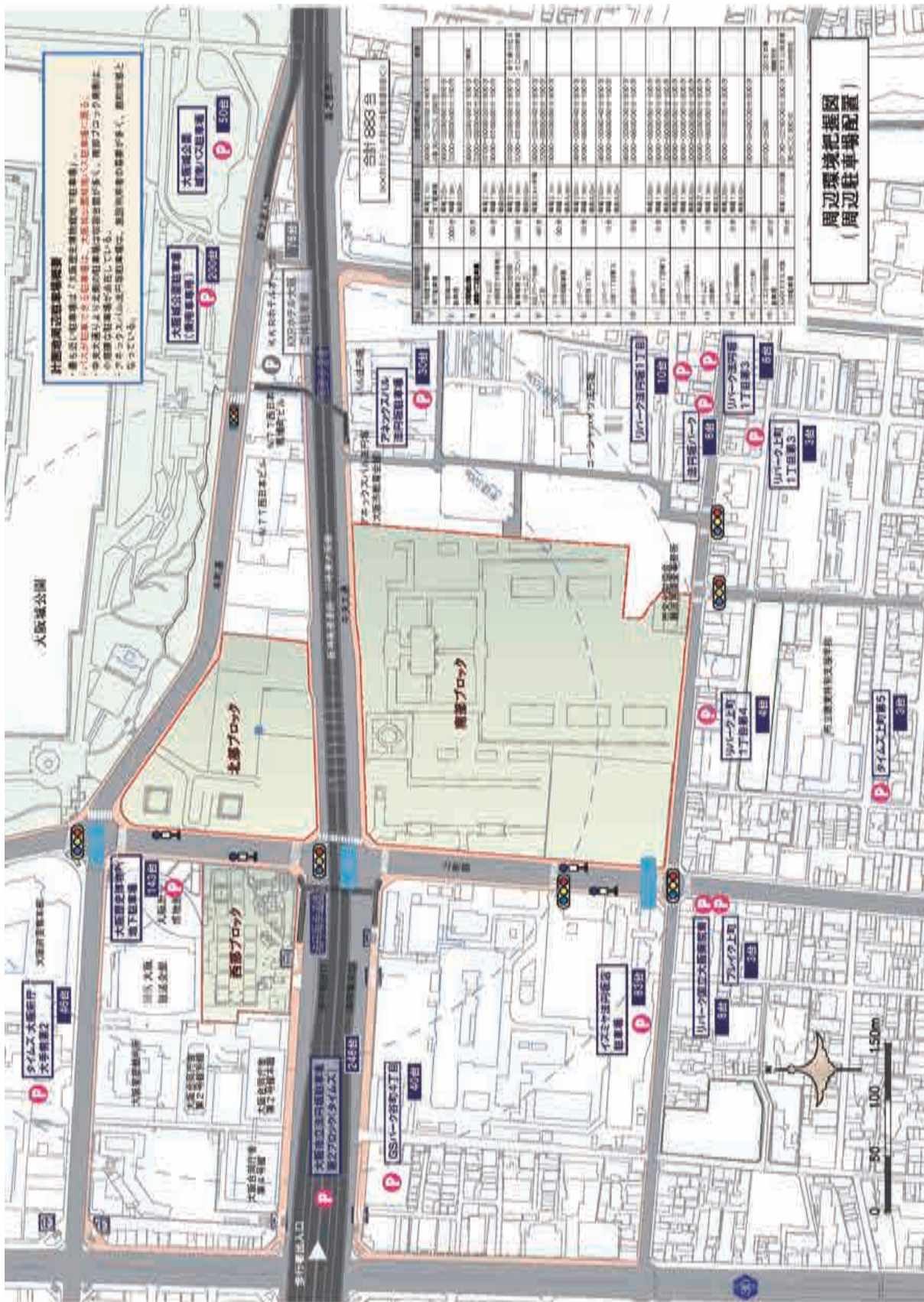


図14 難波宮跡公園周辺環境把握図(周辺駐車場配置) (平成31年3月現在)



### 3 難波地域周辺の歴史

#### 1) 難波宮以前の上町台地

難波宮が立地する上町台地は大阪平野の中を南北に延び、現在の大和川から大川(旧淀川)まで、南北約11km、東西2～3kmの細く長い地形をしている。北端部の大阪城付近が最も高く標高はTP+25mで、南に向かって徐々に低くなり、住吉大社付近でTP+10m前後になる。西は急峻な海食崖であるが、東斜面は緩やかに下がり河内低地に漸移する。台地内部には開析谷が多く入り込んでおり、起伏にとんだ地形となっている。台地北部には遺跡が集中し、難波宮跡のほかにも、森の宮遺跡や宰相山遺跡、上本町遺跡、大坂城跡など、大阪の歴史を語るうえで重要不可欠な遺跡が分布している。

上町台地の東側にある河内平野(河内低地)は、旧石器時代は古河内平野とよばれる平野であったが、最終氷期が去り気候が回復し始めると海面は徐々に上がっていき、約8,000年前の縄文海進期には河内



古河内平野から河内湾の時代(約9,000年前)

河内湾 I の時代(約6,000年前)



宰相山遺跡出土の縄文土器  
縄文時代早期末(約7,000年前)の  
茅山下層式ないしは粕畑式(高橋2018)



河内湾 II の時代(約5,000年前)

河内湖の時代(約2,100年前)



森の宮遺跡の貝層

図15 上町台地周辺の古地理変遷(大阪市文化財協会編 2008)と難波宮以前の上町台地

湾となった。上町台地の西海岸は外湾に面した崖となり、台地は細長い半島状になる。その後、海岸線の後退と淀川や大和川の河口の前進で、河内湾は徐々に縮小し、河内潟の時代を経て、弥生時代中期頃までには淡水の湖、河内湖となる(図15)。上町台地上で見つかっている最も古い人間活動の痕跡は、台地西側にある宰相山遺跡出土の縄文時代早期の高山寺式土器である。宰相山遺跡では縄文時代早期末～中期初頭の土器(図15右上)やサヌカイトの破片も出土している。同じく上町台地西側の勝山遺跡においても、縄文時代早期～前期初頭の土器が見つかっている。この頃、河内湾に面した上町台地の高台で人々は活動を開始したようである。

また、上町台地の北東端の斜面にある森の宮遺跡では、縄文時代中期以降人々の居住が始まり、縄文時代後期から弥生時代中期にかけて大規模な貝塚を形成するようになる。東西30m、南北100mの西日本最大級とされる森の宮貝塚である(図15右下)。森の宮貝塚は縄文時代後期の貝層はマガキを主体とするが、縄文時代晩期～弥生時代中期の貝層はセタシジミを主体としており、遺跡の周辺環境が河内湾から河内湖へと変遷するようすを反映している。そのほか、河内湾・河内湖を取り囲む位置に立地する森小路遺跡や同心町遺跡では弥生時代の集落跡が見つかっている。

## 2) 難波宮下層遺跡群

上町台地上で本格的な開発が始まるのは古墳時代以降である。古墳時代中期を起点に、難波宮が建設される7世紀まで、継続して竪穴建物や掘立柱建物が発見されている。これらの難波宮造営前の遺構を総称して「難波宮下層遺跡群」と呼ぶ。

その中で、特に注目されるのは法円坂遺跡の建物群である(図16)。現在の大阪歴史博物館とNHK



図16 法円坂遺跡倉庫群と同復元建物(大阪市文化財協会1992)



また埋没谷を埋める地層からは、初期須恵器や韓式系土器、また百済土器や新羅土器といった外来系土器が出土する(図18右)。さらに上町台地上の開析谷の一部である上町谷の上流部斜面では、初期須恵器を焼成した5世紀代の窖窯である上町谷窯1・2号が見つまっている。難波宮公園の南東部の竪穴建物や東部の谷からはガラス小玉やガラス小玉の鋳型(図18左)、鍛冶に伴う鉄滓や轆羽口なども出土するなど、渡来人や渡来系の工人との関わりを示唆する遺物が多く出土している。

### 3) 難波宮

難波宮は、『日本書紀』に記された大化元年(645)12月の難波遷都から長岡京に遷都された延暦3年(784)頃まで約150年間、首都あるいは副都として、我が国の古代史上に大きな役割を果たした宮殿遺跡である。

その所在については長年わかっておらず、江戸時代以来、論争が続けられていた。大正2年(1913)、

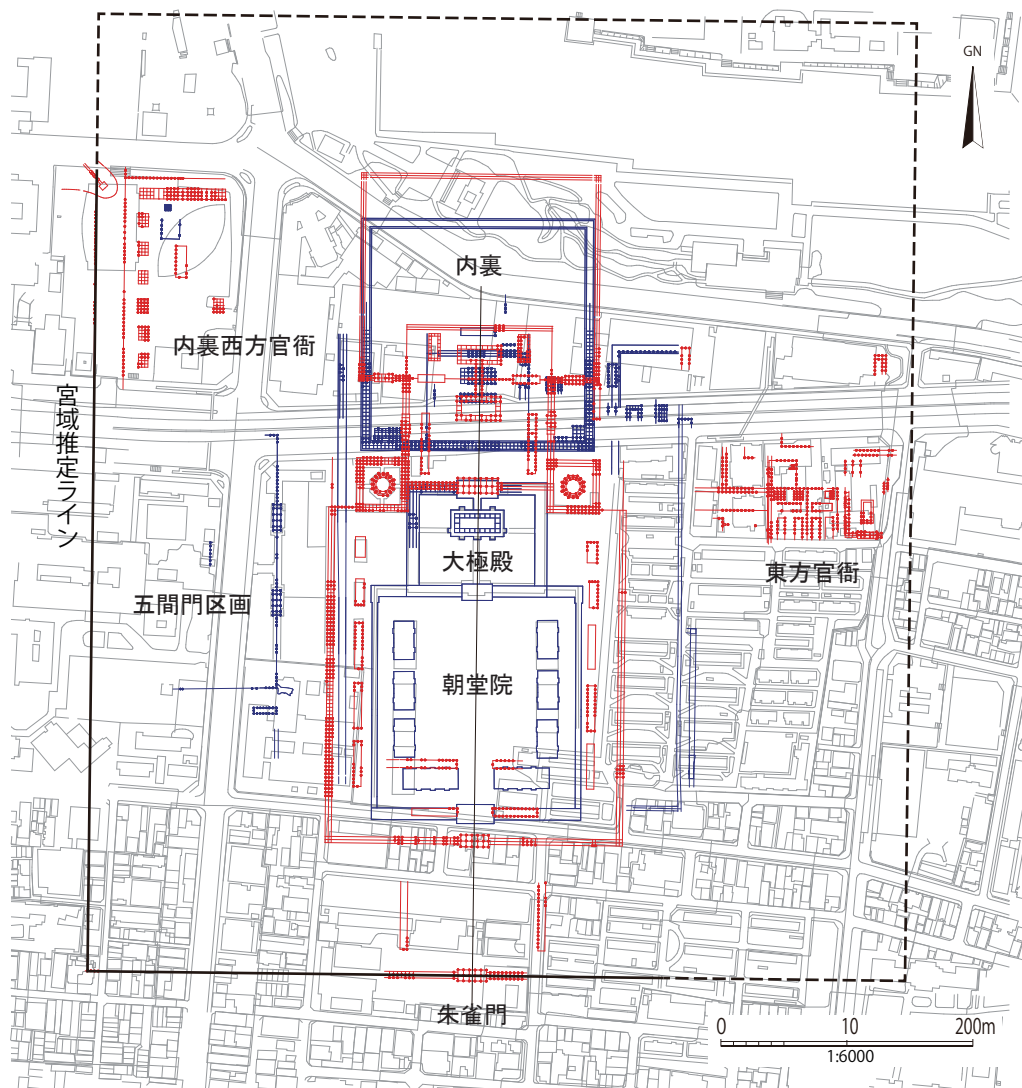


図19 難波宮殿舎配置図 (※赤：前期難波宮 青：後期難波宮を示す。)

当時陸軍の建築技師であった置塩章により大阪被服支廠(中央区馬場町)の建築現場から奈良時代の軒瓦が発見された。これが遠因となり、さらに昭和28年(1953)に中央区法円坂一丁目から奈良時代の鷗尾片が発見されたことが直接の契機となって、翌29年(1954)、山根徳太郎博士により発掘調査が開始された(図20、21)。

以降、今日まで60年以上にわたり継続される調査・研究によって、前後2時期の宮殿遺構が中軸線をほぼ同一にして、同じ場所に重複して造営されていたことが明らかとなった。飛鳥時代の古い遺構群を前期難波宮(7世紀)、奈良時代の新しい遺構群を後期難波宮(8世紀)と呼んでいる(図19)。

#### ①前期難波宮の宮殿中枢部

前期難波宮は、孝徳天皇によって白雉元年(650)頃に造営が開始され、朱鳥元年(686)に焼失した「難波長柄豊碕宮」と考えられている。建物はいずれも掘立柱形式であり、屋根は板材や檜皮葺であったとされる。発掘調査では柱穴の抜き取り痕からはしばしば火災の痕跡を示す焼土や炭片が検出されている。

「大化改新」により都を飛鳥から難波へと遷した孝徳天皇は、政治体制の中央集権化を図り、そのシンボルとして大陸風の宮殿を建設する。こうしてつくられた前期難波宮は内裏・朝堂院から宮城南門に至る中心部とその東西の官衙からなる。その規模は、東西、南北ともに650mほどで、これまでにない大規模なものであった。また従来飛鳥に築かれてきた宮殿とは異なり、唐長安城の宮殿設計を取



図20 置塩章(左)と山根徳太郎(右) 昭和41年(1966)撮影  
(大阪歴史博物館2014)



図21 難波宮出土瓦[大阪市指定文化財]  
上左：重圏文軒丸瓦・上右：蓮華文軒丸瓦(大正2年出土)  
下：鷗尾(昭和28年出土)



図22 宮城南門(朱雀門) (大阪市文化財協会2004)



図23 東方官衙地区 (大阪市文化財協会2004)

り入れ、内裏から南へ延びる軸線上に左右対称に宮殿を配置し、建築に際しても、唐の尺に近い基準尺(1尺=29.2cm前後)が採用されている。

現在の難波宮跡公園に位置する宮殿中心部は、北から内裏と朝堂院、宮城南門(「朱雀門」)が中軸線上を同一にして左右対称に配置されている。藤原宮以降の殿舎配置に共通してみられる内裏・朝堂院が分離した形態とは異なり、両者は左右に曲折する複廊で囲まれていて連続している。内裏と朝堂院は内裏前殿区画によって接続され、区画内部には、軒廊で繋がれた内裏前殿と後殿が配置される。内裏前殿の南には桁行7間の内裏南門があり、その両側には複廊で囲まれた東・西八角殿が並び立っていた。八角殿がどのような用途に使用されたのか明確でないが、外観上宮殿の中心部を荘厳化する目的があったと考えられている。

内裏南門の南は朝堂院区画である。朝堂院は14もしくは16棟に復元され、南に桁行5間の朝堂院南門がある。前期難波宮の朝堂院は、藤原宮以降に続く12朝堂形式と異なること、規模・規格において第一堂と第二堂を他と比べて特別な扱いとしていること、なかでも第一堂をより

優位に位置づけていること、全体の配置計画より判断して第七堂の両側にさらにもう一棟ずつ置かれていた可能性があること、などが注目される。朝堂院区画のさらに南100mのところには宮城南門、いわゆる「朱雀門」がある(図22)。「朱雀門」の東西にのびる宮殿の南限ラインは複廊及び一本柱塀で区画され、内部には朝集殿とみられる建物跡が検出されている。「朱雀門」の南側では埋没谷とその谷を埋める整地層が見つかっており、前期難波宮の造成に伴って谷を埋め立てたようすがわかっている。

### ②前期難波宮の東方官衙

難波宮跡公園の東側200mのところには、正方位に並ぶ建物群が見つかる(図23)。遺構は大きく西、中央、東の3区画に分かれる。さらにそれぞれが回廊や塀によっていくつかの小区画に分かれる。西区は直行する塀および回廊(単廊)によっていくつかの区画に分かれる。中央区は南半部に、掘立柱塀によって区画されたなかに、高床式倉庫と複数の側柱建物が配置されるという類似の区画が2つ並んでいる。この両区画の遺構はさらに南側に広がっている。北半部は塀による小区画があるが、詳細はわからない。これらは前期難波宮の実務を担当する「曹司」と考えられ、東方官衙と呼ばれている。前期難波宮の段階で官衙が形成されていたことがわかり、わが国の古代国家形成を考えるうえで非常に重要な遺構といえる。

東区は五間門を伴う回廊で区画され、石敷を巡らせた中に「楼閣風」の建物を備えた空間が検出されている。この施設は単なる官衙などではなく、極めて格式の高い空間と考えるべきといえる。東側に広がる内海の眺望を楽しみ、宴会などをおこなう施設で、史料にみえる大津宮の「濱臺(はまだい)」のようなものではないかという説がある。

このさらに東側には埋没谷があり、焼失した前期難波宮の壁土が大量に投棄されていた。壁土には白土を塗ったものもあり、前期難波宮の宮殿には白壁の建物があったことが判明している。

### ③前期難波宮の内裏西方官衙

現在の大阪歴史博物館・NHK大阪放送会館の敷地でも、整然と並ぶ前期難波宮期の総柱建物を主体とした建物群が確認されている(図24)。この内裏西方にある建物群のうち最も北にある総柱建物は、3棟の倉庫に連続した屋根をかけた並び倉とみられ、正倉院正倉を



図24 内裏西方官衙 (大阪市文化財協会1992)

(並び倉の第1倉は、その後の検討により存在しなかった可能性が指摘されている。)



図25 水利施設(大阪市文化財協会2000)

桁行方向に拡大したような特殊な構造の宝物庫と考えられている。その南には、南北に並ぶ6棟以上の総柱建物と1棟の側柱建物を配置し、倉庫とその管理棟と考えられている。この倉庫群は北側と西側を一本柱塀で区画され、西側塀のさらに西約24mの位置にも南北方向の塀がある。また、西北角には石組みの水利施設も確認されている(図25)。

この内裏西方官衙は大規模な倉庫が計画的に配置されていることから、『日本書紀』天武天皇朱鳥元年(686)の火災記事にみる「大蔵省」にあたりとされている。また持統天皇6年(694)に記載のある「難波大蔵」との関係も注目される。

#### ④前期難波宮の宮域

前期難波宮の宮域(図19)のうち南限は「朱雀門」およびこれの東西に連なる複廊、一本柱塀である。

西限については、先に記した内裏西方倉庫群を区

画する塀のさらに西方約24mのところの位置する南北塀がこれにあたる可能性が高い。より西側にも難波宮期の遺構が発見されている箇所はあるが、その性格は明確でない。この南北塀が宮域を区画するものとするれば、西限は難波宮中軸線から西へ約307mの位置にあたる。一方、東限は不明確である。現在のところ中軸線より東へ約320mの位置で東方官衙の遺構群が発見されているが、その南東にある谷は埋め立てられてはいなかった。東限はこの谷の手前、遺構群の東側あたりと考えられる。そうすると中軸線を挟んで東限が長くなり、東西方向については非対称であった可能性もある。



図26 後期殿舎の屋根を飾った重圏文軒瓦(大阪市文化財協会提供)

北限も明確ではないが、大阪府警察本部敷地の調査で発見された東西方向の柱列がこれにあたる可能性が高い。この北側には北西方向から谷筋が入り込んでいる。なお、谷の底からは7世紀中頃～後半の大量の土器と648年と推定される「戊申年」銘の木簡などが出土している。前期難波宮の建設が孝徳期(645～654年)であることを示す文字資料として注目されている。

#### ⑤後期難波宮の中枢部

後期難波宮は、前期難波宮と中軸線をほぼ同じくして設計された奈良時代の宮殿遺構である。『続日本紀』に神亀3年(726)





図27 後期大極殿跡発掘調査(大阪市文化財協会提供)

に聖武天皇によって造営が開始されたと記される「難波宮」と考えられている。後期難波宮は、大極殿院や朝堂院などの宮殿中心部の建物を瓦や礎石を用いた大陸式の建築様式で飾る(図26)。内裏は東西180mの区域を掘立柱の複廊で囲み、その中央南半部を区画しその中に掘立柱形式の内裏正殿と前殿を置いている。

その南側に位置する大極殿院の中央やや北寄りに建つ大極殿は基壇の規模や階段の位置から推定して、桁行9間、梁間4間に復元されている。屋根は瓦葺で、凝灰岩で外装された高さ2mの基壇上に建っていたとされている(図27)。大極殿は軒廊により後殿と連結しこれに回廊が直接取り付く形態は、平城宮の第2次大極殿上層遺構と同様のものであり、相互の関係が注目される。

朝堂院は8棟の朝堂を配置する構造である。第一堂から第三堂を南北棟とし、その南側に置いた第四堂を東西棟とする形態は長岡宮の朝堂と同様であり、建物規模も等しい。朝堂院の南側で発見されている東西溝の位置や瓦の出土から、この位置に朝集殿院が想定される。

大極殿院の西方には、南北約200mの範囲を掘立柱塀で囲んだ区画がある。三等分する位置に桁行5間の門が開いているが、五間門は最上級の格式をもつ形式であることから、この区画はかなり重要な意味をもつことが推測される。

#### ⑥後期難波宮の官衙

一方、大極殿院の東方では築地で囲まれた2つの区画施設が南北に並ぶ。北側の区画は南北約120m、東西約85m、内部は石敷で、礎石建物の基壇の一部が見つまっている。その南は幅約20mの宮

内道路となっており、道路を挟んで南側の区画となる。南側の区画は規模不明であるが、石敷と建物の基壇が見ついている。昭和28年(1953)に難波宮発掘調査のきっかけとなった鴟尾はこの南側の区画からの発見であった。両区画ともに石敷を伴う大規模な殿舎があったと考えられ、ここにも格式の高い重要な施設が存在したと考えられる。その性格としては、天平16年(744)の難波遷都に伴う元正太上天皇宮、天平勝宝8年(756)の孝謙天皇の「東南新宮」、あるいは上級官衙である可能性などが指摘されている。

上町筋をはさんで南部ブロックの西に位置する国立病院機構大阪医療センターの敷地では、後期難波宮の時期とみられる一本柱塀2条、掘立柱建物4棟などが見つかり、曹司に相当する施設とみられている。

後期難波宮は、桓武天皇の時代に長岡京遷都に伴い解体され、建築資材は長岡京へ運ばれた。桓武天皇は、延暦12年(793)3月9日の太政官符で「摂津職」を改めて「摂津国」にすることを勅し、以降、「難波」が正史に登場する回数が激減する。

#### 4) 中世～豊臣期

平安時代以降、室町時代に至るまで難波宮周辺の調査ではしばしば耕作土層が検出されることから、当時は田畑が広がる景観となっていたようである。一方で四天王寺詣や高野山参詣、熊野詣など寺社参拝が盛んになり、淀川を船で下った京の貴族たちは、難波の渡辺(窪津)より上陸し、上町台地西側の渡辺王子・坂口王子を通過して、熊野街道沿いに四天王寺や高野山を目指していった。「蟻の熊野詣」と称される賑わいをみせるようになる。中世社会は難波津(渡辺津)を中心とする経済都市と四天王寺を中心とする宗教都市へと変貌していく。

そして明応5年(1496)、「虎狼ノスミカ、家ノ一モナク、畠バカリナリシ所(実悟老子『捨塵記』)」であった上町台地北端部に、蓮如による石山御坊の建設が始まる。石山御坊、すなわち大坂本願寺は現在の特別史跡大坂城跡の地下にあるとされ、その詳細はよくわかっていない。上町台地北部の発掘



図28 難波宮跡出土の金箔瓦(大阪市文化財協会1990)

調査では、本願寺期のV字溝など、防御性に富んだ区画施設が検出されおり、周辺に寺内町を発展させていったようすをうかがうことができる。

織田信長との石山合戦を経て、本願寺は天正8年(1580)に紀州鷲ノ森へと移り、その直後に大坂本願寺は焼亡する。その後、天正11年(1583)に豊臣秀吉によって、大坂城の築城が開始する。難波宮跡周辺は慶長3年(1598)に造成された三ノ丸および惣構に位置し、これまでの発掘調査でも、豊臣期の堀や塀、屋敷跡、金箔瓦などが見つかり



図29 幕末徳川期の難波宮跡一带 矢内昭氏作図文久4年(1869)『上町東天満巽辺図』(大阪市文化財協会1984)

(図28)。国産陶器や輸入陶磁器類などが多量に出土しており、大名屋敷が軒を連ねる一帯であった。

### 5) 近世(徳川期)

慶長20年(1615)の大坂ノ陣で勝利した徳川幕府は、松平忠明を大坂城主とし、元和偃武の時代を迎える。豊臣期大坂城の堀は埋め立てられ、惣構、三ノ丸は市街地へ解放される。惣構跡地には東町奉行所や大坂城代屋敷が置かれ、徳川期を通じて与力や同心などの武家屋敷が並んでいた(図29)。大阪歴史博物館・NHK大阪放送会館周辺は谷町筋に沿った街区が形成され、「阿部備中守下屋敷」、「松平因幡守下屋敷」などの歴代城代屋敷が置かれた。難波宮跡公園や上町筋をはさんでその西に位置する国立病院機構大阪医療センター周辺は、「鈴木三郎九郎」(大坂代官)、「八木庄兵(衛)」(御金奉行)などの機関が置かれていた。大阪医療センターの発掘調査では食膳具のセットが多量に長期間にわたって廃棄された土壌や、焼塩壺蓋・身のセットが多量に出土する土壌が検出されている。一般の町屋とは異なり、代官所・奉行所といった当該地の性格を反映しているといえる。

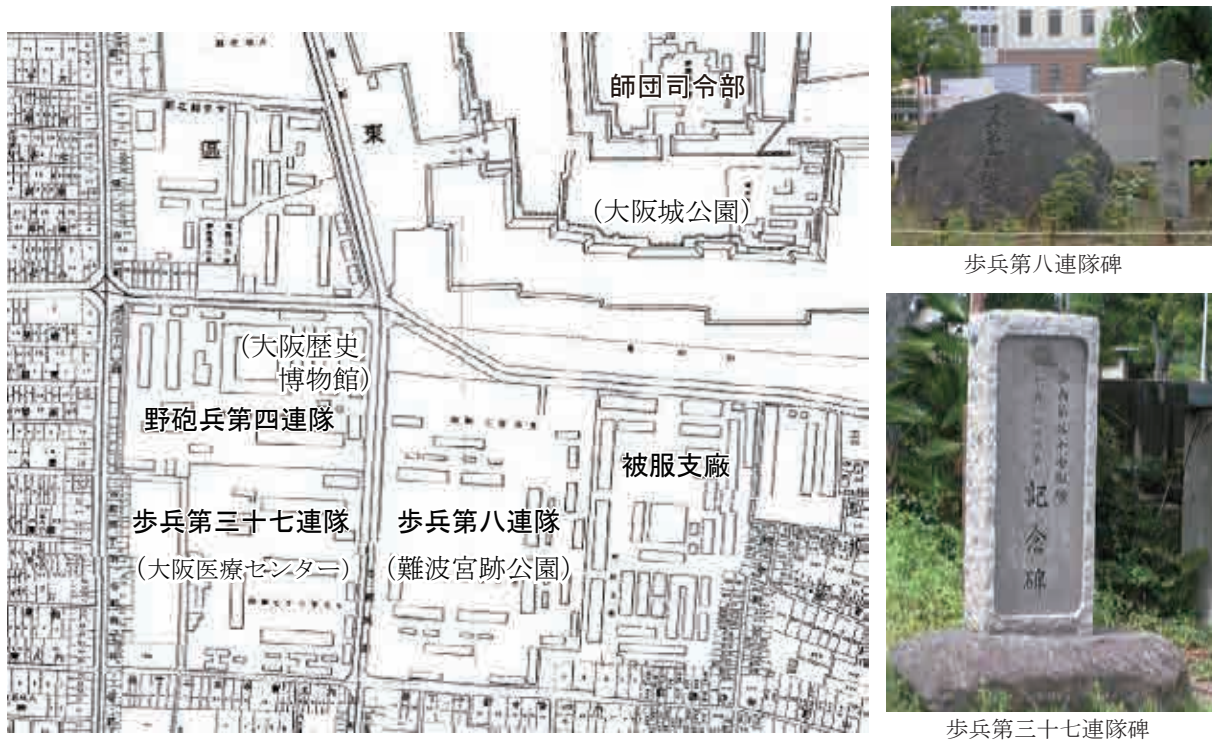


図30 昭和6年(1931)の『5千分の1大阪市図』(大阪府作製に加筆)と記念碑

## 6)近代

慶応3年(1867)の大政奉還、明治元年(1868)の鳥羽伏見の戦い、大坂城落城を経て明治時代を迎えると、上町台地北端部には学校や軍隊などの公的機関が置かれるようになる。大坂城周辺の幕府に関する屋敷は撤去されたり、転用されたりしている。

学校・教育機関については、慶応4年(1868)7月、幕府の洋学教育機関であった開成所が江戸から大阪へと移され、官営の理科学研究機関である舎密局(大阪府指定史跡)となり、明治2年(1869)に洋学校が設けられる。同じく明治2年には上本町大福寺にあった浪華仮病院を移転させ、現在の大阪医療センターの場所に、大阪府病院および医学校が開設された。

軍事(施設)関連では、明治4年(1871)には兵部省官制改正のもと大阪鎮台が設立された。明治7年(1874)には、大手前から法円坂北部の内裏、朝堂院が所在する場所に、陸軍歩兵第八連隊の兵営が置かれた。中庭であった広場に、当時の庭木(高木)が残っている。また西側の上町筋沿いの場所に、第八連隊の名を刻んだ石碑が残されている。明治29年(1896)には歩兵第三十七連隊が設立され、現在国立病院機構大阪医療センターが所在する敷地に兵営が置かれていた。また現在大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館が建設されている敷地には野砲兵第四連隊が、また歩兵第八連隊の東側の敷地には被服支廠が置かれた(図30)。

このように、難波宮が広がっていた一帯は、軍用地として終戦まで利用された。周辺の調査では大型の塹壕や防空壕、小銃・軽機関銃、文書類も出土している。1トン爆弾(空襲の不発弾)などが見つかることもありその性格を反映している。

#### 4 難波宮跡・大阪城連続一体化構想と大阪歴史博物館の建設

大阪市は昭和60年(1985)に、難波宮跡と北側に隣接する大阪城公園を一体的に整備し、古代から中世、近世へと続く大阪の歴史を凝縮した歴史公園とする構想を公表した。これに基づき関係者間で調整がすすめられ、両者の間に位置するNHK大阪放送局を西側隣接地に移転し、あわせて同地に難波宮のサイトミュージアムであるとともに大阪の都市の歴史に焦点をあてた歴史系の総合博物館である大阪歴史博物館を建設することとした。

博物館は平成13年(2001)11月に開館した。概要は以下のとおりである。館の建物は地上13階、地下3階で、そのうち10階が難波宮を中心とした展示室である。展示室には後期難波宮の大極殿の内部空間を実寸大で復元した。展示室は地上50mの位置にあり、展示室から眼下に隣接する史跡難波宮跡の全域を見下ろすことができる。背景には河内平野とその向こうに生駒山地から二上山、葛城・金剛連山を望むことができ、飛鳥・奈良時代の歴史舞台を一望のもとに見渡すことができる。

建物の地下には、発掘調査で見つかった前期難波宮の倉庫群とそれを区画する塀の遺構が保存されており(図34)、学芸員の案内で見学することができる。大阪歴史博物館は、展示室の展示と地下の保存遺構、さらに眼下に広がる史跡部分の三者が一体となった、この場



図31 大阪歴史博物館(手前は後期大極殿復元基壇)



図32 大阪歴史博物館10階展示室より史跡を望む



図33 展示室内に復元された後期大極殿内部空間



図34 地下に保存された難波宮遺構とその見学室

所でしかできない館活動を目指したものである。

### 1 史跡指定に至る経緯

難波宮の所在地については明確な位置は伝わっておらず、江戸時代から論争があった。高燥で居住条件の良い小高い上町台地上に求める説と、関連する地名の残る長柄、本庄あたりの平野部に求める説であり、明治期以降もこの2つの候補地を中心に研究が進められてきた。

明治になって大阪城からその南の一带は軍の管轄地となり、戦後に至るまで一般人の立ち入りは制限されていたが、昭和28年(1953)に奈良時代の鴟尾片が発見され、翌年から発掘調査がはじめられた。昭和32年(1957)からは、それまでにおこなわれた断片的な調査結果をもとに、計画的に調査をおこなうこととなった。その結果、東西600尺にわたる掘立柱形式の複廊が発見され、この寸法が平城宮の内裏の東西幅と同じであったことから宮殿跡であることが推測された。昭和36年(1961)、宮殿の中心的建物である大極殿の跡が見つかり、難波宮跡であることが明らかになった。引き続きおこなわれた



図35 難波宮跡の周辺(2001年撮影)

内裏回廊の調査では、火災を受けた跡のあるもう1つ別の宮殿遺構があることが明らかとなった。前期難波宮跡の発見である。

こうした発見が続いた昭和37年(1962)8月、この地に国の第二合同庁舎の建設計画が明らかとなり、研究者、学生、市民等を巻き込んだ広範な保存運動が展開された。その結果、昭和38年(1963)3月、計画は変更となり、合同庁舎は大阪市が提供した代替地に建設されることとなった。続いて同敷地は国の史跡の指定を受け(昭和39年(1964)5月、第1次指定)、難波宮の遺跡は保存されることとなった。

## 2 追加指定の状況

昭和36年(1961)から翌年にかけては大極殿、内裏、朝堂院といった中枢部の調査が継続しておこなわれた。まず後期内裏については内裏内郭が区画され、その中に正殿と前殿が配置され、その形態が平城宮の東区内裏とほぼ同規模のものであることがわかった。前期難波宮については内裏前殿と後殿が軒廊でつながり、間を扉で区画するなど、他の宮殿に見られない構造であることも判明した。また南側に巨大な朝堂院が広がることも明らかになった。

昭和47年(1972)以降は、調査は中心部だけでなく、その周辺部、特に朝堂院地区もおこなうこととなった。さらに、昭和50年(1975)以降は、文化財保護法の改正を受けて広く難波京全体を調査できるようになり、古代の難波地域についての資料が飛躍的に増加した。

この時期、大阪の中心部を東西にはしる幹線道路として、中央大通と阪神高速道路の建設が難波宮の中心部を通る位置に計画された。発掘調査で前期難波宮の内裏前殿の全体像が明らかとなり、その他多くの関連遺構が発見された。高速道路は高架で計画されていたが、橋脚の基礎工事によりこの部分の遺構が壊れるのを防ぐことと、内裏・大極殿・朝堂院の視覚的な一体感を保つという全体景観の保存という観点の双方の理由により、道路は地上を通して遺構の破壊を避けることとした。

昭和51年(1976)3月に、第2次指定として、朝堂院と内裏を中心とした72,500㎡余りが追加指定された。

その後も追加指定があり、現在までに計7次にわたる指定がおこなわれ、史跡の面積は合計で145,060.71㎡となっている。主だった調査と、史跡指定の経過を表に示す。

年 数	主要な発掘調査の内容	史跡指定
大正2年(1913)	旧陸軍被服支廠の工事現場で軒丸瓦が採集される。	
昭和28年(1953)	法円坂住宅建設現場で鴟尾片が採集される。	
同29年(1954)	難波宮跡第1次調査開始。	
同32年(1957)	後期内裏東回廊検出(6・7次調査)。	
同33年(1958)	前期内裏東回廊検出(8次調査)。	



同 36 年 (1961)	後期大極殿・後殿検出。後期内裏西外郭築地検出 (13・14 次調査)。	
同 37 ~ 43 年 (1962~68)	内裏中心部の調査：前期内裏前殿 (18・31 次調査)・後殿・軒廊 (17・21 次)、後期大安殿・前殿・内裏北回廊 (16・17・18・21 次調査)	
同 39 年 (1964)		<b>第 1 次指定</b> 後期大極殿院地域等
同 41 年 (1966)	旧大手前整肢学院調査 (前期朝堂院の調査)	
同 43 年 (1968)	旧大阪市立中央青年センター調査 (東方官衙遺構の調査)	
同 45 年 (1970)	後期難波宮大極殿跡の全面調査。	
同 47 年 (1972)	前期西八角殿院、前期朝堂院南門の調査。	
同 51 年 (1976)		<b>第 2 次指定</b> 朝堂院、内裏地域
同 59・60 年 (1984・85)	後期難波宮五間門の調査。	
同 61 年 (1986)	後期難波宮朝堂院が 8 堂形式と判明。	<b>第 3 次指定</b> 後期朝堂院東第 3 堂地域
同 62 年 (1987)	前期難波宮内裏西方官衙、古墳時代大規模倉庫群 (法円坂遺跡) の調査。	
平成 5・6 年 (1993・94)	前期難波宮「朱雀門」(宮城南門)・西朝集殿・朝堂院の調査。	
同 9 年 (1997)	内裏西方官衙西側の谷で石組水利施設を調査。	
同 11 年 (1999)	内裏北西部の谷から「戊申年 (西暦 648 年)」木簡が出土。	
同 12 年 (2000)	後期難波宮朝堂院南門の調査。	
同 13 年 (2001)		<b>第 4 次指定</b> 法円坂遺跡追加指定 名称を難波宮跡附法円坂遺跡に改める。
同 17 年 (2005)		<b>第 5 次指定</b> 朝堂院東地域、内裏地域追加指定
同 17・18 年 (2005・06)	東方官衙地域で前期難波宮の楼閣風建物と石敷区画の調査。	
同 18 年 (2006)	朝堂院南西部の谷で最古の万葉仮名文木簡が出土。	
同 19 年 (2007)		<b>第 6 次指定</b> 東方官衙地域 (東北部)追加指定
同 22 年 (2010)	内裏東方の谷で前期難波宮期の白土上塗り壁土が出土。	
同 25 年 (2013)		<b>第 7 次指定</b> 東方官衙地域 (南半部)追加指定

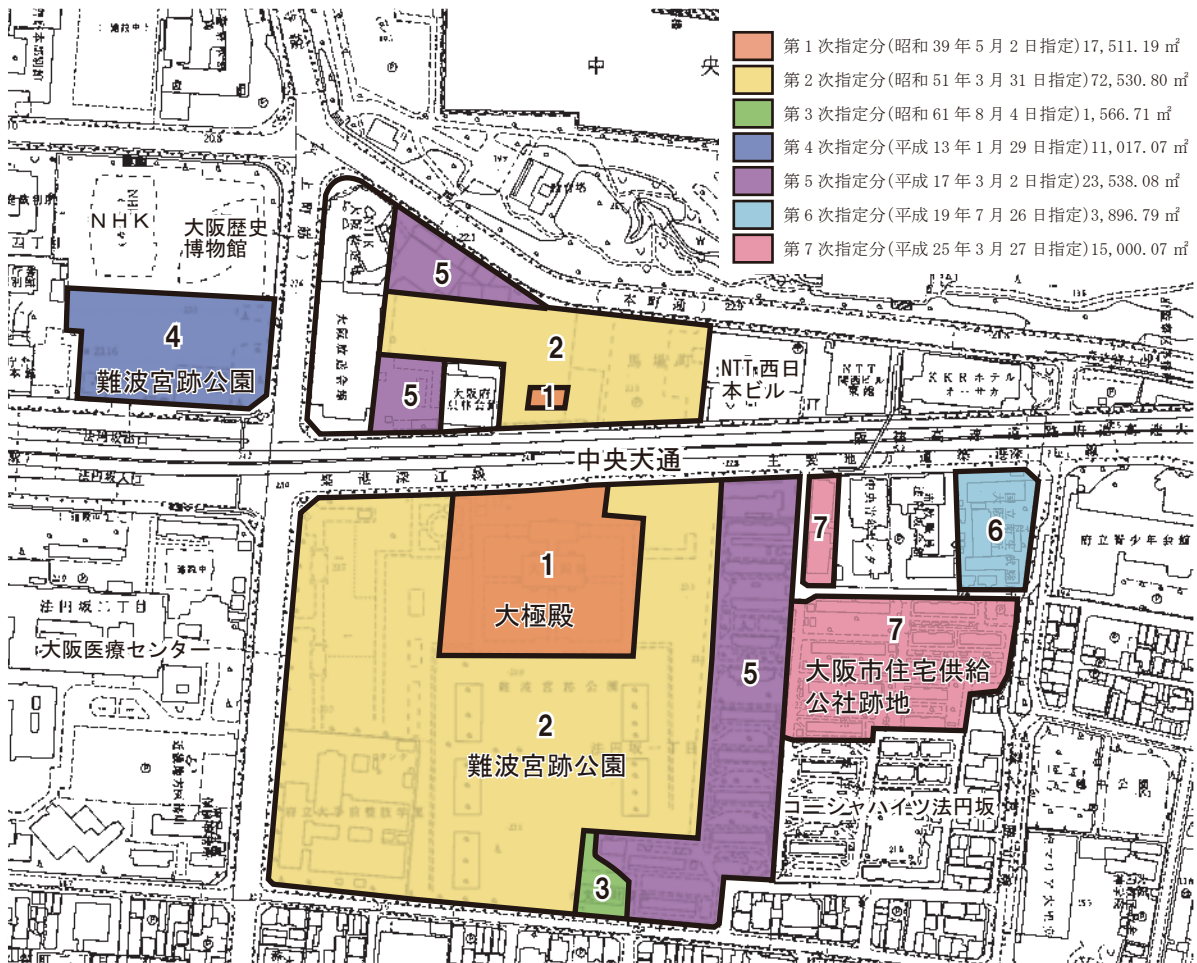


図36 史跡難波宮跡指定時期別範囲

### 3 「指定理由および説明」の内容

史跡の本質的価値の構成要素を検討するために、史跡指定された時の「指定理由および説明」を掲示し、指定の要件をまとめる。第3次以降の指定の説明は文化庁監修の『月刊文化財』に掲載された「新指定の文化財—記念物—」に拠る。

#### 第1次指定（官報告示 昭和39年5月2日付け、文化財保護委員会告示第18号）

大阪市街の東辺、南北に長く連る上町台地は、早くから開発されていたところであって、古史にしばしば見える難波の地は、ここに求むべきであろう。

続日本紀聖武天皇天平十六年二月の条に「今以難波宮定為皇都」と見え、難波宮は首都となったが、翌十七年五月には都は平城に移されている。

この故地は明らかでなかったが、最近上町台地の北端部、大坂城外堀の南方程近いところにおいて、奈良時代の朝堂院の大極殿・小安殿、内裏の大安殿の跡等が検出された。

大極殿は、南北約二メートル、東西推定約四二メートルの基壇を有し、その南面と北面にはそれぞれ三ヶ所ずつの階段があったと認められる。この北に近く南北約一二メートル、東西約三三メー

トルの基壇があり、小安殿の跡と認められる。

大極殿の南方は広場をなし、かつ小安殿の東面には、廻廊の遺構が遺存し、彼此合わせ考えて大極殿を中心として廻廊が繞っていたと察せられ、広場の西南隅に東西に延びる雨落溝が発見されている。すなわちこの地域は、朝堂院の大極殿地区であり、この南方に朝堂等が建てられていたのである。

この大極殿地区の北方には、北面は詳かではないが南・東および西の三方に掘立柱の廻廊を繞らす内裏があり、その中央部に掘立柱の跡によって桁行(東西)九間、梁行(南北)四間と認められている建物、すなわち大安殿の跡がある。また西廻廊の外側には周垣の一部と推定される南北に延びる築地の跡がある。

ここに注意すべきは、上記の遺跡と或いは複合し、或いは独立し、しかも大極殿・大安殿等と中軸線を等しくする建物遺構(掘立柱穴・石敷等)が検出されていることであって、その状況により、聖武天皇以前のものと認められ、しかもその特殊かつ雄大な規模・配列から見て、これも宮殿の遺跡と察せられる。

元来難波の地には、難波長柄豊碕宮以後も、陪都の如きものとして、難波宮が存続したと認められ、摂津職の名もこれに由来する。その間聖武天皇の御代には皇都ともなったのであるが、延暦十二年三月「難波大宮」は廃され、摂津職も摂津国と改められている。この特異な意義を有する難波宮について、調査が行なわれ、調査は継続中で全貌をつくしているとはいえないが、聖武天皇の難波宮の主要部が明らかにされ、学術上極めて意義あることと認められる。

現在地は、市街、特に建設途上にある官庁街中にあり、遺跡の湮滅を防ぐことは急務であるが、反面大阪市におけるこの地域の現代的性格を考慮し、目下のところ、保存の対象として聖武天皇難波宮の大極殿地区と内裏中大安殿跡を指定しようとするものである。

#### 保存の要件

- 一、 基壇・柱穴・石敷その他遺構をき損しないこと。
- 二、 遺物を採集しないこと。
- 三、 その他みだりに現状を変更しないこと。

#### 第2次指定 (官報告示 昭和51年3月31日付け、文部省告示第38号)

現在、難波宮跡は、大安殿跡、大極殿跡を中心として内裏跡及び朝堂院跡が指定されているが、その後の発掘調査により、天武朝難波宮と思われる前期内裏前後殿を初め天武・聖武両朝を含む前後両時期の朝堂院建物、廻廊、築地と思われる各種の地下遺構が検出され、宮域の中枢部はほぼ全域を推定できる段階となった。また、最近の発掘調査によれば、前期朝堂院等の遺構が判明し、天武朝朱鳥元年(686年)焼失以前の建物の規模についてもある程度の考察が可能となった。

これらを含む地域を追加指定し、保存を図るものである。

#### 第3次指定 (官報告示 昭和61年8月4日付け、文部省告示第116号)

## 難波宮跡

大阪府大阪市東区法円坂町

難波宮跡は、我が国古代における首都あるいは陪都として歴史上重要な意義をもつものであり、大極殿を中心として朝堂院と内裏の一部が史跡に指定されている。今回追加指定しようとするのは、指定地の東南に隣接した地である。この地は、後期難波宮の朝堂院東第三堂にかかると推定される所であり、追加指定してその保存を図ろうとするものである。(文化庁文化財保護部1986)

## 第4次指定 (官報告示 平成13年1月29日付け、文部科学省告示第13号)

(新名称)難波宮跡附法円坂遺跡

(旧名称)難波宮跡

大阪府大阪市中央区大手前四丁目

難波宮跡は、大阪府の上町台地北辺に位置する古代の宮都である。遺跡は前期と後期に分けられ、前期は飛鳥時代の孝徳朝から天武朝、後期は奈良時代の聖武朝のものと考えられている。昭和三十九年に指定され、その後追加指定が図られてきた。この地には難波宮跡に先行する法円坂遺跡と称されている古墳時代の遺跡の存在も知られていた。難波宮跡の北西の一角において、昭和六十二年から平成元年に、大阪市博物館などの建設に伴って、財団法人大阪市文化財協会が発掘調査を実施したところ、難波宮跡の遺構のほか、古墳時代中期にさかのぼるきわめて大規模な倉庫群が発見されたため、この部分の保存を図ることとなった。

古墳時代の倉庫群は総数一六棟の総柱建物からなり、その構造はいずれも高床式と考えられる。これらの建物は同じ構造と規模であり、西側の一〇棟と東側の六棟の二つの群に分けられる。建物の配置はきわめて規則的で、両群とも東西方向に約四メートルの間隔をもって並ぶ建物列が、南北二列に配置される。両群の建物列北辺は、ほぼ一直線上に位置するものの微妙なずれがあり、南北二列の建物列の間隔は東群の建物がより短い。一棟の建物は桁行五間(約一〇メートル)、梁行五間(約九メートル)で、平面積は九一から九六平方メートルである。柱穴の配置は通常の総柱建築とは異なり、棟持ち柱と考えられる二本の柱と、床束に接する四本の柱をもつ。建物に直接伴う遺物は少ないが五世紀ころのものがあり、重複する五世紀末から六世紀初頭の竪穴住居に先行することから、倉庫群の時期はほぼ五世紀と考えられる。

法円坂遺跡の倉庫群は古墳時代中期のものとしては突出した規模をもち、きわめて計画的に配置されていることから、当時の大和政権との関係が想定される。『日本書紀』にみえる「難波の堀江」や「難波津」は大和政権との関係が深く、上町台地周辺に比定されており、本遺跡の大規模な倉庫群との関連も考えられる。古墳時代中期の政治・社会を考える上で重要であり、難波宮跡に先行する大和政権にかかわる施設として、追加指定し名称変更を図るものである。(文化庁文化財部監修2001)

この時、名称を難波宮跡附法円坂遺跡に変更する。

## 第5次指定 (官報告示 平成17年3月2日付け、文部科学省告示第28号)

### 難波宮跡附法円坂遺跡

大阪府大阪市

難波宮跡は、大阪府上町台地北端、淀川・大和川水系と大阪湾を結ぶ地点に位置する、七世紀から八世紀末まで継続した宮跡である。大化改新時に孝徳天皇の難波長柄豊碕宮が置かれたのをはじめ、天武天皇、聖武天皇の難波宮が営まれ、首都として、あるいは陪都(副都)として、わが国古代の政治、文化の中心として栄えたが、桓武天皇の延暦三年(七八四)、長岡遷都に伴い難波宮の建物は長岡宮に移築されて終焉を迎えた。

これまでの発掘調査によって、前後二時期の宮殿遺構の存在が判明しており、上層は聖武天皇によって造営された後期難波宮で、内裏、大極殿、朝堂院が南北に置かれ、朝堂院に八つの朝堂が並んでいた。下層は、一六堂の朝堂からなる広大な朝庭を有する朝堂院があり、その北端に東西に八角形の楼閣状建物等の遺構が見つかっており、これについては孝徳天皇の難波長柄豊碕宮に当てる見解が有力となっている。

今回、既指定地の東側に当たる前期難波宮跡朝堂院の東回廊部分および内裏回廊等の部分について追加指定を行い、保護の万全を期そうとするものである。(文化庁文化財部監修2005)

### 第6次指定 (官報告示 平成19年7月26日付け、文部科学省告示第109号)

#### 難波宮跡附法円坂遺跡

大阪府大阪市

難波宮跡は、大阪府中心部の上町台地に所在する古代の宮殿跡である。大化元年(六四五)十二月、孝徳天皇が飛鳥から遷都して造営を始め、白雉三年(六五二)に完成して難波長柄豊碕宮と命名され、その間、大化改新の舞台となった。孝徳天皇の死没による飛鳥遷都後も難波宮は存続し、天武天皇による造営が行われ、天武天皇十二年(六八三)には複都制の詔によって難波宮は副都となるも、朱鳥元年(六八六)に焼失した。奈良時代に入り聖武天皇の神亀三年(七二六)に造営が始められて整備され、天平十六年(七四四)には一時皇都となった。延暦三年(七八四)の長岡京遷都に伴い主要な建物が長岡宮に移築され、廢都となった。これまでの発掘調査の結果、大化改新時の前期難波宮と八世紀前半の聖武天皇が造営した後期難波宮の二時期の遺構が重なって見ついている。昭和三十九年の指定以後、今日までに内裏、大極殿、朝堂院等の宮の中核部および難波宮跡に先行する古墳時代の倉庫群が順次指定されている。また、大極殿院の東方一帯には難波宮の官衙群が広がっていることが、昭和四十三・五十五・五十七年の発掘調査によって確認されている。

平成十七・十八年度に宮跡東方官衙域において国立医薬品食品衛生研究所移転に伴う発掘調査を実施した結果、調査区西側においてそれぞれ柵列で囲まれた南北方向三間以上の掘立柱建物および総柱建物各一棟を、同東側では単廊で四周を囲まれた東西二間、南北五間の掘立柱建物一棟等の前期難波宮期の遺構を検出した。南面回廊中央に五間門が開く。単廊の内側が小石敷きとなっている点は、難波宮の中でも特殊な施設であることをうかがわせ、饗宴施設もしくは祭祀施設とも考えられる。よって今回新たに確認された東方官衙の一部を追加指定し保護の万全を図ろうとするもので

ある。(文化庁文化財部監修2007)

**第7次指定** (官報告示 平成25年3月27日付け、文部科学省告示第46号)

**難波宮跡附法円坂遺跡**

大阪府大阪市

難波宮跡は、大阪市中心部の上町台地に所在する古代の宮跡である。大化元年(六四五)十二月、孝徳天皇が飛鳥から遷都して造営を始め、白雉三年(六五二)に完成して難波長柄豊碓宮と命名され、その間、大化改新の舞台となった。孝徳天皇の死没による飛鳥還都後も難波宮は存続し、天武天皇十二年(六八三)には複都制の詔によって難波宮は副都となるも、朱鳥元年(六八六)焼失した。奈良時代に入り聖武天皇の神亀三年(七二六)造営が始められて整備され、天平十六年(七四四)には一時皇都となった。延暦三年(七八四)の長岡京遷都に伴い主要な建物が長岡宮に移築され、廃都となった。これまでの発掘調査の結果、大化改新時の前期難波宮と八世紀前半の聖武天皇が造営した後期難波宮の二時期の遺構が重なって見つかっている。昭和三十九年の指定以後、今日までに内裏、大極殿、朝堂院等の宮の中枢部、難波宮跡に先行する古墳時代の倉庫群である法円坂遺跡、難波宮中枢部の東に位置する東方官衙が順次指定されている。

このうち難波宮跡東方官衙では、これまでの調査において整然と並んだ掘立柱建物と高床式倉庫が塀に囲まれて見つかるとともに、東西五間の規模をもつ門や回廊も発見されている。

今回追加指定しようとするのは、その東方官衙の南側部分と中枢部の東側部分である。東方官衙南側部分では、北側と関連すると考えられる建物跡の柱穴列が検出されており、また、中枢部東側の部分でも掘立柱穴や瓦片が見つかっていて、この一帯に遺構があることが明らかになっている。このうち、条件の整った部分について追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。(文化庁文化財部監修2013)

## 4 公有化の現状

史跡指定地の公有化の状況を以下に示す。

指定次数	公有化の現状
第1次指定地	公有化終了
第2次指定地	中央大通以南は公有化終了。 同以北は日本郵政(株)敷地、NTT西日本敷地は未公有化(ただしNTT西日本敷地の一部は公有化終了)。
第3次指定地	公有化終了
第4次指定地	公有化終了
第5次指定地	公有化終了
第6次指定地	公有化終了
第7次指定地	公有化半分済(令和元年度に一部公有化済)

## 第4章 史跡の本質的価値

---

### 1 史跡の本質的価値の明示

---

前章に記す「指定の理由および説明」をもとに、史跡の本質的価値を要約する。

①『日本書紀』等の史料に記された古代の都城・宮殿である難波宮の遺構として貴重であることに加え、同じ場所に2時期の宮殿遺跡が重複するという他に例のない特異な配置をとること。

大阪市の中心部に南北に延びる上町台地上に、飛鳥時代から奈良時代にかけての前後2時期の宮殿遺跡が中軸線を共有して重複する。このような遺構の存在形態は他にほとんど類例の見られない特異なものである。

②調査、研究により、両宮殿の時期、性格等が明らかとなり、学術的に極めて重要であること。

継続した発掘調査と研究により、後期難波宮は聖武天皇の難波宮であり、また前期難波宮は孝徳天皇の難波長柄豊碕宮である可能性が明らかとなり、わが国の古代史を研究する上で学術的に極めて重要である。

③先行する遺跡が顕著であり、歴史的経過を知ることができること。

難波宮に先行する法円坂遺跡では5世紀代の大規模な高床式建物群などが発見され、難波宮造営の前史となる古墳時代中期以降の政治、社会を考えるうえで重要である。

### 2 構成要素の特定

---

上記のように、史跡難波宮跡附法円坂遺跡の本質的価値は、飛鳥時代から奈良時代にかけての前後2時期の難波宮、およびその前史となる法円坂遺跡の5世紀代大規模建物群を構成する地下遺構および遺物に集約される。

戦後、わが国の古代史研究は大きな進展をみせたが、そのなかで難波宮跡の発掘調査とそれをもとにした研究成果が果たした役割は極めて大きなものがある。発掘された遺構の残存状態は良好であり、その種類は前期の掘立柱建物や後期の基壇建物、それらの建物群を区画する回廊や築地、溝など、多種に及ぶ。それらはまとまった区画を成しており、宮殿中枢部を構成する大極殿を含む朝堂院、その北側の内裏、南側の朝集殿院や宮殿南門などの区画はもとより、周辺部の官衙遺構も含めて個々の建物配置等はほぼ全容が明らかとなっている。

これらが発見された土地は、昭和39年より順次史跡に指定され、同46年からは環境整備事業がおこなわれ、史跡公園としての体裁を整えてきたことは、これまでに述べてきたとおりである。史跡を構成する要素等を検討するにあたり、難波宮跡とその周辺に存する諸要素を以下の3つに分類し、それ

それぞれの構成要素をまとめる。

① 史跡の本質的価値を構成する要素

- ・地下に埋蔵されている難波宮期、および難波宮期前史の遺構、遺物
- ・難波宮跡の地下遺構によって定義付けられる空間

② 史跡の本質的価値を構成する要素に準じる要素

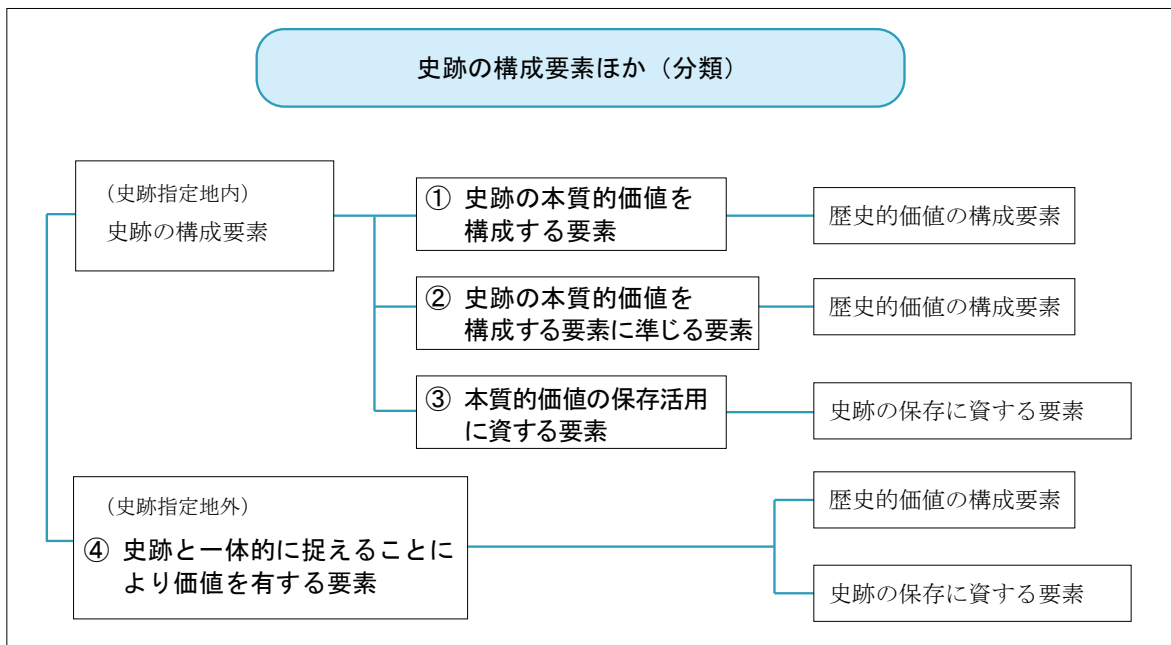
- ・地下に埋蔵されている難波宮廃絶後から中世、近世、および近代に至る時期の遺構、遺物

③ 本質的価値の保存活用に資する要素

- ・(調査、研究に基づいた)遺構表示
- ・史跡指定地内の(整備事業で植樹した)樹木
- ・便益施設(案内・解説板、園路、便所、休憩施設、照明・給排水施設等)

④ 史跡指定地外にあり、史跡と一体的に捉えることにより価値を有する要素

- ・史跡指定地外で検出されている難波宮期の遺構、遺物
- ・(難波宮跡のサイトミュージアムである)大阪歴史博物館



### 3 構成要素の説明

1) 史跡の本質的価値を構成する要素

- ・地下に埋蔵されている難波宮期、および難波宮期前史の遺構、遺物

史跡指定地は、北から内裏、大極殿院、朝堂院という宮殿中枢部を構成する遺構が並んで検出されている。これらは前・後2時期の同様の配置をもち、回廊、塀等により区画された内部に、内裏正殿、大極殿、朝堂などの建物が配置されている。その西・東側には官衙と呼ばれる役所の建物群



が検出されている。

これらの遺構は難波宮跡の中枢部を構成する殿舎であり、史跡の構成要素として極めて重要である。またそれに先立つ5世紀倉庫群は、当時の国家権力が建設にかかわったことが推測されており、当該地が5世紀以降重要な位置にあり、難波宮造営に至る古代の歴史を考えるうえで重要な遺構である。

これらの理由により、地下に埋蔵されている難波宮期、および難波宮期以前の遺構、遺物を史跡の本質的価値を構成する要素とする。

#### ・難波宮跡の地下遺構によって定義付けられる空間

難波宮跡の中枢部は史跡に指定され、昭和46年(1971)より、地表面に建物等の位置、規模を示す遺構表示がおこなわれている。大阪という大都市の中心部に、これほど大規模に考古遺跡が保存されている例は全国的にもほとんどなく、極めて貴重なものといえる。地下遺構によって定義付けられる空間は、かつての難波宮の姿を具体的にイメージし、宮殿の規模、形態、またそこでおこなわれた儀式や政治などを体感、追体験できるものであり、将来にわたって保存し、活用を図ることが必要である。よって難波宮跡の地下遺構によって定義付けられる空間を、本質的価値を構成する要素とする。



図37 前期東八角殿院の遺構  
奥に後期大極殿および後殿の復元基壇

## 2) 史跡の本質的価値を構成する要素に準じる要素

史跡の本質的価値を構成する要素とあわせて存在することにより、本質的価値を高める要素を、史跡の本質的価値を構成する要素に準じる要素とする。

#### ・地下に埋蔵されている難波宮廃絶後から中世、近世、および近代に至る時期の遺構、遺物

難波宮跡の位置する上町台地北端部は、古代以降、大阪の歴史、文化の中心地であったため、各時代の遺跡が重層的に存在する。難波宮が廃絶した後も、大坂(石山)本願寺とその寺内町が建設され、その後も豊臣大坂城、徳川大坂城とその城下町が建設された。近代においては各種の軍関係の施設が置かれた。このように大阪は古代から中・近世、および近代に至るまで、わが国の政治、経済、文化の中心地として栄えてきた。

当該地にはこれら各時代の遺構・遺物が良好に遺存している。これらは難波宮期の遺構とともに当該地が歩んできた歴史を示すものであり、大阪の歴史、文化を顕彰するための重要な要素といえる。

## 3) 本質的価値の保存活用に資する要素

史跡の本質的価値を構成する要素の普及、活用に資する要素を本質的価値の保存活用に資する要素とする。



図38 藤棚として表現された前期八角殿遺構



図39 上町筋沿いに植樹された樹木



図40 南部ブロックに設置された便所

#### ・(調査、研究に基いた)遺構表示

昭和29年(1954)以来の継続した発掘調査、研究により難波宮跡の歴史的重要性が明らかにされ、それらを構成する遺構の位置、規模、性格が明確となった。中枢部の広い範囲が史跡に指定され、昭和46年(1971)以降、継続して地表部にそれらの位置、規模を示すために遺構表示がおこなわれてきた。史跡を訪れた市民は、それらによって難波宮の全体像を理解し、歴史を追体験することができる。

#### ・史跡指定地内の(整備事業で植樹した)樹木

史跡難波宮跡は大阪という大都市の中心部に位置することから、史跡として保存された広大な敷地は、市民にとって貴重なオープンスペースとなっている。ただし、難波宮跡は、本来は一体となった広い空間に広がっていたのであるが、現在は阪神高速道路・中央大通と上町筋によって3つの区画に分断されている。その3つのうち、南部ブロックは中央に大極殿を含む朝堂院とその東側に官衙、北部ブロックは内裏、西部ブロックは「難波大蔵」とおもわれる官衙と5世紀代の大型建物群である。このような状況にあって、各ブロックごとに宮殿内におけるそれぞれの機能に応じた遺構の空間をイメージできるようにするためには、各ブロックは周囲の道路景観と視覚的に遮蔽することが必要であり、周辺部(道路際)に高木の植樹をおこなっている。

また都心部の史跡公園として市民が憩える空間であるためには、必要な箇所に樹木による緑陰が必要である。今後、北に隣接する大阪城公園と一体化した歴史公園とし

て整備、活用する方針であり、そのためにも大阪城公園からの緑の連続した空間として樹木の植樹は重要である。

#### ・ 便益施設

歴史公園として市民が快適に利用するためには、公園施設としての便益施設が必要である。休憩、便所、給排水、照明等、必要な施設を整備することが必要である。



図41 難波宮跡より大阪歴史博物館(中央)を望む

4) 史跡指定地外にあり、史跡と一体的に捉えることにより価値を有する要素

#### ・ 史跡指定地外で検出されている難波宮期の遺構、遺物

現在史跡に指定されている範囲は、難波宮の範囲のうち内裏、朝堂院などの中枢部と、東・西の官衙の一部であり、その周囲には難波宮の宮域内であるが未指定の範囲が多く広がっている。これらの未指定地からも、これまでに多くの難波宮期の遺構が見つかっており、そのうちの複数のものは地下に保存されていて、地表面に解説板等が掲示されている。



図42 博物館地下の保存遺構見学室

難波宮跡の全体像を理解するためには、中心部の史跡指定地のみでの整備公開では限界があり、これら周辺部の遺構とあわせて活用することが必要である。そのためにも新たな史跡追加指定への取り組みも必要である。

#### ・ (難波宮跡のサイトミュージアムである)大阪歴史博物館

昭和29年(1954)以来の継続した難波宮跡の調査、研究により、古代史上における学問的重要性が明らかにされてきた



図43 博物館1階エントランスでは床(ガラス面)下に保存遺構を見学できる。

ことは、これまでに触れてきたとおりである。一方難波宮以前、そして廃絶後の歴史の重層性についても同様に重要であり、これらについても研究成果を展示し、より広く市民に情報発信することが必要である。大阪歴史博物館はそれらの蓄積された調査研究成果を展示し、また10階展示室からは史跡範囲を望見することができる。地下には前期難波宮の遺構が保存されていて、学芸員等の解説により見学することができるなど、難波宮跡と一体化した難波宮のサイトミュージアム(遺跡博物館)としての重要な機能を有している。難波宮跡の保存、活用をすすめるためには、難波宮跡の重要性について市民に理解を得ることが必要であるが、そのためにも史跡に隣接する大阪歴史博物館の働きは重要である。難波宮廃絶後の、中・近世、近・現代の歴史についての展示等も充実しており、大阪の都市の歴史をわかりやすく理解することができ、貴重である。

### 1 保存(保存管理)

#### 1) 史跡指定地内

##### 【現状】

昭和39年(1964)に第1次史跡指定、同51年(1976)に第2次指定がおこなわれた後、同54年(1979)2月22日付けで、大阪市が史跡難波宮跡を管理すべき公共団体として指定され、それ以降は大阪市教育委員会が主体となり管理を実施してきた。

同45年(1970)には学識経験者からなる難波宮址顕彰会整備計画小委員会および同幹事会が結成され、大極殿院地区の整備基本計画の検討がなされた。その計画にそって、翌46年(1971)より第1次整備事業として大極殿院が整備され、大極殿基壇の復元等がおこなわれた。その後、同56年(1981)には前記の整備計画小委員会を発展させた難波宮跡整備計画委員会および同専門委員会が結成され、南部ブロック全体の環境整備事業の基本計画が検討され、その計画にそって南部ブロックが整備された。

平成12・13年度には大阪歴史博物館とNHK大阪放送会館の開館にあわせて、西部ブロックの整備がおこなわれた。

平成13年度以降は、史跡の管理を大阪市ゆとりとみどり振興局(現、経済戦略局)が担当することとなり、それ以後は教育委員会、建設局を含めた3局が共同で、難波宮跡の保存活用事業をおこなっている。

一方、観光事業を含めたより広い観点から史跡の保存、整備、活用事業を実施するために、平成26年度以降は大阪府(都市整備部、府民文化部、教育庁)が加わり、市と共同で事業の検討をすすめている。

史跡指定地内における史跡保存の基本的な方針は、以下のとおりである。

史跡内においては建築物等の新築は認めず、史跡としての環境整備事業を目的とした遺構表示や施設設置工事、および公園としての便益施設等の設置は認める。



図44 南部ブロックの遺構表示

その際、設置工事等による地下掘削は、表土層で留まる範囲内とし、地下遺構(難波宮期の遺構面上層にある中・近世の遺構面も含めて)へ影響を及ぼさないこととしている。

史跡指定地のうち公有化されている箇所についての日常管理は大阪市経済戦略局がおこない、未公有化の敷地については、土地所有者がおこなっている。

#### 【課題】

難波宮跡は大阪市の中心部に位置することから地価が高額であり、史跡指定地の買い上げがすすまず、未買収の敷地が少なからず残っている。特に北部ブロックに顕著であり、同ブロックの環境整備が未着手であることの原因にもなっている。

日常管理は大阪府がおこなっているが、整備、活用事業等の担当が多部局に分かれているため、責任の所在の明確化、意思統一に時間を要するといった課題がある。

近年は予算削減等の理由により、新規の環境整備事業がすすんでいない。公開、活用にあたって、便所、公園灯などの便益施設も老朽化しており、また園内の解説板も最新情報を記したものに更新が必要である。

## 2) 史跡指定地外

#### 【現状】

昭和50年(1975)の文化財保護法改正以降、埋蔵文化財の事前届出制度が確立され、史跡指定地外での発掘調査が増加した。これらは民間事業者による開発行為に伴う場合が多く、これらの調査によって発見された難波宮期の遺構は、土地所有者等と協議し、遺構保存の協力を求め、建築計画(建築配置の移動、基礎構造の変更等)の変更等により、遺構の保存をできるかぎり図ってきた。さらに遺構表示や解説板等の設置についても協力を求めている。まとまった遺構が発見された箇所については、条件の整った箇所から史跡に追加指定し、公有化を図っている。これらの敷地の日常管理は土地、建物の所有者、管理者によりおこなわれている。

#### 【課題】

これらの重要遺構が発見された敷地は個人所有のものがほとんどである。遺構を保存するために建築計画を変更し、また遺構表示等をおこなうためには多額の費用を要することになり、そのため理解を求めることは容易ではない。史跡指定をおこない、公有化を図ることが最良であるが、予算等の関係で困難な場合がほとんどである。

これらの敷地は小規模なものが多く、また史跡周辺に分散していることから、相互の関連性等を理解しにくく、見学会等で活用されることが少ない。難波宮の全体像を理解するためにも、パンフレット、ホームページ等で積極的に紹介し、普及啓発を図ることが望まれる。

## 2 活用

### 1) 史跡指定地内

#### 【現状】

史跡指定地のうち、昭和46年(1971)から継続して環境整備事業を実施している南部ブロックは、同51年度までに大極殿院の整備が終了し、その後も引き続き朝堂院の遺構表示と、照明、給排水、便所等の便益施設の設置、および周辺部の植樹等の整備がおこなわれ、一般に公開されている。南部ブロックは都心部に保存された広がりのあるオープンスペースとして貴重であり、日常的な憩いの場として、また、難波宮の歴史を体験する場として多くの来訪者に利用されている。近隣の市町村から、小中学生の団体が大阪歴史博物館の見学とセットで利用するケースも多い。一方、都心部にある広いオープンスペースとして貴重であるため、中央区民まつりなど多くの催事、イベントの会場として(特に春・秋期の休祭日を中心に)広く利用されている。

平成13年(2001)に西部ブロックの北隣接部に大阪歴史博物館が開館して、難波宮跡のサイトミュージアム(遺跡博物館)として、多くの入館者に難波宮跡に関するさまざまな情報(学問的重要性、遺跡保存の歴史、史跡整備の経過等)について周知することができている。また同館の地下には前期難波宮の「難波大蔵」とされる高床式建物群とそれを区画する塀などの遺構が保存されている。これらの一部は学芸員、ボランティアの解説で実物を見学できる。また同館の10階展示室から史跡の全域を見渡すことができ、難波宮についての周知、普及に大きな役割を果たしている。敷地内には法円坂遺跡の5世紀倉庫1棟が現位置に復元されており、内部も公開されている。西部ブロックは大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間としての性格があり、また大阪城へのアクセス空間にもなっていることから、これらの利用者が憩える施設を設置し、同時に難波宮や5世紀倉庫群の歴史を理解することができるような整備をおこなっている。

北部ブロックは、旧NHK大阪放送局



図45 南部ブロックは市民の憩いの場として利用されている



図46 南部ブロックでおこなわれた四天王寺ワッソ



図47 大阪歴史博物館10階展示室より難波宮跡北部および南部ブロックを望む

敷地は用地交換等により大阪市有地となっている。旧大阪府農林会館敷地は大阪市により買収がおこなわれ、またNTT西日本敷地のうち一部が用地交換により大阪市の所有となっているが、その他の敷地は公有化がおこなわれておらず、環境整備事業等は未実施である。

#### 【課題】

南部ブロックの南半分は現状では整備は完了しておらず、また南西部の旧日本赤十字社用地と東側隣接部の旧大阪市住宅供給公社用地(第5次指定地)は、公有化はおこなわれているが環境整備事業は未実施である。その東側の平成25年度に追加指定された用地は、近年中に公有化がおこなわれる予定である。南部ブロックの遺構表示手法として、後述のように前・後2時期の宮殿遺構の両者を同一平面(地表面)に表示している。これは難波宮の歴史にとって両者がともに重要なものであり、片方のみの遺構表示とすることは妥当でないとの判断によるものである。そのため両者の表示方法を異なった手法とすることで、その違いを視覚的に認識できるように考えた。ただし隣接する大阪歴史博物館の10階展示室から望めば両者の違いを理解することは可能であるが、史跡部分において大極殿復元基壇上(地上2.4m)から望む程度では、一般の見学者が両者の違いを認識することは困難である。そのため現地にも難波宮跡の全体像を理解し、臨場感を持ってそのスケール感を体感するといった効果は期待できないという点が課題となっている。

朝堂院エリアについては、昭和51年度以降、遺構表示等の環境整備事業をおこなっているが、後期難波宮については、朝堂の数を12堂として表示している。これは当時の学問的水準として、奈良時代の朝堂院の数は12堂であると考えられていたこと、遺構の保存のためには発掘調査はできるだけおこなわないようにするといった方針によりとられたものである。しかし、その後におこなわれた調査によって、後期朝堂の数は8堂であることが明らかとなったことから、今後、南部ブロック南半分の整



備をおこなう時に修正をする必要がある。

近隣住民による憩いの場としての利用がおこなわれている反面、整備がすすんでいないために来場者の数は多くない。大阪歴史博物館の展示室から史跡の全域が望見できることにより、同館のオープン後は、展示を見学した後に史跡部分まで足を運ばないといった状況が見受けられる。大阪城公園との一体的な利用もすすんでいないのが現状である。

西部ブロックは平成13年度に整備工事が完了し、市民に公開されている。大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間として多くの人が利用することから、通過時等の安全面を考慮して、敷地中央部分については、建物の遺構表示手法として、地上に凹凸を付けるとか、柱位置を露出するといったことはせず、地表面に平面的に示すこととした。それにより安全に利用しやすくなっているが、地上に立った位置からは遺構表示を認識しにくいという問題がある。

5世紀復元建物は特に屋根部分に傷みが見受けられ、また敷地縁辺部の休憩施設は木製であり、植栽とあわせて継続したメンテナンスが必要である。地下鉄駅が敷地南端部にあり多くの人が利用しているが、西部ブロックが大阪城やNHK大阪放送会館への通過経路となっている感は否定できない。難波宮跡への導入部という立地を活かした活用が求められる。難波宮跡のサイトミュージアムである大阪歴史博物館との連携にも工夫が必要である。現状では、博物館を退館後に史跡部分に足を運ぶことが少なくなっている傾向がみられる。

北部ブロックは史跡指定はおこなっているが公有化が未実施の敷地が多く、環境整備事業はおこなわれていない。整備活用の方針を決定し、整備事業をすすめる必要がある。

## 2) 史跡指定地外

### 【宮域内で発見された重要遺構の活用－現状と課題】

史跡指定地の周辺地区でも、多くの重要遺構が発見されているが、これらは民間による開発行為の事前調査としておこなわれた発掘調査によって発見されたものが多い。先述のように、史跡への追加



図48 西部ブロック整備状況(西より)



図49 北部ブロックの現状(西より)

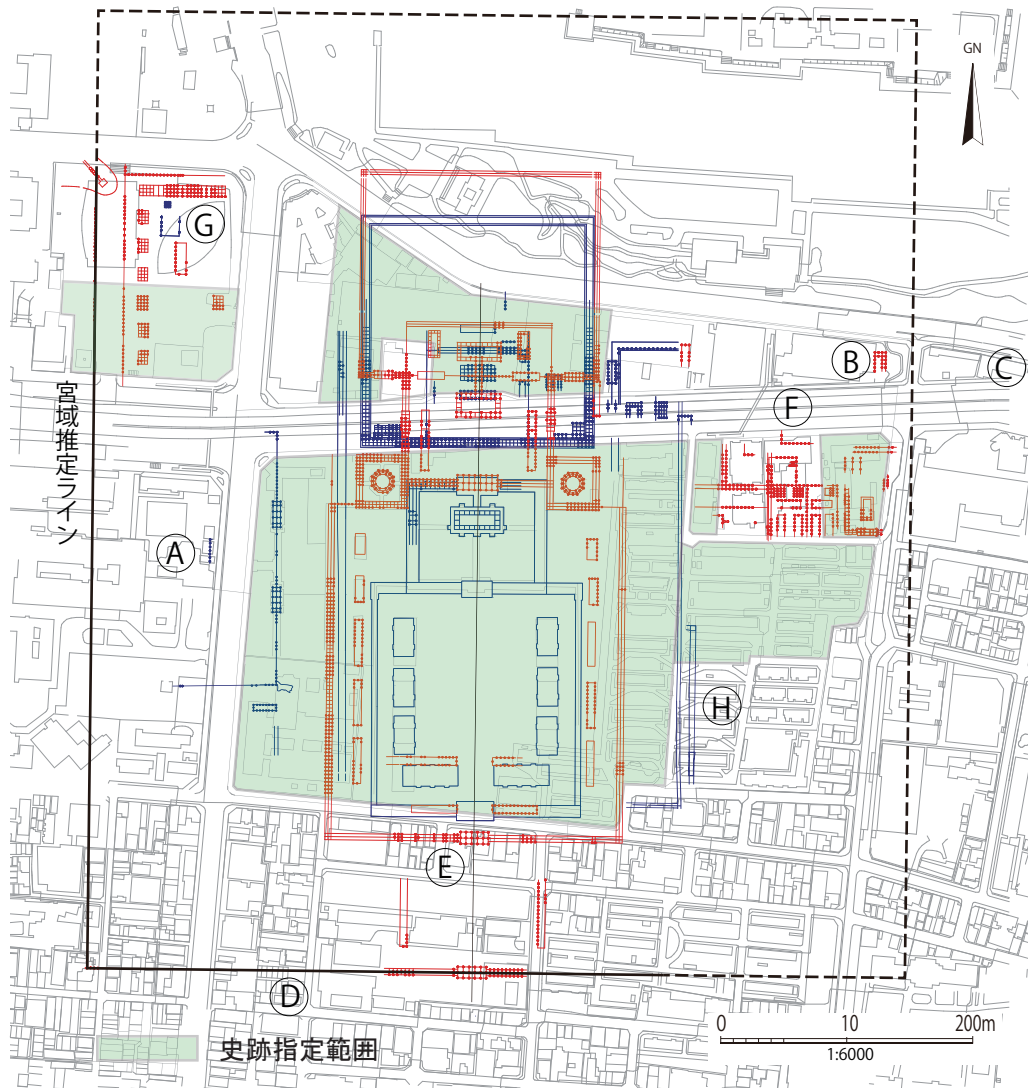


図50 宮域内で発見された重要遺構(図中のアルファベットは本文に対応)

指定がおこなわれた箇所もあり、その他の箇所についても今後追加指定を目指すべきであるが、困難なものがほとんどである。これらは小面積による調査が多く、発見された遺構についても断片的なものが多い。継続した調査によって、周辺地区での成果を総合することによって、ある程度相互の関連性を類推することも可能となることはあるが、それらの詳細や全体像は明らかにできない場合が通常である。朝堂院西側(国立大阪病院敷地内)で発見された建物遺構(A)、東方官衙地区の東北部で発見された庇付き建物跡(B)や斜めの方向をむいた総柱建物(C)、朝堂院西南部一帯で発見されている複数の掘立柱建物(D)など、その時期や性格などは明らかでない。しかし、各地の宮殿遺跡の調査研究がすすんだことにより、古代の宮殿にはある程度共通する規則的な殿舎配置の特徴があることがわかっている。難波宮跡についても史跡指定地の周辺で見つかった遺構のうち特定のものについては、その性格を明らかにできた場合がある。朱雀門・朝集殿地区の遺構などはその代表的なものである。そのほかにも史跡周辺部で発見された遺構については、事業主の理解を得て遺構を保存すること

ができた例がある。建物位置や地下構造の形態を変更し遺構に影響がでないようにしたものであるが、さらに協力を求め、発見された遺構を地表面に表示した箇所も複数ある。前期朝堂院南門(㊦)、東方官衙地区(㊧)、その東北部の庇付建物遺構(㊨)、内裏西方倉庫群(㊩)、朝堂院東側地区(大阪市住宅供給公社敷地)(㊪)などである。事前調査後に建設された建物内に展示施設を設置し、出土遺物が一般に公開されているところも複数存在する。今後も発掘調査で難波宮関連の遺構が発見された場合には保存の協力を求めるとともに、遺構の表示、解説板の設置等についても理解を求めることが必要である。一方、近年の調査研究により明らかにされつつある宮域の範囲についても、可能などころから、解説板等によって市民にわかりやすく示す等の対応が望まれる。解説板の種類、形態等については、設置場所の特徴、条件等を考慮に入れて有効な方法を検討すべきである。

これらの遺構保存地区や解説板の設置箇

所等についてはパンフレット等により市民に周知し、見学会等の開催をおこなうなど、史跡公園部分と連携した積極的な活用を図ることが必要である。

#### 【宮域外で発見された難波宮跡関連遺構の活用－現状と課題】

これまでに継続しておこなわれた発掘調査により、難波宮の宮域がほぼ明らかとなった。そしてその範囲内で発見された重要遺構は、今後、保存と活用を図ることが必要であることを述べた。一方、宮域外においても同様に、難波宮に関連するとみられる飛鳥・奈良時代の遺構が随所で発見されている。また難波宮の南側には、中軸線の延長線上に「朱雀大路」の跡があり、その両側には四天王寺に至る間に900尺(約265メートル)間隔(もしくはその2分の1の間隔)の道路痕跡が残されていて、難波京の条坊の跡であると考えられている。近年、これに合致する位置に橋の跡が見つかり、条坊制による道路区画が施工されたことが確実視されるようになった。その周辺には飛鳥・奈良時代の寺院の跡も複数推定されており、古代都市難波京の様相もおぼろげながら推測することができる。



図51 図中㊨ 遺構表示と解説板  
(新築建物位置を西側にずらして遺構を保存)



図52 図中㊦ 前期朝堂院南門柱位置の表示  
(新築建物位置を南にずらして遺構を保存)

このような関連する諸遺構、もしくはその出土地についても、パンフレット、解説板等の作成、見学会や講演会の実施、博物館施設や区役所等の活動等を通して、市民に新たな情報を提供し、難波宮を中心とした飛鳥・奈良時代の大阪の姿を体験できる機会をつくる必要がある。

### 3 環境整備事業の実施

#### 【現状】

以下に、これまでに実施した史跡指定地内の環境整備事業の内容を記す。

整備事業	事業期間	ブロック名	整備内容	
			対象	整備の概要
第1次	昭和46～50年度	南部ブロック	後期	大極殿・同後殿の基壇復元、大極殿院回廊表示
	昭和51～56年度		後期	朝堂院（東第一・二堂、西第一・二・三堂、西築地）表示
その他			灌漑用スプリンクラー設置、朝堂院内の排水工事	
昭和57～59年度			前期	朝堂院（西第二・三堂、回廊）表示（周囲にサザンカ生垣）、西八角形殿をパーゴラとして表示、
	その他		総合案内板の設置等	
昭和60～平成2年度	後期		朝堂院東築地、五間門および塀の表示	
	その他		植栽（上町筋沿い）、照明設備、給水設備、便所設置等	
平成3～9年度	前期		朝堂院（東および西第一・二・三堂）、東八角殿院回廊、朝堂院西外郭築地（いずれも周囲にサザンカ生垣）、朝堂院外側芝張り等	
	第3次		平成10年度	史跡全域
法円坂遺跡				法円坂遺跡建物復元（1棟）、その他は平面表示
平成12・13年度		前期	“難波大蔵”の高床倉庫建物を平面表示	
		その他	（西部ブロック遺構の）解説板設置、ウッドデッキの休息施設、敷地南・東面道路際に高木植栽、照明等の設置	

#### 第1次整備事業

発掘調査の指導機関である難波宮址顕彰会専門委員会の委員の中から選出された整備計画小委員会（構成：浅野清、太田博太郎、榎本亀次郎、黒板昌夫、関野克、福山敏男、山根徳太郎）によって基本的な構想が検討され、次いでこの基本構想を具体化するために、昭和45年(1970)12月に、整備計画審議幹事会（構成：入江重悦、上田宏範、近藤公夫、佐藤泰、沢村仁、田代克己、直木孝次郎、中尾芳治、水野正好）が設置され、実施計画についての検討をおこなったうえで、翌46年度より同50年度まで、第1次整備事業として大極殿院の整備事業をおこなった。大極殿と後殿および軒廊の基壇を復元し、その周囲の回廊についても基壇状の高まりにより遺構の表示をするというものである。整備計

画の検討内容および概要は、『史跡難波宮跡—第一次環境整備事業概要—』（大阪市教育委員会1976）に記されている。

## 第2次整備事業

引き続き昭和51年度より、南部ブロックの大極殿院周辺の整備がおこなった。昭和56年(1981)10月には、新たに難波宮跡整備計画委員会(構成：浅野清、太田博太郎、岸俊男、関野



図53 大極殿基壇の復元を記念して舞楽の公演がおこなわれた。

克、坪井清足、直木孝次郎、福山敏男、森蘊、横山光雄)を設置し、前・後2時期の遺構表示のあり方、その手法などについて議論し、南部ブロックの朝堂院全体についての環境整備基本構想の検討をおこなった。また同委員会で検討された内容を具体化するために難波宮跡整備計画専門委員会(構成：井藤徹、近藤公夫、沢村仁、都出比呂志、中尾芳治、水野正好、森下元之、安井良三、安原啓示)が設置された。これら委員会の審議により決定された整備手法の概要は、『史跡難波宮跡—環境整備事業中間報告—』（大阪市教育委員会1984）にまとめられている。概要は以下のとおりである。前期難波宮の遺構は掘立柱構造であることから、建物の範囲を一段掘り窪め、表面を舗装するタイル等の色は赤を基調とする。後期は遺構の範囲を基壇状に盛り上げ、中心建物は瓦葺であったことから、舗装の色は瓦をイメージできる黒もしくは灰色を基調とするというものである。前期、後期ともに難波宮の歴史にとって同様に重要なものであるから、どちらかひとつだけを選ぶのではなく、両者を表示することとした。同一平面上に2時期の遺構を同時に表示することになるが、その際、表示方法を分けることにより、視覚的に両者を識別できるようにしたものである。

この基本的な考え方に基づき昭和52年度以降第2次の、南部ブロックの整備事業をおこなってきた。また西側の上町筋沿いには高木を配し、大極殿、朝堂院空間と道路部分との景観上の遮蔽を図り、また北側の中央大通・阪神高速道路沿いは西半分は同様に高木の植栽をおこなうが、一方中央部は道路北側にも内裏が広がることから植樹はせず、内裏空間の一体的な広がりを感じられるように配慮した。来園者の便宜を図って、便所、照明、排水設備等の設置、樹木の灌水用の給水設備の設置をおこなった。

## 第3次整備事業

平成10年度には、それまでは南部ブロックの整備がおこなわれるのみであったため、これの北側の北部ブロック、およびその西側の西部ブロックも含めた史跡全体の整備計画をまとめ、同12～13年度に、西部ブロックの整備事業をおこなった。この事業は建設省(当時)と文化庁の両者からの補助を受けて実施した。

このときの検討内容は、以下のとおりである。北部・南部・西部の3つのブロックごとに遺構と立



図54 前期遺構表示(西八角殿院南回廊)



図55 後期遺構表示(朝堂院西回廊)

地の特性をまとめ、それぞれに求められる機能を考慮し、それに必要な整備手法を検討したものである。概要は『難波宮跡公園整備基本計画』（大阪市建設局花と緑の推進本部1999）にまとめられている。

基本的な考え方は、南部ブロックは宮殿の中心部であり、朝堂院の広がりある空間を活かし、遺構表示は平面的なものとし、都心部にあるオープンスペースとして整備、活用する。北部ブロックは内裏という天皇の生活空間であったことから花木を配した憩いの空間とし、一方西半分の旧NHK大阪放送局敷地は3つのブロックと大阪城、大阪歴史博物館との結節点にあたることから、プロムナード的な機能を持たせ、難波宮跡の導入部としての整備を図る。西部ブロックは大阪歴史博物館およびNHK大阪放送会館の前庭空間的な機能と、周辺地区に勤務する人、大阪城への来訪者等がゆったりと

休息できる都市公園的な整備手法とし、また難波宮、法円坂遺跡の5世紀倉庫群の理解を得ることができるよう整備とする。

この計画に示された内容は、現在も難波宮跡の活用、整備の基本的な考え方とされている。

#### 【課題】

昭和46年度以降、現在に至るまでおこなってきた難波宮跡の整備は主として平面的な遺構表示が中心であり、また都心部にあるオープンスペースとして中・高木の植栽を多く配し、大阪城公園から続く緑の空間を目指してきた。この遺構表示の手法は、従来より各地の官衙遺跡の整備手法として一般的に採用されてきたものであり、今後も難波宮跡整備手法の基本とするところである。一方で市の財政状況の悪化等の影響により、近年は環境整備事業としてのハード面の整備はあまりすすんでいない。大阪歴史博物館の入館者は、展示を観覧した後、難波宮跡に足を運ばずに大阪城公園等、他所に向かうというケースが少なくない。難波宮跡を会場としたイベントもここ数年は特定の催しにとどまっており、新たな活用の拡大には至っていないといった現状もある。

このような認知度の伸び悩み等の現状を考慮すると、より多くの市民、来阪者に難波宮の存在をア

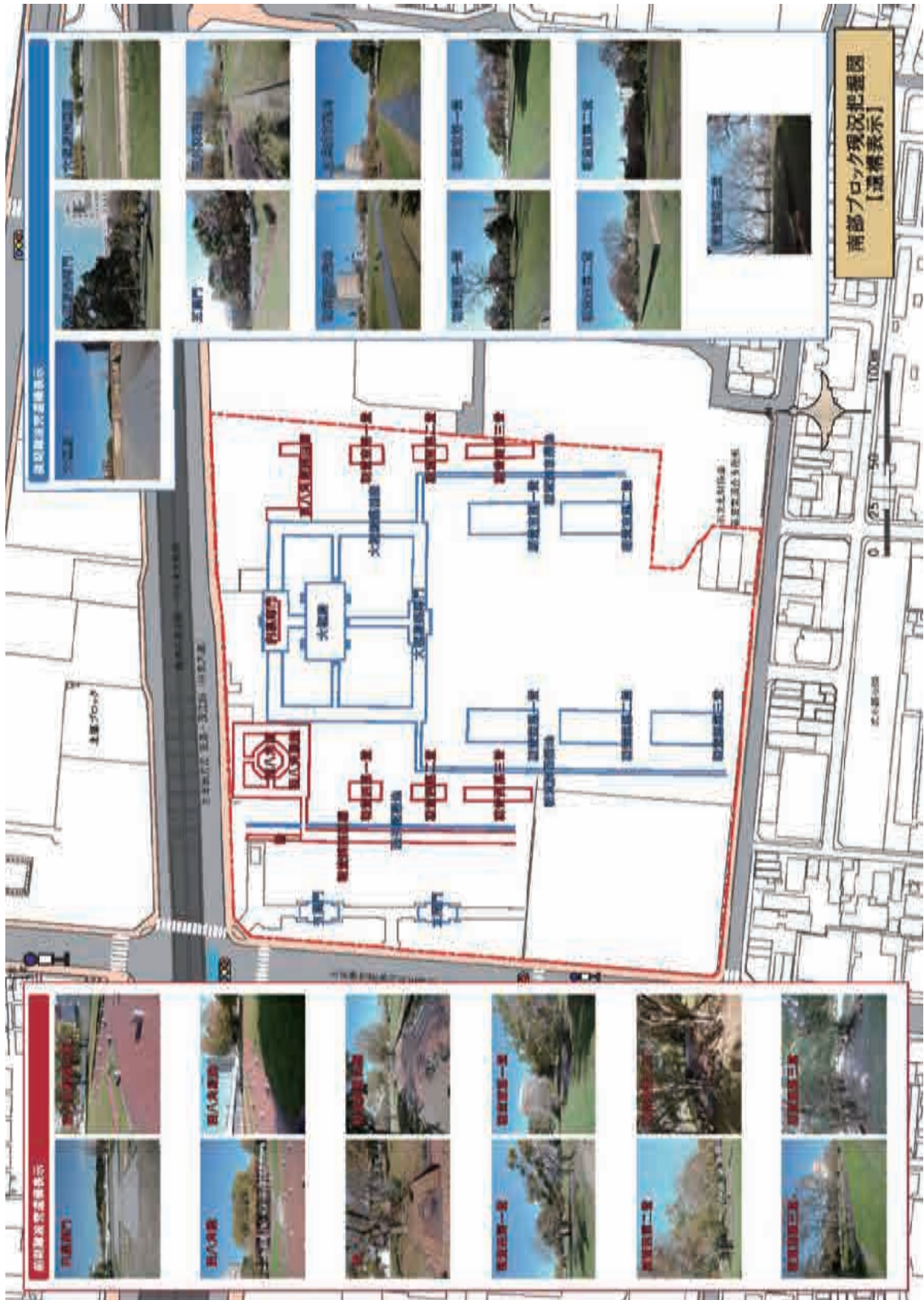


図56 南部ブロック遺構表示の現況



図57 西部ブロック整備状況(北より)

ピールできるようにすることが必要であり、そのためには新たな活用、整備の手法が望まれる。

## 4 運営体制

---

### 1) 現状と課題

難波宮跡の整備事業は、昭和46年(1971)の開始以来、大阪市教育委員会が中心となり、外部有識者による難波宮跡整備計画検討委員会の指導を受けて、大阪市建設局公園担当部局と共同で整備事業をおこなってきた。

その後、平成14年度以降は、それまで教育委員会がおこなってきた事業は市ゆとりとみどり振興局(現、経済戦略局)に移り、その後は3者が共同で難波宮跡の保存活用事業をすすめている。

平成26年度以降は、難波宮跡の整備活用事業は大阪府・市が共同で実施することとなり、両者により計画案の検討をすすめている。

このように難波宮跡の整備事業は実施主体が多部局に分散しているのが現状であり、計画策定から実施に至る諸過程に多くの時間等を要する状況にある。今後課題とするところである。



## 2)大阪歴史博物館との連携強化

大阪歴史博物館は大阪の都市としての歴史を展示するとともに、難波宮跡の遺跡博物館として建設された。10階の展示室からは史跡の全域が展望でき、建物の地下には前期難波宮の遺構が保存されている。展示室内の展示は大極殿の実寸大復元や模型などが中心であり、小中学生や海外からの来館者にも、難波宮の全体像をわかりやすく示している。

調査、研究を推進し、その成果を発信し、難波宮の存在を広く普及啓発するためには、大阪歴史博物館が中心となってこれらの事業をおこなうことが必要である。難波宮跡の史跡を屋外展示場として位置づけ、展示を始めとした館活動と一体的な関係をつくり、史跡を活用した活性化事業等の企画、実施等の検討が望まれる。

## 5 まとめ

---

以上、本章に述べた保存(保存管理)、活用、整備、運営体制について「史跡指定地内・外」と「現状・課題」に分けて、次頁の一覧表にまとめる。

		保存（保存管理）	活用	整備	運営体制
指定地内	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和39年、後期大極殿院地域ほかの史跡指定。その後6次にわたり追加指定。現在、史跡総面積は14万5千㎡余り。</li> <li>・大阪市により、購入、土地交換等の手法により、随時公有化を実施。</li> <li>・日常管理は大阪市がおこなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備のすすんでいる南部ブロックは、難波宮の歴史体験の場として、また市民の憩いの場として利用。また区民まつり等のイベント会場として活用。</li> <li>・西部ブロックは5世紀復元建物を活用した史跡公園として、大阪歴史博物館の屋外展示場として、また近隣通勤者等の憩いの場として活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和46年より環境整備事業開始。第1次として後期大極殿院の基壇復元等。第2次として南部ブロックの朝堂院とその周辺の整備をすすめる。現在も継続中。</li> <li>・平成10年度、『難波宮跡公園整備基本計画』を策定。</li> <li>・平成12・13年度に第3次として西部ブロックの整備完了。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存、活用、整備等の事業を、当初は大阪市教育委員会が主体となり、建設局公園担当部局と共同で実施。その後、実施主体が市長部局文化担当部局にうつり、現在は3局で事業運営。</li> <li>・平成26年度以降、大阪府教育庁、都市整備部、府民文化部が検討に加わる。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地価が高額であるため、公有化に多額の費用を要し、未買収の敷地が残る。特に北部ブロックで顕著。</li> <li>・そのため、さらなる追加指定をすすめるににくい現状にある。</li> <li>・公開活用にあたって便益施設の老朽化の問題、解説板の記述内容の更新等が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪歴史博物館との連携が十分でなく、史跡の訪問者の増加に繋がっていない。</li> <li>・イベント等の活用については、近年の傾向として、特定の催しに留まり、新たな活用の拡大に至っていない。</li> <li>・西部ブロックは大阪城公園への来訪者の通路となっている。大阪城を含めた周辺文化財を紹介する情報発信の手法が望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部ブロックおよび南部ブロックの南半分は整備未実施。</li> <li>・地表面に前・後期の遺構表示をおこなっているが、地上からは両者の違いを認識しにくい。</li> <li>・解説板等が十分でなく、難波宮の全体像が理解しにくい。</li> <li>・史跡が南・北・西の3つのブロックに分かれているため、全体像を理解しにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当が多部局に分かれているため、責任分担が明確でなく、また意思決定等に時間を要する。</li> <li>・発掘調査、保存、活用、整備、普及啓発等を一体的に担当する部署が望まれる。</li> </ul>
指定地外	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡指定地周辺で、民間等による工事の事前調査として、難波宮関連の遺構が発見された場合、事業主に理解を求め、設計変更等により遺構を保存。</li> <li>・条件の整った箇所から、史跡の追加指定をおこなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構表示、解説板設置をおこなっている場合は、周辺住民に難波宮の全体像を理解する一助となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表面に遺構表示（建物位置の表示）をおこなない、解説板を設置しているところがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者が日常管理をおこなっている。</li> </ul>
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が小面積の場合が多く、また範囲が分散していることから、全体の繋がり等を理解しにくい。</li> <li>・遺構保存のために敷地の利用が制限され、また維持管理に経費がかかることから、事業を進めることに対して理解を得にくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発が不十分であり、また敷地が分散していることから、見学会等に利用される機会が少ない。</li> <li>・個人所有の敷地であるから、市民が自由に出入りできない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構表示等をおこなうことは余分な出費となるため、事業主の理解を得にくい。円滑にすすめるためには行政からの補助が望まれる。</li> <li>・史跡中心部を含めた全体のマップやパンフレット等が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理の経費負担等の理由により、所有者の理解を得にくい。</li> </ul>

## 第6章 保存活用の基本方針(理念)

---

### 1 基本方針(理念)の検討

---

難波宮跡はわが国で最初の本格的な宮殿遺跡として、考古学、古代史上において極めて重要な位置を占めるものであり、国民的財産として将来に伝えていかなければならない。その立地する場所は大都市大阪市の中心部であり、このような場所に広い範囲の遺跡が保存されたことは全国的にも例がなく、他に誇りうることといえる。このような保存の歴史をもつ大規模遺跡が現代社会において有効に保存活用されるためには、史跡の「本質的価値」を正しく理解し、歴史を追体験する場であるとともに、都心部に残された緑地、オープンスペースとしての意義、機能、魅力に着目する必要がある。

発掘調査によって明らかにされた難波宮は、宮殿中心部に北より順に内裏、大極殿院、朝堂院を配し、南側に正門である「朱雀門」がある。現在史跡に指定されているのは、内裏、大極殿院、朝堂院を中心とした範囲である。その周囲には官衙の遺構が広がっており、部分的には宮殿の周囲を画する塀や回廊などの区画施設が検出されている。ただし、史跡指定地内にあっても未調査の範囲は多い。北部ブロックの内裏北半分や南部ブロックの朝堂院東方の追加指定範囲など、今後発掘調査を実施し、研究をすすめることで、多くの新たな事実が明らかになるものとおもわれる。また、指定地外においては、開発に伴って周囲に広がる遺構群の発掘調査もおこなわれている。難波宮の宮殿遺跡としての特徴、全体像を市民に理解してもらうためには、史跡指定地だけの整備では十分とは言えず、それらの調査の際には、調査、研究成果を市民に公開し、さらなる普及啓発を図ることが必要である。

史跡の保存活用は、史跡であることを第一の要件とし、歴史的要素(史跡の本質的価値)をわかりやすく市民に示すための整備と、都市公園としての快適性、機能性等を融合させた歴史公園とすることを基本方針とする。一方、その周辺に広がる官衙地区についても保存と活用が講じられることにより、難波宮の全体像を正しく、かつわかりやすく市民に示すことができる。これらを有効に連携させた保存活用計画を策定することは、今後の都心部における大規模遺跡の保存活用のあり方についてひとつのモデルを示すものといえる。また、古代以来の歴史をもつ大都市大阪の歴史、文化のシンボルとして、それにふさわしい風格と魅力づくりのための中心的事業であり、市民のコミュニティの核として、さらに大阪城と一体化した大阪の歴史を体現できる歴史公園として、観光振興の中核施設ともなるものである。

## 2 保存活用の基本方針(理念)

---

上記の難波宮跡のもつ特性に着目し、保存活用のため基本となる理念を示す。

1. 本質的価値を構成する要素、およびこれに準じる要素を保存し、将来へ向けて継承する。
2. 難波宮跡の調査、研究を継続し、その成果を積極的に情報発信し、大阪のシンボルとして、市民が保存、継承していく意識の醸成に努める。
3. 史跡指定地周囲の難波宮跡遺構が存在する土地の史跡追加指定をおこない、これらを含めた保存活用に努める。
4. 史跡であることを最大の特徴とした歴史公園として、「本質的価値」を市民が正しく理解できるものとする。
5. 大阪城公園と一体化した活用、整備をすすめ、大阪の古代から中世、近世および近代に至る歴史を追体験できる歴史公園とする。
6. 学校教育、生涯学習等における活用を図り、大阪の歴史を学ぶ場として活用するとともに、難波宮跡の普及啓発を図る。
7. 大阪の歴史のシンボルとして、市民のコミュニティの核としての活用を図り、また集客、観光に対応できる手法の検討をおこなう。

### 1 保存(保存管理)の方法

---

#### 1) 基本方針

- ・ 史跡の本質的価値の構成要素を保存する。
- ・ 史跡の本質的価値の構成要素に準じる要素の適切な保存もしくは維持管理をおこなう。
- ・ 本質的価値の構成要素、およびこれに準じる要素の公開、活用をおこなう。
- ・ 史跡の追加指定、公有化をおこなう。

#### 2) 保存(保存管理)の方法

- ・ 保存されている地下遺構、遺物を適切に保存(保存管理)する。
- ・ 難波宮期の地下遺構により定義付けられる空間を適切に保存(保存管理)する。
- ・ 公開、活用にあたっては、学術調査等の成果を踏まえ、適切な対応をとる。
- ・ 現状変更を許可する場合は、地下遺構を損なわないこと、および史跡としての景観に調和するものであることを条件とする。
- ・ 保存管理にあたっては関係諸機関と連携を図り、また市民、周辺住民等の協働、参画を図る。
- ・ 指定地周辺の重要遺構が発見されている敷地の地権者等と協議し、史跡追加指定、公有化を図る。

### 2 現状変更の取り扱い

---

史跡指定地内において、現状を変更し、もしくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、「文化財保護法」第125条の規定により、文化庁長官あてに現状変更許可申請を提出し、許可を得ることが必要である。ただし現状変更については維持の措置、または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない、とされている。

また「文化財保護法施行令」第5条第4項により市に権限を委譲されている事項については、大阪市教育委員会が判断する。また行為の内容によっては、提出が不要なものもある。

以下に、現状変更が必要な行為、大阪市教育委員会が判断する行為、現状変更の提出が不要な行為について、主なものを記述する。

#### 1) 現状変更の許可申請が必要な行為の事例

1. 建築物の新築、建替、増築、除去

2. 工作物の新設、改修、除去
3. 地形変更、土木工事等
4. 木竹の(伐採、)植樹、抜根
5. その他史跡の保存に影響を及ぼす行為、など

## 2) そのうち大阪市教育委員会が判断する行為の事例

1. 小規模建築で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築
  - ・小規模建築とは、階数が2以下で、かつ地階を有しない木造または鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築または改築にあつては、増築または改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。
2. 工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修、または道路の舗装もしくは修繕
  - ・改修は設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。また道路の舗装、修繕は、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
3. 史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置または改修
4. 電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修
5. (建築または設置の日から50年を経過していない)建築物等の除去
6. 木竹の伐採、など

## 3) 現状変更の許可申請が不要な行為

法第125条の規定で、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、許可申請が不要とされている。これに該当する行為について、以下に示す。ただしこれらの行為の実施にあたっては、事前に大阪市教育委員会と協議をするものとする。

### 1. 維持の措置

- ・史跡、名勝または天然記念物(以下、史跡等とする)がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響をおよぼすことなく当該史跡等をその指定時の現状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更後の原状)に復するとき。
- ・史跡等がき損し、または衰亡している場合において、当該き損または衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- ・史跡等の一部がき損し、または衰亡し、且つ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

### 2. 非常災害のために必要な応急措置

### 3. 保存に影響をおよぼす行為のうち影響の軽微なもの

- ・史跡等に直接に物理的変更は加えないが、何らかの影響をおよぼす行為のうち、その影響が軽微なもの。

#### 4) 日常的な維持管理

指定地内における以下のような日常管理については、現状変更等の許可手続きをとる必要はない。ただし、その内容、程度によっては現状変更等に該当する場合もあるため、原則として大阪市教育委員会に連絡をとり、必要に応じて協議をするものとする。

- ・ 史跡指定地内の除草、樹木等の剪定、枯損木の除去、通路等路面の簡易な補修等。
- ・ 既存建築物、工作物の維持管理。屋根、外壁および内装等の修繕、改修等で掘削を伴わないもの。
- ・ その他上記に類する程度であり、建物、工作物の維持に必要な修繕で、掘削を伴わないもの。

### 3 現状変更の取り扱い規準

---

史跡難波宮跡を適切に保存管理するために、史跡指定地内における現状変更行為に対する具体的な取扱基準を以下のように定める。

#### 1) 建築物の新築、建替、増築、除去

- ・ 建築物の新築、建替、増築は原則として認めない。ただし史跡整備および管理を目的とし、事前協議により必要性が認められたものについては、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、建築物の構造、外観意匠等について、史跡にとっての良好な景観保全に配慮する。
- ・ 建築物の除去にあたっては、事前協議のうえ、地下遺構に影響を与えないよう配慮しておこなう。

#### 2) 工作物の新設、改修、除去

- ・ 工作物の新設、改修については、史跡整備および管理を目的とし、事前協議により必要性が認められたものについては、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、工作物の構造、外観意匠等について、史跡にとっての良好な景観保全に配慮する。
- ・ 工作物の除去にあたっては、事前協議のうえ、地下遺構に影響を与えないよう配慮しておこなう。

#### 3) 地形の改変、および土木工事等

- ・ 地下遺構の保存に影響を及ぼす土地の掘削や、史跡の景観に影響を及ぼす土地の掘削や盛り土等の地形の改変は、原則として認めない。ただし、史跡の保存、管理を目的としたものは、事前協議のうえ地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その際、史跡にとっての良好な景観保全に配慮する。
- ・ 史跡内に恒常的な道路の新設、拡幅等は認めない。ただし、災害等非常時の対応については、事前協議のうえ、地下遺構に影響を与えない範囲で認める場合がある。
- ・ 電気、給排水設備等の地下埋設物の新設、改修については、史跡の整備、管理、活用を目的としたものについては、地下遺構の保存に影響を与えない範囲で認める。

#### 4) 木竹の植栽、植替え、伐採、抜根等

- ・木竹の植樹、植替え、伐採、抜根については、事前協議のうえ、史跡の整備、管理、活用を目的としたものについては認める。
- ・実施にあたっては、大阪市教育委員会等の立会のうえ、地下遺構に影響を与えないように配慮する。

## 4 追加指定・公有化の方針

---

第3章に記すように、内裏、朝堂院を中心とした宮殿中枢部については昭和39年(1964)の第1次指定に続いて追加指定をおこない、公有化を図ってきた。その後、昭和50年(1975)に文化財保護法の改正があり、埋蔵文化財包蔵地の周知とその範囲内における開発行為に対して発掘調査がおこなわれるようになった。それにより史跡指定地の周辺で、難波宮の一部もしくはそれに関連するとおもわれるまとまった遺構が随所で発見された。これらについては条件の整ったところから順次史跡への追加指定をおこない、その後、整備、活用を図ってきた。近年では、内裏西側で発見された難波宮に先行する古墳時代の大規模な倉庫群である「法円坂遺跡」は難波宮跡に「附」指定がなされ、平成12・13年度に史跡公園としての整備工事がおこなわれた。大極殿院東方で発見された東方官衙地区についても、平成19年度および同26年度に追加指定がなされた。

一方、南部ブロックの南側に、前期難波宮の朝堂院南門が発見されている。そのさらに南側に前期の朝集殿と「朱雀門」、回廊遺構が発見されている(「朱雀門・朝集殿地区」と呼称する)。また前期の東方官衙地区の範囲内においても、既指定地以外に未指定の敷地が多く残っている。

この2箇所は遺構が極めて重要であること、遺構の残り具合が良好であり、また、まとまりのある範囲内に検出されていること等の理由により、今後、史跡追加指定にむけて地権者等と協議をおこない、史跡の追加指定と公有化を図ることが望まれる。

北部ブロックにおいても、史跡指定地東隣のNTT敷地は、難波宮跡・大阪城連続一体化構想において重要な場所であり、難波宮跡から大阪城にかけての良好な景観を確保するためにも重要である。遺跡の上でも内裏に隣接する場所であり、将来、史跡に追加指定し、公有化を図ることが望ましい。



### 1 方向性

---

難波宮跡は都心部に広がる大規模遺跡であるから、その活用の検討にあたっては、史跡としての活用と都市公園としての活用という双方の視点を明らかにし、それらを踏まえた難波宮跡公園としての活用が必要である。以下、双方からの視点を示す。

#### 【史跡の視点】

- ・難波宮跡の本質的価値の保存、次世代への継承
- ・難波宮跡の本質的価値を理解し、歴史の追体験の場
- ・特別史跡大坂城跡と一体化した、古代から近世、近代に至る大阪の歴史が凝縮された複合遺跡

#### 【都市公園の視点】

- ・大阪城公園と一体となった歴史公園
- ・健康、レクリエーションの場大阪という大都市の都心部で、市民がくつろぎ、憩える広場と緑の空間
- ・各種催事等に利用できる都心のオープンスペース
- ・震災等非常時の避難地
- ・都市景観の形成

### 2 方針

---

これらの視点をもとに、以下を活用の基本方針とする。

- ① 史跡であることを最大の特徴とした歴史公園としての活用を図る。
- ② 都心部に位置する広がりのある歴史公園の魅力を活かした活用を図る。
- ③ 史跡の保存、活用と都市公園としての利用が一体化した活用を図る。
- ④ 大阪城公園と一体化した歴史公園としての活用を図る。
- ⑤ 学校教育、生涯学習と連携した活用を図る。
- ⑥ 市民のコミュニティの核として位置づけ、また観光・集客に対応できる新たな展開を検討する。
- ⑦ 将来的な難波宮跡公園の拡張を展望した活用計画とする。

### 3 方法

---

昭和29年以来の継続した発掘調査、研究により、難波宮跡が学術的に極めて重要な遺跡であり、わ



図58 復元建物を見学する小学生(西部ブロック)

が国で最古の本格的な宮殿であることが明らかとなった。難波宮跡は都市としての大阪のルーツともいうべき遺跡である。また山根徳太郎を中心とし市民をあげての保存運動により、大阪市という大都市の中心部の広い範囲が保存されていることは、大阪の歴史だけでなく、わが国の古代史研究上、また遺跡保存の歴史上、大きな足跡として記憶されるべき事項である。

ところが現状では、市民に対しての難波宮跡の知名度は必ずしも高いものとはいえず、奈良県の平城宮、京都府の平安宮などと比較して劣勢は否めない。広く市民に周知され、その重要性が認識されることは、今後の保存活用計画をすすめるための基本条件となることである。ホームページの公開等、新たな情報公開ツール等が開発されるなかで、さまざまな手法を用いて積極的にこれをおこなうこと、また関連諸団体と連携をとり、活動の範囲を広げることが必要である。

### 1) 学校教育との連携

小中学校と連携をとり、児童生徒の歴史学習等に活用できるよう努める。

史跡に隣接する大阪歴史博物館は難波宮跡の遺跡博物館であり、難波宮跡の調査や保存に関する資料が、模型や映像を中心としてわかりやすく展示されている。また展示室から史跡の全体を見渡すことができる。大阪歴史博物館と難波宮跡の利用を促進させるために、小中学校に働きかけ、校外学習等で博物館の利用とあわせて難波宮跡の利用を促進させることが望まれる。教師を対象とした利用案内や、学芸員の“出前講座”なども有効とおもわれる。

## 2)生涯学習との連携

大阪市は生涯学習をすすめるため、『生涯学習大阪計画』（2017年改訂）を作成している。この中で「地域への愛着の醸成」として、“大阪のもつ歴史、文化、自然環境など、大阪のもつ資源を活かした学びのネットワークづくりをすすめ、図書館や大阪歴史博物館を中心とした生涯学習施設等と連携し、学習の機会を提供し、街の魅力を創造、発信し、市民の街への愛着を高めていく。”としている。そのために関係部署間の連携を強化し、本市が所有する情報や資料を共有し、活用するための仕組みづくりをつくるために、関係部署による協議会がもたれている。これらの活動と連携し、難波宮跡の生涯学習における活用を図り、また情報発信に努め、難波宮跡に対する周知度を高めるとともに市民意識の向上に努める。



図59 難波宮フェスティバル(1995年)



図60 四天王寺ワッソ(2004年)

## 3)地域との連携

難波宮跡は地域住民にとって日々の憩いの場として利用され、またボランティア等により定期的に清掃などもおこなわれている。難波宮跡を会場として難波宮フェスティバルや四天王寺ワッソ、中央区民まつりなど、いろいろなイベントも催されていて、地域との繋がりも認められる。難波宮跡が活発に利用されることは大阪市の活性化に繋がり、また市民のコミュニティづくりの核となるものである。今後さらに地域との連携をすすめ、活発な利活用の促進を図るとともに、難波宮跡を市民の生活のなかに位置づける工夫が求められる。

## 4)大阪歴史博物館、大学、研究機関、大阪城天守閣との連携

長年にわたる難波宮跡の調査、研究は、わが国の古代史、考古学研究の進展に大きく寄与してきた。今後もこれらを継承し、さらなる発展が望まれる。そのためには難波宮跡の遺跡博物館である大阪歴史博物館を中核として、大阪市立大学をはじめとする関係諸大学、研究機関と連携し、研究を発展、深化させ、その成果を積極的に情報発信することが必要である。また大阪城天守閣とも連携を図り、大阪の歴史の研究をすすめ、同様に情報発信をおこなうことが必要である。

## 5)集客、観光に対する対応

近年、大阪には国内外から多くの観光客が集まっている。難波宮跡は現在環境整備の途中であり、多くの観光客の利用に供する状況にはないが、先述のように、難波宮跡は大阪を代表する史跡であり、都市部にこれほど広い範囲が保存された遺跡はわが国で他に例がないものである。今後、積極的に情報発信してその重要性を顕在化させ、また大阪歴史博物館の活動と連携した普及啓発をおこなう等の取り組みによって、多くの来訪者を得ることに繋げていく必要がある。多言語対応によるホームページやパンフレット等の活用なども有効であろう。対応策を検討するためには、これら来訪者の要請を把握して、集客、観光に対応できる整備、活用計画の検討をすすめることが必要である。

1 整備の基本方針

これまでに史跡に指定されている範囲は、宮殿内部を貫通する東西(阪神高速道路・中央大通)、南北(上町筋)の道路によって3つの区画に分断されている(北部ブロック、南部ブロック、西部ブロック)。それぞれの区画には難波宮の中であって異なる性格の遺構が分布するが、それ以外に立地の条件、周辺環境等の状況が異なるため、それぞれの区画に求められる整備、活用の方針が異なることとなる。それぞれの区画における遺構の性格と立地等の条件、およびそれに応じた整備の方針を記す。

1) 北部ブロック

【遺構の性格】

・遺構の状況は中央・東地区と、西地区(史跡未指定)とに2分される。中央・東地区は内裏の中

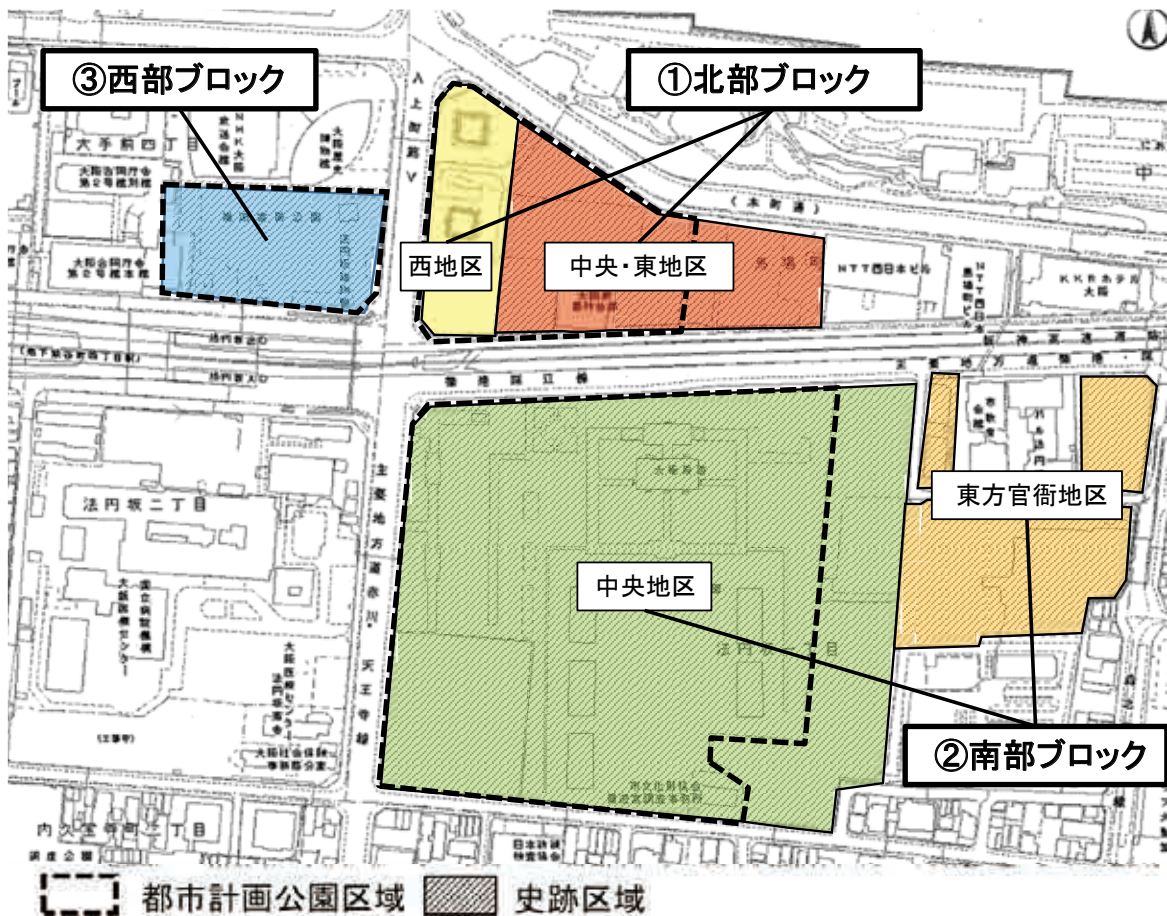


図61 各ブロック範囲、および個別の敷地名

心部にあたり内裏正殿とそれを区画する回廊の遺構が検出されている。一方、西地区は内裏と内裏西方倉庫群との間にあたり、主要な遺構が発見されていない空間である。



図62 後期内裏西外郭築地の瓦落下遺構

#### 【立地等の条件】

- ・大阪城公園に隣接し、同公園との接合部にあたる。
- ・大阪城公園、大阪歴史博物館、難波宮跡の結節点であるとともに難波宮跡の3つのブロックの結節点でもある。

- ・これまでに環境整備は未着手であり、今後、新規に整備をおこなうブロック。

#### 【整備の方針】

- ・大阪城公園との連携空間として、互いの魅力を高めあい、両者を一体化した公園としての興味を感じる仕掛けづくり。
- ・西地区は難波宮跡の3つのブロックの結節点として、また大阪城公園からの来訪者を難波宮跡南部ブロックへ誘導するプロムナードとして位置づける。
- ・難波宮跡をはじめ周辺地区の歴史、文化財のインフォメーション機能。
- ・中央・東地区は内裏の中心部であり、内裏正殿、回廊等の遺構表示をおこなう。内裏西外郭築地遺構は、瓦が落下した状態が保存されている。こうした遺構の実物の公開展示を検討する。
- ・このエリアは内裏という天皇の生活空間であることから、花木を中心とした柔らかいイメージとし、憩いの空間として整備する。
- ・震災等非常時の避難地として活用。

## 2) 南部ブロック

#### 【遺構の性格】

- ・大極殿院、朝堂院を中心とした宮殿中枢部。“朝庭”を中心とした広がりのある空間。
- ・朝堂院の東、西両側は官衙地域。

#### 【立地等の条件】

- ・昭和46年以降、継続した史跡の環境整備事業がすすめられている。南半部は未整備。
- ・朝堂院東側の官衙地域は、順次史跡の追加指定、公有化がおこなわれている。
- ・東および南側は住宅地に隣接する。

#### 【整備の方針】

- ・宮殿中枢部の重要な遺構について、前期、後期ともに遺構の位置と規模を平面的に表示。

- ・平面的な広がりを利用して、イベント、催事や軽スポーツなど、市民が多様で活動的なレクリエーションを楽しむ空間として整備。
- ・大阪城天守閣や難波宮跡の3ブロックの展望、集会合等の機能。
- ・難波宮の中核部であり、史跡公園としても最も広く中心的な位置づけにある。難波宮を象徴するエリアとしての整備が求められ、将来の課題として歴史的建造物の復元を検討する。
- ・震災等非常時の避難地として活用。

### 3)西部ブロック

#### 【遺構の性格】

- ・前期難波宮内裏西方倉庫群、法円坂遺跡の5世紀倉庫群が敷地の全域に広がっている。

#### 【立地等の条件】

- ・大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館に隣接。
- ・地下鉄谷町四丁目駅に隣接。大阪城公園、大阪歴史博物館等への移動空間としての性格。
- ・平成10年度に「難波宮跡公園整備基本計画」を策定。同13年度に整備が工事終了し、公開。

#### 【整備の方針】

- ・5世紀倉庫群および前期遺構を平面的に表示し、5世紀倉庫の1棟を復元。

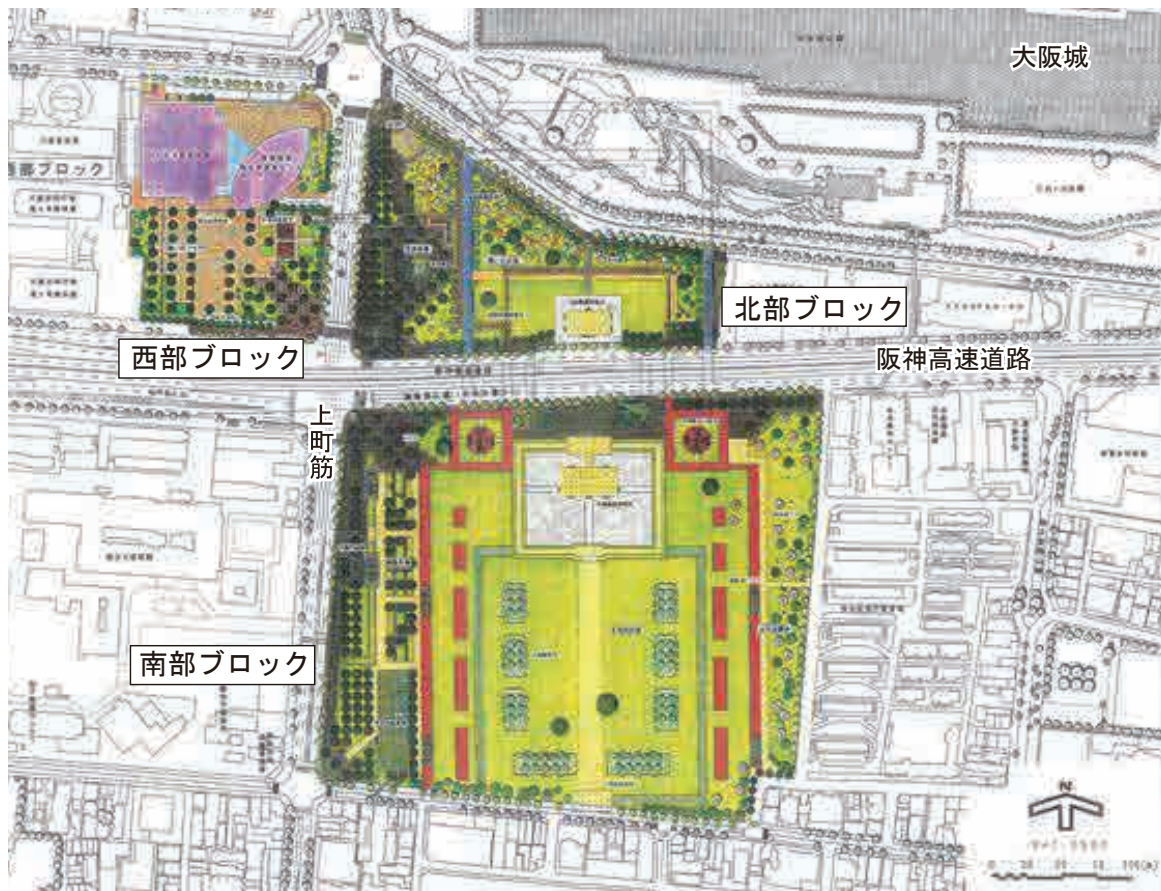


図63 各ブロックの整備基本計画(大阪市建設局花と緑の推進本部1999所収)

- ・大阪歴史博物館、NHK大阪放送会館の前庭空間としての集会所の場。
- ・人々が語り憩う都市公園。
- ・コンパクトなイベント空間。
- ・震災等非常時の避難地として活用。

## 2 敷地別整備方針

前項では、ブロックごとの遺構の性格と整備の基本方針を述べた。

項を改め、敷地ごとの「整備方針(求められる機能)」と「具体的整備内容」を次頁以降にまとめる。各ブロック内の地区名・敷地名称、および史跡指定次数とその位置は下図のとおりである。

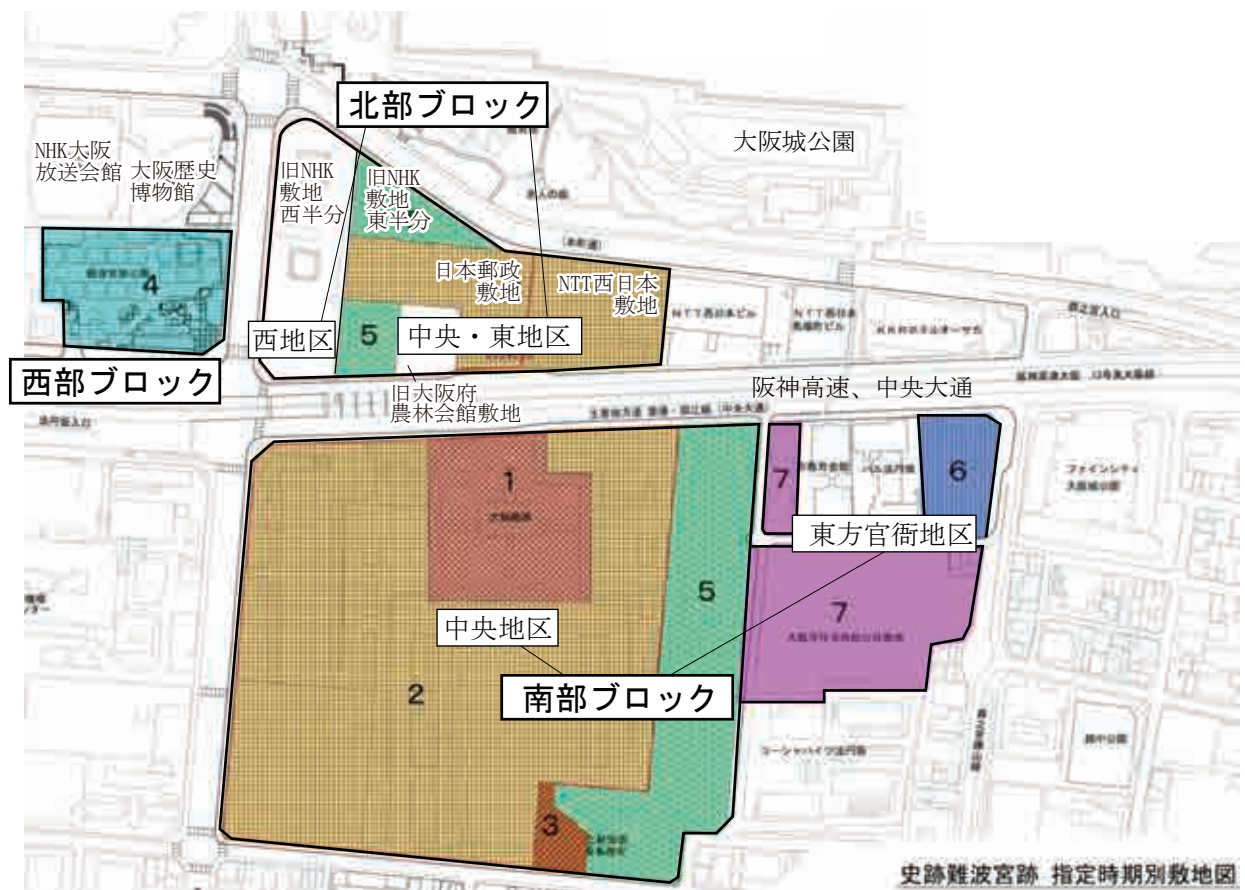


図64 各ブロックの地区および敷地名称



1) 北部ブロック

敷地	整備方針（求められる機能）	具体的整備内容
<p style="text-align: center;">西 地 区  (旧NHK敷地西半部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪城公園、難波宮跡、大阪歴史博物館の結節点ー 3 者を結ぶプロムナード的機能。</li> <li>・難波宮跡の導入部。</li> <li>・人々が集まり交流する集客性が高い“史跡広場空間”。</li> <li>・難波宮、大阪城をはじめとする大阪の歴史、文化財、観光、催し等のインフォメーション機能。</li> <li>・史跡指定地外であることを活かして便益機能を集中して設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難波宮跡の全体解説、見学用パンフレット等の設置。</li> <li>・“多機能施設”設置の検討ー例えば、売店、オープンカフェ、インフォメーション(大阪の観光地、近隣の文化財、イベント等)、大阪の特産品の販売等。</li> <li>・エリア内施設の利用者、身障者、高齢者用の駐車場を設置ーバス等大型車両の駐車可能な舗装整備。</li> <li>・上町筋沿いに樹木の植樹。上質な移動空間。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">中央地区・東地区</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">旧大阪府農林会館敷地、NTT西日本敷地、旧NHK敷地東半部、日本郵政(株)敷地、</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内裏の中心部として、内裏空間を追体験（イメージ）できる機能、整備。</li> <li>・南部ブロック、大阪城天守閣等の眺望。</li> <li>・憩える空間の整備。</li> <li>・大阪城公園との連携。</li> <li>・実物遺構の展示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内裏正殿、内裏回廊の遺構表示。その方法は南部ブロックの従来の平面的遺構表示手法を原則とする。内裏正殿の基壇復元。眺望機能。</li> <li>・回廊の遺構表示を活用した動線計画。</li> <li>・(天皇の生活空間である) 内裏をイメージできる花木を中心とした植栽。</li> <li>・旧NHK敷地内に保存されている瓦堆積遺構の実物公開。</li> </ul>

2) 南部ブロック

敷地	整備方針（求められる機能）	具体的整備内容
<p>中 央 地 区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難波宮跡 3 ブロックの中心エリアとしての機能。</li> <li>・ 宮殿中枢部の最重要遺構である大極殿院、朝堂院等の遺構表示。</li> <li>・ 難波宮跡の全体および個々の遺構の解説。</li> <li>・ 集會合機能。</li> <li>・ 朝堂院の広がりある空間を利用して、イベント、催事や軽スポーツなどのレクリエーション空間。</li> <li>・ (大阪城公園から南に続く) 上町筋沿いの緑地。</li> <li>・ 難波宮のシンボリックなモニュメントの設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難波宮跡の全体解説と個々の遺構解説。その際、AR 等、新たな解説手法の導入。</li> <li>・ 未整備範囲の遺構表示は、南部ブロックでこれまでにこなってきた平面的遺構表示の手法を原則とする。</li> <li>・ 北西部、南西部にエントランス広場を設置。視認度を高める空間設計。</li> </ul> <div data-bbox="842 725 1355 1005" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="858 1010 1342 1084">南西部のエントランスは道路面との高低差処理が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大極殿院・朝堂院の外側の区画は高木を植樹し、違いを際立たせる。</li> </ul> <div data-bbox="842 1238 1377 1541" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="868 1554 1118 1581">朝堂院外側の植樹（桜）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント開催への対応—朝堂院西側の空間はイベント開催時のサービスヤードとして利用。またこの空間を重量車両が駐車できる芝生広場—身障者・高齢者用の駐車場としても用いる。</li> <li>・ 歴史的建築の復元を検討。</li> </ul>

東方官衙地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東方官衙遺構の特徴を理解できる表示とする。</li> <li>・ 敷地周辺部に、植樹等の手法により視覚的遮蔽機能をもたせる。</li> <li>・ 住宅地に隣接するため、市民の憩いの場となる機能をもたせる。</li> <li>・ 遺構は敷地外に広がっているため、(将来的な史跡拡大を見越して) 広がり認識できる表示とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的には芝の敷設、解説板の設置等。</li> <li>・ 第7次指定地は、発掘調査を実施し、地下遺構の特徴を考慮した整備計画とする。その際、表示手法を工夫し、利用者が憩える空間とする。</li> <li>・ 阪神高速道路・中央大通沿いであることを考慮し、道路沿いには高木を配し“緑の帯の連続”として整備。</li> <li>・ 難波宮の全体の中での位置を確認できるよう、例えば、解説板と100分の1程度の復元立体模型を設置するなどの工夫をする。</li> <li>・ 数時期に分かれた整備となるため、エリアの特徴を生かした整備計画をたて、中長期的な実施計画が必要。</li> </ul>
--------	---	---

### 3) 西部ブロック

	整備方針 (求められる機能)	具体的整備内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前期難波宮内裏西方倉庫群と法円坂遺跡の5世紀倉庫群を理解できる整備とする。</li> <li>・ 大阪歴史博物館、NHKの前庭空間としての集会合の場。</li> <li>・ 人々が憩い、語らいあう場。</li> <li>・ コンパクトなイベント空間。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前期難波宮倉庫群、および法円坂遺跡の全体解説板等の設置、および個々の遺構を地表面に表示。</li> <li>・ 展望ウッドデッキ、ベンチ等を設置。</li> <li>・ 法円坂遺跡の建物1棟を復元。</li> <li>・ 南、東側の道路際に高木の植栽。</li> <li>・ 平成13年度に整備工事終了、公開。</li> </ul>

### 3 環境整備事業の推進

昭和29年以来の発掘調査により、難波宮中枢部の形態がほぼ明らかになり、わが国の古代史を考える上で極めて貴重な遺跡であることが認識された。また近年の調査により宮殿中枢部の周囲の調査がすすみ、宮域が概ね推定できるようになった。

その宮域内で、史跡指定地のうち南部ブロックの南側において、前期朝堂院南門が発見されている。そのさらに南側に前期の朝集殿と「朱雀門」、回廊遺構が発見されている(朱雀門・朝集殿地区)。これらは難波宮の中枢部を構成する建物であり、難波宮のメインゲートにあたる極めて重要な遺構である。

一方、2箇所で官衙のまとまった遺構が発見されたが、その内の内裏西方倉庫群は南半分が史跡に追加指定され、史跡公園としての整備工事がおこなわれた(西部ブロック)。もうひとつの朝堂院東方に広がる東方官衙地区は、東北部の一部、およびその南側等の敷地が追加指定されたが、それ以外に未指定の敷地も多く残っている。これらの地域で発見された一連の建物群は、前期難波宮の段階で官衙が形成されていたことが明らかとなり、わが国の国家体制がどのように整ってきたかを知るうえで重要な遺構である。

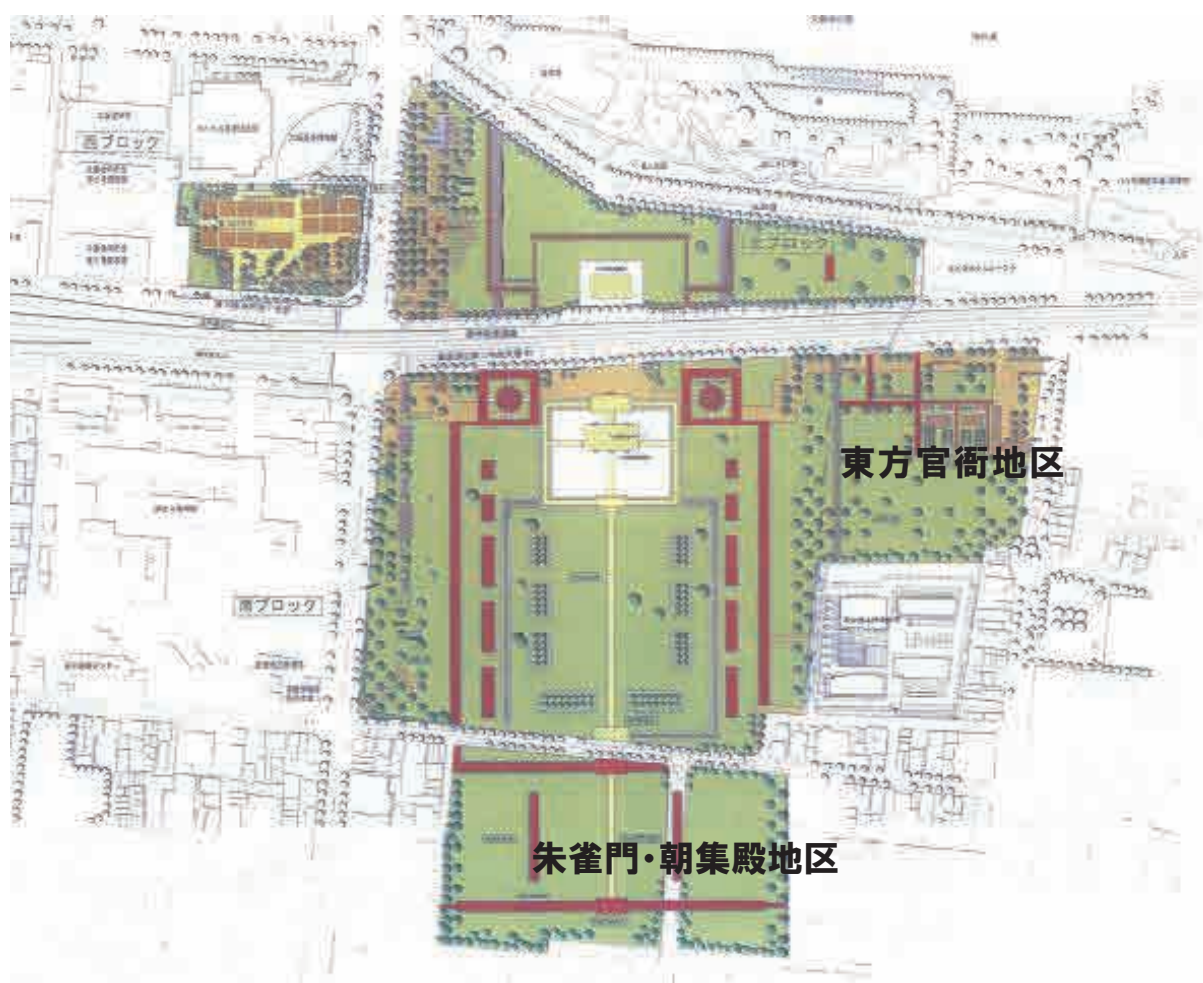


図65 難波宮跡整備構想イメージ図

一方、北部ブロックの史跡指定地東隣のNTT敷地は、難波宮跡・大阪城連続一体化構想において重要な場所であり、難波宮跡から大阪城にかけての良好な景観を確保するためにも重要である。遺跡の上でも内裏に隣接する場所であり、将来、史跡に追加指定し、環境整備をおこなうことが望ましい。

これらの敷地内では発掘調査が未実施の範囲も多く残っている。公有化の後、必要な発掘調査をおこない、遺構の状況を確認したうえで、その結果をもとにした環境整備事業をおこなうことが望まれる。その際の遺構表示の手法は、基本的には南部ブロックの手法に倣うが、地下遺構の状況とそれぞれの敷地の利用計画にあわせた手法とすることが必要である。

#### 4 解説、インフォメーション機能の充実

難波宮跡の環境整備手法は、遺構を地表面に平面的に表示するという方法である。また前期と後期2時期の遺構を同一平面に表示していることから、地表面から望見したのでは、両者の違いを認識しにくいという限界がある。

この問題に対しては、解説板、パンフレット等の設置が有効である。道路により分断されている3つのブロックをまとめて史跡全体を説明するもの、個々の遺構を説明するものなど、場所と状況に応じた対応が必要である。

3つのブロックのうち、解説板が設置されているのは西部ブロックと南部ブロックである。西部ブロックのものは平成13年(2001)に設置したものであるが、南部ブロックのものは昭和58・59年(1983・84)に設置したものを、平成5年(1993)に内容の更新をおこなったものである。その後、明らかにになった調査等の成果をもとに内容を更新すべきであり、近年開発がすすめられているAR(拡張現実)技術等の新手法を用いるなど、わかりやすい解説とする等の工夫が必要である。

また全体解説だけでなく、個々の遺構の解説や、各ブロック間の関係等を解説するインフォメーション機能も充実させる必要がある。その際には大阪歴史博物館、大坂



図66 南部ブロック設置の解説板



図67 若年層を対象とした解説板とパンフレット  
(南部ブロック西北部)

城跡との連携を重視し、相互の魅力を引き立てあう工夫が必要である。

北部ブロックの西地区は地下鉄出入口から大阪城、難波宮跡への導入部でうとともに移動空間としての性格がある。また、大阪城、大阪歴史博物館との結節点でもある。この地をスタートとして、近隣の史跡、文化財めぐりを計画する来訪者も増えると予想される。インフォメーション機能の中には、船場、上町台地地区の史跡、文化財を紹介する内容も含めることが望まれる。これらの広域にわたる活用計画、手法等を検討する際は、大阪府、市の関係部局が連携をもっておこなう必要がある。また民間活力の導入など、新たな手法を採用するなどの検討が望まれる。

### 1 一元的な管理運営体制の必要性

---

難波宮跡の発掘調査、保存、環境整備事業は、昭和46年(1971)の事業開始以来、大阪市教育委員会事務局文化財保護課が中心となり、建設局公園整備担当部局と協力して実施してきた。平成14年度以降は、実施主体が市長部局の文化担当部局となり、3者が共同で事業をすすめてきた。事業は一定の成果をあげることができ、大阪市という大都市の中心部に、広い面積の史跡公園の体裁が整ってきた。平成13年(2001)には隣接地に難波宮跡のサイトミュージアムとしての大阪歴史博物館が開館し、難波宮の周知度は高まりをみせた。これまでに整備をすすめてきた中央大通以南の敷地(南部ブロック)はいろいろなイベント等に会場として利用されるようになり、市民が足を運び、親しむ機会も増えてきた。今後、より一層の市民利用を図り、内外からの来訪者への要求に答えるためには“楽しさ”の演出も必要である。難波宮跡の存在を認識できるモニュメントの必要性も指摘されている。将来の課題として主要な建造物の復元といったことも検討材料としてあげられよう。

このような状況下にあつて新たな展開を求めるためには、従来の体制では限界があり、新たな視点による事業の企画、運営が必要である。そのためには「史跡としての整備」、「公園としての整備」に加えて「観光振興」、「地域振興」、「情報発信」、といった関連する分野を担当する部局が横断的に連携し、企画、運営をおこなうことが必要である。

現在、難波宮跡の保存管理、整備、活用事業は大阪市の経済戦略局、建設局、教育委員会の3局で担当しており、研究、展示等は大阪歴史博物館がおこなっている。また平成26年度からは、大阪府の都市整備部、府民文化部、教育庁も事業計画の検討に加わっている。本計画に掲げる事項がより実効性をもったものとするためには、これら各部署が連携し、それぞれの専門性を活かした運営体制となるよう、責任分担を明確にした推進体制を確立する必要がある。また、さらに事業をすすめるためには、発掘調査、史跡保存・管理、整備・活用計画の策定および実施等の一連の事業を一括して実施できる組織の確立が望まれる。

### 2 市民意識の高揚、民間との連携

---

これまで難波宮跡の整備、活用事業は行政主導でおこなわれてきた。しかし近年の動向をみると、市民、NPO等の民間団体との連携のもと活性化を図る方向に移っている。行政は「機会」を提供し、実際に事業をおこなうのは民間であるとする官民の役割分担の考え方である。これまでも難波宮跡では秋のシーズンには各種の催しが開催されているが、さらなる積極的な広がり求め、1年を通して大勢の市民が集える各種の催事等をおこなうことが望まれる。各種行事の開催、難波宮跡の清掃(草

刈り)奉仕等、いろいろな内容が考えられるが、それらのアイデア募集から企画、運営などについても、市民団体、NPO、企業等と連携した事業の推進を検討すべきである。またそれらの事業を実施するにあたっては積極的に広報をおこない、より多くの市民に難波宮をアピールできるよう努めることが必要である。

難波宮跡の整備活用事業に新たな展開を求め、軌道に乗せるためには、市民レベルでその必要性が理解されなければならない。そのためにはさらなる認知度のアップに努め、市民意識の高揚を図る必要がある。

これまで難波宮跡の保存は市民の協力を得てすすめられてきた。今後、一層の保存、活用を図るためにも、市民の理解と協力を得てすすめられるよう努める必要がある。

### 3 保存管理の有効な手段の検討

---

難波宮跡の整備、活用事業は、今後も大阪府、市が共同で推進していくこととするが、一方で、整備、活用にあたって新たな提案、手法を導入することも検討する必要がある。そのひとつとして、指定管理等の手法による民間活力の導入に関する検討も有効であると考えられる。民間企業のもつ独自の観点による事業展開に関する技術、経験などを活かすことにより、難波宮跡に対して新たな魅力の発掘や情報発信の手法など、活性化につながる手法を導入できる可能性があるとおもわれる。

ただし導入にあたっては留意すべき点も指摘されている。近年の同様の事例をみると、指定管理等の期間が限られていることによる弊害や中長期的視点の希薄さ、またその場のもつ特長を活かしきれていないといった指摘もある。民間事業者公募の際にはこれらの問題点を考慮し、難波宮跡の保存管理、普及活用に効果のある提案がなされるよう条件設定等を定める必要がある。そのうえで大阪府、市の責任を明確化したうえで民間活用を図ることに留意しなければならない。



## 第11章 経過観察および事業計画の見直し

---

### 1 整備基本計画の策定

---

史跡難波宮跡の保存活用計画をまとめるにあたり、これまでの経過、現状と課題、整備、活用、今後の方針等を述べてきた。今後この計画をもとに保存活用事業の推進に向けて、中・長期的なスケジュールを含めた具体的な整備基本計画の策定をおこない、環境整備事業を実行することが必要である。

### 2 経過観察

---

本計画に記した、保存、活用、整備、管理運営等の実施にあたっては、より実効性のあるものとするために、今後、判断基準(自己点検項目等)を定めて事業評価をおこなうなど、定期的な経過観察をおこない、その結果をもとに事業計画の見直し、修正等をおこなう必要がある。

経過観察の方法として、自己点検の項目およびその内容の例を以下に示す。

#### 【保存管理】

- ・発掘調査、研究の推進：史跡内発掘調査計画の策定および調査・研究の実施、史跡外発掘調査の実施(各年)
- ・追加指定と公有化：史跡追加指定、公有化計画の策定および実施(随時)
- ・保存活用計画の見直し：自己点検の実施、評価(各年)、計画の見直し(5年後)

#### 【活用(大阪歴史博物館と連携)】

- ・来場者、入館者数(各年)
- ・情報発信と普及啓発、公開：発掘調査現場公開、ホームページ等での情報発信(各年)
- ・イベント等の開催：各種催事、市民参加イベント等の実施(各年)
- ・学校教育との連携：校外学習での活用、学校への出前講座(各年)
- ・生涯学習との連携：講演会(シンポジウムを含む)、見学会の実施(各年)
- ・周辺文化財との連携：周辺の史跡・文化財を含めた見学会、イベント等の実施(各年)

#### 【整備】

- ・環境整備：整備計画に記された整備事業の実施(各年)
- ・維持管理：日常管理の実施、既存遺構表示等の修繕の計画立案・実施(各年)
- ・周辺環境の整備：史跡周辺の道路・サイン等の設置者・管理者等との協議(随時)

#### 【管理運営】

- ・管理運営体制の円滑化：関係機関の連絡調整(定期的)
- ・市民との連携：ボランティア・市民団体等との交流機会の増加(各年)



## 引用・参考文献

### 【概説書・専門書】

- 植木久 2009『日本の遺跡 37 難波宮跡』同成社
- 大阪市教育委員会・大阪市立博物館・大阪市文化財協会編 1995『難波宮 遷都 1350 年記念 特別展』図録
- 大阪市文化財協会編 2008『大阪遺跡』創元社
- 大阪市立大学難波宮研究会編 2020『難波宮と大化改新』和泉書院
- 大阪歴史博物館 2004『古代都市誕生』図録
- 大阪歴史博物館 2014『特別展 大阪遺産 難波宮—遺跡を読み解くキーワード—』図録
- 小笠原好彦 1995『難波京の風景—人物と史跡でたどる大阪のルーツ（古代の三都を歩く）』文英堂
- 栄原永遠男・仁木宏編 2006『難波宮から大坂へ』和泉書院
- 積山洋（研究代表者）2008『東アジアにおける難波宮と古代難波の国際的性格に関する総合研究 研究成果報告書（平成 18～21 年（独）日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 B）』
- 積山洋 2013『古代の都城と東アジア—大極殿と難波京』清文堂出版
- 高橋工 2018「宰相山遺跡出土の縄文土器」『葦火』190 号
- 趙哲済・市川創・高橋工・小倉徹也・平田洋司・松田順一郎・辻本裕也 2014「上町台地とその周辺低地における地形と古地理変遷の概要」『大阪上町台地の総合的研究—東アジア史における都市の誕生・成長・再生の一類型—（平成 21～25 年度（独）日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 A）』
- 直木孝次郎編 1992『古代を考える 難波』吉川弘文館
- 直木孝次郎 1994『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館
- 直木孝次郎・中尾芳治編 2003『シンポジウム古代の難波と難波宮』学生社
- 中尾芳治 1995『難波宮の研究』吉川弘文館
- 中尾芳治編 2020『難波宮と古代都城』同成社
- 中尾芳治・栄原永遠男編 2014『難波宮と都城制』吉川弘文館
- 難波宮址を守る会編 1977『難波宮と日本古代国家』塙書房
- 難波宮跡訴訟記録保存会編 1980『難波宮跡の保存と裁判』第一法規出版
- 山根徳太郎 1964『難波の宮』学生社
- 吉田晶 1982『古代の難波』教育社歴史新書
- 脇田修（研究代表者）2014『大阪上町台地の総合的研究—東アジア史における都市の誕生・成長・再生の一類型—（平成 21～25 年度（独）日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 A）』

### 【主な発掘調査報告書・その他報告書】

- 大阪市立大学難波宮址研究会 1956『難波宮址の研究』研究豫察報告第壹  
第 1～4 次調査（大極殿地区東側ほかの調査）
- 大阪市立大学難波宮址研究会 1958『難波宮址の研究』研究豫察報告第貳

第5～7次調査（後期石組溝・内裏東回廊ほか）

大阪市立大学難波宮址研究会、大阪市教育委員会内難波宮址研究会 1959『難波宮址の研究』研究豫察報告第参  
第8～10次調査（前期内裏西回廊、後期内裏東回廊ほか）

大阪市立大学難波宮址研究会、大阪市教育委員会内難波宮址研究会 1961『難波宮址の研究』研究豫察報告第四  
第10～13次調査（前期内裏長殿、後期内裏南回廊・大極殿ほか）

大阪市立大学難波宮址研究会、大阪市教育委員会内難波宮址研究会 1965『難波宮址の研究』研究豫察報告第五  
第13～17次調査（前期内裏西回廊・軒廊・朝堂院西第2堂、後期大極殿・大安殿・大極殿院南回廊・内裏西外郭築垣ほか）

難波宮址顕彰会 1962『難波宮址の研究』中間報告Ⅰ  
第10～14次調査（前・後期内裏、後期大極殿ほか）

難波宮址顕彰会 1965『難波宮址の研究』中間報告Ⅱ  
第18・19次調査（前期内裏前殿、後期大安殿前殿・内裏回廊南東角部ほか）

難波宮址顕彰会 1966『難波宮址の研究』中間報告Ⅲ（第22次発掘調査概報）  
（前期朝堂院西回廊・西第3堂ほか）

難波宮址顕彰会 1966『難波宮址の研究』中間報告Ⅳ（第20・21次発掘調査概報）  
（前期内裏東回廊・内裏後殿・東脇殿、後期内裏内郭北回廊ほか）

難波宮址顕彰会 1966『難波宮址の研究』中間報告Ⅴ  
第24次調査（後期東外郭築地塀ほか）

大阪市教育委員会 1967『昭和41年度（第23次（緊急）・第25次）難波宮研究調査報告書』  
（前期朝堂院西回廊・西第3～5堂ほか）

大阪市教育委員会 1968『昭和42年度（第26次～第29次）難波宮研究調査報告書』  
（前期朝堂院西回廊・西第5堂、後期五間門区画南東角部ほか）

難波宮址顕彰会 1968『昭和43年度（第30次）難波宮跡調査報告書』  
（前期東方官衙ほか）

難波宮址顕彰会 1969『昭和43年度（第31次・第32次・第33次）難波宮研究調査報告書』  
（前期内裏南門、後期大極殿後殿・大安殿南東隅ほか）

大阪市立大学難波宮址研究会、大阪市教育委員会内難波宮址研究会 1970『難波宮址の研究』研究豫察報告第六  
第16・17・18・21・31次調査（前期内裏前殿・同後殿・軒廊、後期大安殿・同前殿・内裏内郭北回廊ほか）

大阪市教育委員会 1970『昭和45年度（第37次・第38次）難波宮址研究調査報告書』  
（後期大極殿、前期朝堂院東回廊ほか）

難波宮址顕彰会 1972『昭和46年度（第39次・第40次）難波宮研究調査報告書』  
（後期大極殿院西および南回廊ほか）

大阪市教育委員会 1972『昭和47年度（第41次・第42次）難波宮研究調査報告書』  
（前期西八角殿院・西および北回廊ほか）

難波宮址顕彰会 1972『難波宮研究調査年報1971』  
第39次・40次調査（後期大極殿院南回廊など）

難波宮址顕彰会 1973『難波宮研究調査年報1972』  
第41～47次調査（前期朝堂院南門および回廊・西八角殿および回廊など）

難波宮址顕彰会 1974『難波宮研究調査年報1973』

- 第 48 ～ 58 次調査（前期内裏後殿・同東脇殿など。ほかに山根徳太郎先生追悼録を収録）  
難波宮址顕彰会 1976 『難波宮研究調査年報 1974』
- 第 59 ～ 70 次調査（66 次調査で 7 世紀中頃の木簡出土。内裏北半部の遺構など）  
大阪市文化財協会 1981 『難波宮研究調査年報 1975 ～ 1979. 6』
- 第 71 ～ 159 次調査  
大阪市文化財協会 1981 『難波宮址の研究』 七  
（阪神高速道路敷地内の調査。前期内裏前殿、前・後期内裏回廊、後期内裏東方遺構ほか）  
大阪市文化財協会 1984 『難波宮址の研究』 八  
（旧国立大阪病院（現大阪医療センター）敷地内の調査）  
大阪市文化財協会 1989 『大阪市中央体育館地区における難波宮跡・大坂城跡発掘調査中間報告』 — 5 世紀代倉庫群・難波宮西方官衙・豊臣氏大坂城三ノ丸—  
大阪市文化財協会 1990 『大阪市中央体育館地区における難波宮跡・大坂城跡発掘調査中間報告 II』 — 5 世紀代倉庫群・難波宮西方官衙・豊臣氏大坂城三ノ丸—  
大阪市文化財協会 1992 『難波宮址の研究』 九  
（法円坂遺跡の 5 世紀倉庫群、前期内裏西方官衙ほか）  
大阪市文化財協会 1995 『難波宮址の研究』 十 — 後期難波宮大極殿院地域の調査—  
（前期内裏南門・西八角殿院回廊、後期大極殿・同後殿ほか）  
大阪市文化財協会 2000 『難波宮址の研究』 十一 — 前期難波宮内裏西方官衙地域の調査—  
（『難波宮址の研究』 九の追加調査。前期の石組み水利施設など）  
大阪府文化財センター 2002 『大坂城跡』 II — 大阪府警察本部庁舎新築工事に伴う発掘調査報告書—  
（『難波宮址の研究』 九の北側敷地の調査。谷の埋土から「戊申年」銘木簡を含む多数の木簡等が出土）  
大阪市文化財協会 2004 『難波宮址の研究』 十二 — 宮殿周辺地域の調査—  
（前期東方官衙・宮城南門・東朝集殿、朝堂院外南西地域の遺構ほか）  
大阪市文化財協会 2005 『難波宮址の研究』 十三 — 前期・後期朝堂院の調査—  
（前期東および西朝堂・東八角殿、後期東および西朝堂・五間門区画・外郭築地ほか）  
大阪市文化財協会 2005 『難波宮址の研究』 十四  
（朝堂院東地区、大阪市住宅供給公社敷地のうち南半部の調査）  
大阪府文化財センター 2006 『大坂城跡』 III — 大阪府警察本部棟新築 2 期工事に伴う発掘調査報告書—  
（谷地形の南側で東西方向の柱列検出。谷の埋土から多数の絵馬、漆容器が出土）  
大阪市文化財協会 2008 『難波宮址の研究』 十五 — 東方官衙地域の調査—  
（前期東方官衙のうち東端敷地の調査。回廊区画施設ほか）  
大阪市文化財協会 2010 『難波宮址の研究』 十六  
（朝堂院東地区、『難波宮址の研究』 十四の北側敷地の調査）  
大阪文化財研究所 2011 『難波宮址の研究』 十七  
（朝堂院東地区、『難波宮址の研究』 十六の敷地東側擁壁部の調査）  
大阪文化財研究所 2012 『難波宮址の研究』 十八  
（『難波宮址の研究』 十五の東側、旧大阪府立青少年会館敷地の調査。谷の埋土から白土塗の壁土ほか出土）  
大阪文化財研究所 2013 『難波宮址の研究』 十九

(大阪医療センター敷地内、南西部の調査。前期難波宮期の塀・建物ほか)

大阪文化財研究所 2015 『難波宮址の研究』 二十

(朝集殿院東方の調査)

大阪文化財研究所 2018 『難波宮址の研究』 二十一 —大極殿院東方の調査—

(第5次史跡指定敷地のうち大極殿院東側地域の調査。後期官衙築地ほか)

大阪文化財研究所 2017 『難波宮址の研究』 二十二 —後期朝堂院西方の調査—

(大阪医療センター敷地内の調査。五間門区画南塀およびその南側建物群ほか)

大阪市文化財協会 2019 『難波宮址の研究』 二十三 —宮城南門東方の調査—

(旧大阪府當上町住宅敷地内の調査。後期石組暗渠ほか)

建設省国土地理院 1965 『土地条件調査報告書 (大阪平野)』

このほか、周辺地域の調査報告は大阪市教育委員会・大阪市文化財協会刊行の『大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書』に掲載されている。

#### 【環境整備・保存活用計画関連】

大阪市 2013 『特別史跡大坂城跡保存管理計画』

大阪市教育委員会 1976 『史跡難波宮跡』 第一次環境整備事業

大阪市教育委員会 1984 『史跡難波宮跡』 環境整備事業中間報告

大阪市建設局花と緑の推進本部 1999 『難波宮跡公園整備基本計画』

#### 【史跡指定関連】

文化庁文化財保護部監修 1986 『月刊文化財』 昭和61年5月号 (第3次指定)

文化庁文化財部監修 2000 『月刊文化財』 平成12年12月号 (第4次指定)

文化庁文化財部監修 2005 『月刊文化財』 平成17年3月号 (第5次指定)

文化庁文化財部監修 2007 『月刊文化財』 平成19年9月号 (第6次指定)

文化庁文化財部監修 2013 『月刊文化財』 平成25年2月号 (第7次指定)

史跡難波宮跡附法円坂遺跡保存活用計画

2020年6月30日 発行

編集・発行 大阪市教育委員会事務局総務部文化財保護課

〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号

(TEL. 06-6208-9166 FAX. 06-6201-5759)

